

越谷市次世代育成支援行動計画
(後期計画・平成 22～26 年度)

みんなで子育て越谷プラン

はじめに

わが国における急速な少子化への対策と、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境をつくるため、平成 15 年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」が施行され、平成 17 年度から 10 年間の次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務づけられました。



この計画は 5 年をひとつの単位として、平成 17 年から平成 21 年度を前期行動計画、平成 22 年度から平成 26 年度を後期行動計画と位置づけています。

本市では、平成 16 年度に「越谷市次世代育成支援行動計画 みんなで子育て越谷プラン」(平成 17～21 年度)を策定し、次世代育成対策の総合的な推進を図ってきました。

しかし、前期行動計画の初年度となる平成 17 年には、わが国の総人口が減少に転じ、合計特殊出生率も 1.26 人と過去最低を更新しました。

こうしたことから、国は、平成 19 年度に『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』を示し、少子化の背景を「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造にあるとした上で、少子化対策を進めるにあたっては「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとしています。

こうした状況を踏まえ、前期計画の見直しと評価を行うとともに、国の示す方向性や子どもを取り巻く環境の変化に対応した本市の次世代育成対策として本計画を策定しました。

本計画の推進にあたっては、市民と企業、そして行政が互いに役割を分担し、協働して取り組んでいくことが重要となりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、策定にあたりまして、越谷市児童福祉審議会の委員の皆様をはじめ実態調査等の実施においてご協力いただいた市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 22 年 3 月

越谷市長 高橋 努

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

1	計画策定の目的	1
2	計画の性格と位置づけ	1
	(1)次世代育成支援対策推進法に基づく計画	1
	(2)次世代育成に係る総合的な計画	1
	(3)開かれた方法により策定する計画	2
3	計画の期間	3

第 2 章 越谷市の子育て環境の現状

1	人口	5
	(1)人口推移	5
	(2)自然動態	8
	(3)社会動態	9
2	世帯	11
	(1)世帯数推移	11
	(2)母子・父子世帯数推移	12
3	結婚・出産等	14
	(1)婚姻・離婚	14
	(2)未婚率	15
	(3)合計特殊出生率	16
4	人口推計	18
	(1)総人口の推計	18
	(2)児童人口の推計	19
5	就労状況	21
	(1)就業者数	21
	(2)産業構造	23

6	主な子育て支援サービス事業の状況	25
	(1)子育てサロン(つどいの広場)	25
	(2)ファミリー・サポート・センター	26
	(3)家庭児童相談室	28
	(4)児童館	29
	(5)保育所等	32
	(6)保育ステーション	34
	(7)学童保育室	35
	(8)地域子育て支援センター	36

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	39
2	基本目標	40
3	施策体系	42

第4章 基本施策と事業の展開

	基本目標1：地域全体で子育て家庭を支えます	45
	(1)子育て家庭と地域のつながりをつくります	46
	(2)家庭での育児や仕事を両立するための子育て支援サービスを 充実します	51
	(3)さまざまな子育て家庭を支えます	57
	(4)子育てしやすい就労環境づくりを支援します	62
	基本目標2：子どもの健やかな成長と親子の健康づくりを支えます	69
	(1)子どもの健全な発育や親子の健康増進を進めます	70
	(2)小児医療の充実に取り組みます	75
	(3)食を通じた健康な心と身体づくりに取り組みます	79

基本目標 3 : 次代を担う子どもの成長を支えます	8 2
(1)子どもの生きる力を育む環境づくりを進めます	8 3
(2)子どもの心と身体の健康づくりを進めます	9 0
(3)地域に開かれた学校づくりを行います	9 6
基本目標 4 : 子どもにやさしいまちづくりを進めます	9 8
(1)子どもの権利を尊重するよう進めます	9 9
(2)子どもを交通事故や犯罪から守ります	1 0 3
(3)子どもや子ども連れにやさしいまちをつくります	1 0 7

第 5 章 計画の推進体制

1 地域全体で取り組む子育て支援	1 1 1
(1)家庭の役割	1 1 1
(2)地域の役割	1 1 1
(3)学校等の役割	1 1 2
(4)企業の役割	1 1 2
(5)行政の役割	1 1 2
2 連携体制の確立	1 1 3
(1)住民参画の促進	1 1 3
(2)地域との連携	1 1 3
(3)企業等との連携	1 1 3
(4)関係機関との連携	1 1 3
3 行動計画の進行管理	1 1 4
(1)進行管理体制	1 1 4
(2)計画の公表と意見聴取	1 1 5
(3)庁内体制の充実	1 1 5
4 目標事業量	1 1 6

資料編

1	策定の経過	1 1 9
2	計画策定体制	1 2 1
3	越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	1 2 2
4	越谷市児童福祉審議会委員名簿	1 2 5
5	越谷市子ども憲章	1 2 6
6	用語集	1 2 7

第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

本計画は、地域・企業・行政など社会全体で子ども自身の成長や子育て家庭を支援し、家庭において子育ての喜びが実感でき、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的としています。

2 計画の性格と位置づけ

(1)次世代育成支援対策推進法に基づく計画

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)に定める市町村行動計画の後期計画であり、国の「行動計画策定指針」に沿って策定する計画です。

(2)次世代育成に係る総合的な計画

本計画は、本市の次世代育成支援の基本的方向や子育て支援サービスを明らかにし、次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものです。また、計画策定にあたっては、前期計画をベースとして見直しを図るとともに、上位計画となる「越谷市総合振興計画」をはじめとする本市の各種計画とも調和がとれたものとして策定しています。さらに、母性及び乳幼児の健康保持・増進を図るための母子保健計画を包含したものとしています。

(3)開かれた方法により策定する計画

本計画は、「越谷市子育て実態調査」の実施や計画策定段階における計画内容の公表を行い、広く市民の意見を聴くなど、市民の意見を反映して策定した計画です。また、この計画を策定したときは遅滞なく公表(情報公開)し、広く市民にお知らせすることとなっています。

調査方法及び調査実施期間

- ・市内在住の就学前児童、小学校児童から年齢別に無作為抽出
- ・郵送により配布・回収
- ・平成21年1月14日(水)～平成21年1月30日(金)

調査実施概要

調査対象者区分		配布数(票)	回収数(票)	回収率(%)
就学前児童	0歳	420	190	45.24
	1歳	420	204	48.57
	2歳	415	194	46.75
	3歳	415	185	44.58
	4歳	415	178	42.89
	5歳	415	181	43.61
	就学前児童合計	2,500	1,144	45.76
小学校児童	1年生	420	197	46.90
	2年生	420	172	40.95
	3年生	415	179	43.13
	4年生	415	164	39.52
	5年生	415	156	37.59
	6年生	415	139	33.49
	小学校児童合計	2,500	1,035	41.40
計		5,000	2,179	43.58

調査票回収数の合計には、年齢未記入の就学前児童の12票、小学校児童の28票を含む。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画は、平成17年度から平成21年度までの5か年を前期計画期間とし、平成22年度から平成26年度までの5か年を後期計画期間と定められています。

このことから、後期計画となる本計画の計画期間を、平成22年度から平成26年度までの5か年とします。





第2章

越谷市の子育て環境の現状

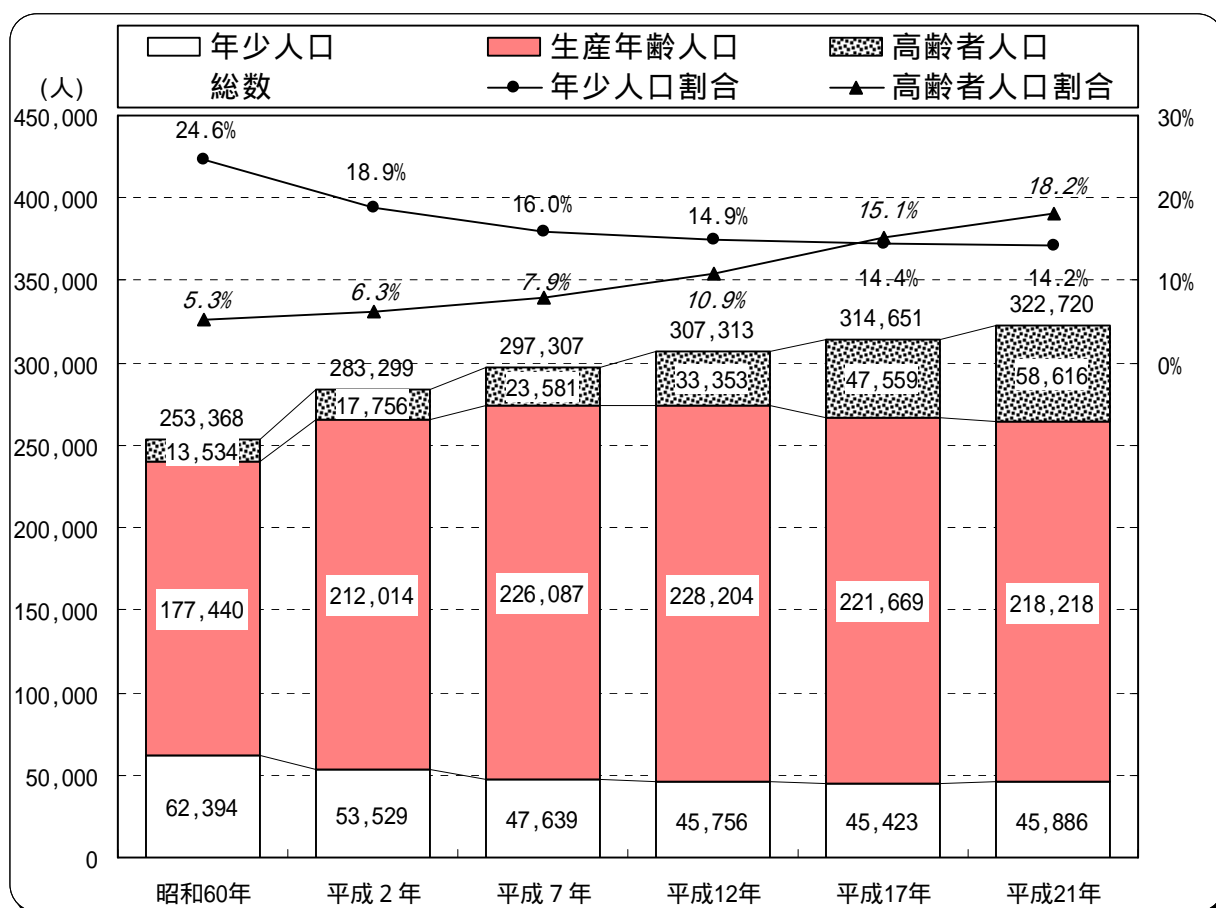
1 人口

(1)人口推移

本市の人口推移を国勢調査(昭和60年～平成17年)及び埼玉県町(丁)字別人口調査人口(平成21年1月1日現在)のデータからみると、総人口では増加傾向が続いていることがわかります。

一方、年少人口(15歳未満)割合は減少傾向、高齢者人口(65歳以上)割合は増加傾向にあり、平成17年の時点では両者が逆転しており、少子高齢化の進行が表れています。

図表 2-1 人口推移

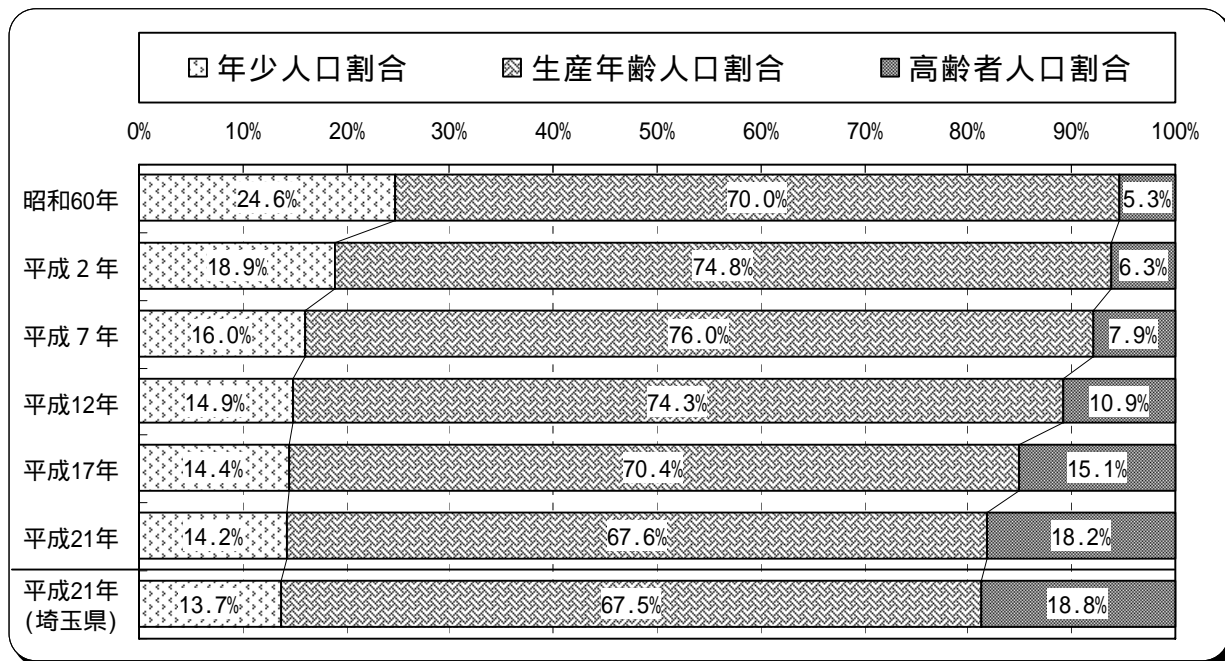


資料:平成17年まで国勢調査、平成21年は埼玉県町(丁)字別人口調査(1月1日現在、年齢不詳除く)

平成21年の人口データは平成17年までとは資料もとが異なるため、他年との数値比較は参考程度にとどめてください。

一方、平成21年での年齢三区分別人口割合と比較すると、ほぼ県平均と同程度の少子高齢化の進行となっていることがわかります。

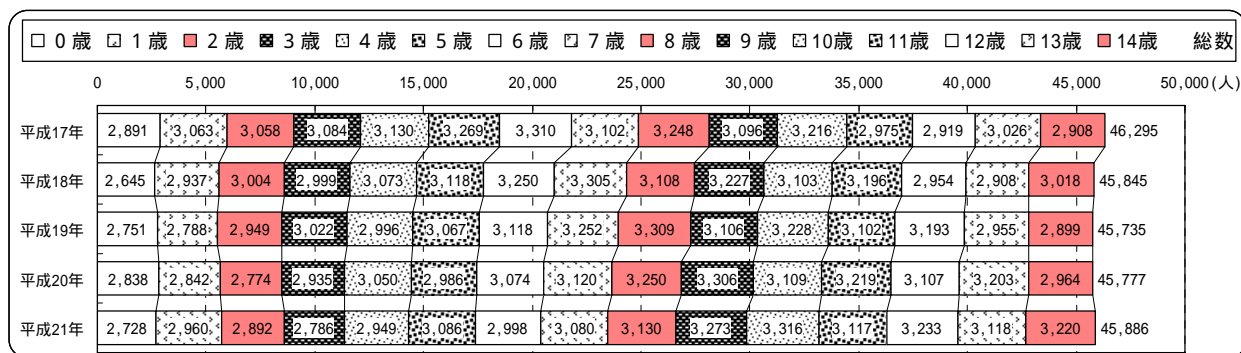
図表 2-2 年齢三区分別人口割合



資料:平成17年まで国勢調査、平成21年は埼玉県町(丁)字別人口調査(1月1日現在、年齢不詳除く)

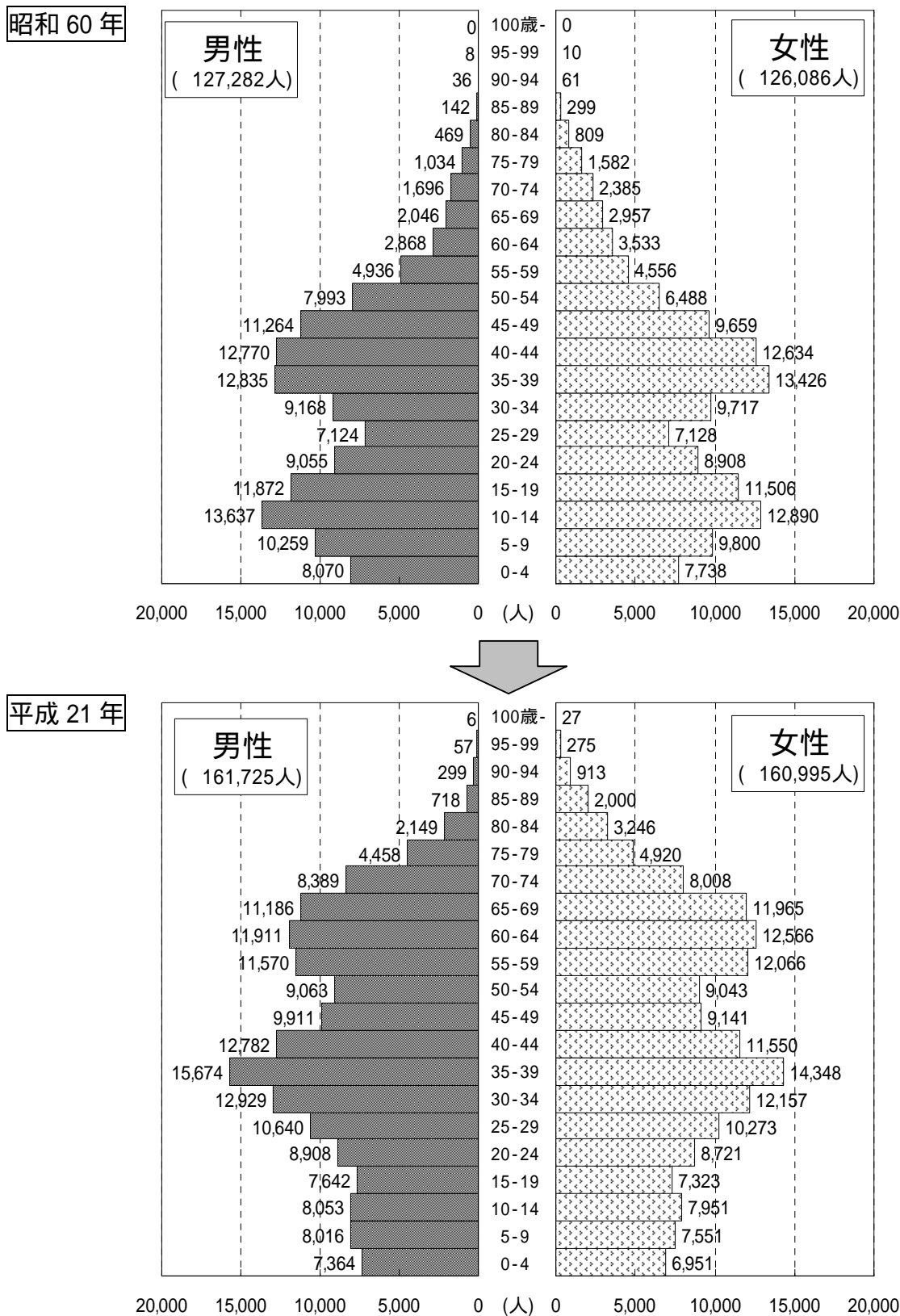
乳幼児や小中学生などの14歳以下の人口推移をみると、総人口に対する割合では減少傾向にあったものの、実数では横這い状態か若干の増加となっていることがわかります。

図表 2-3 14歳以下人口の推移



資料:埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在、年齢不詳除く)

図表2-4 人口ピラミッド



資料：昭和60年...国勢調査、平成21年...埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)(年齢不詳除く)

(2)自然動態

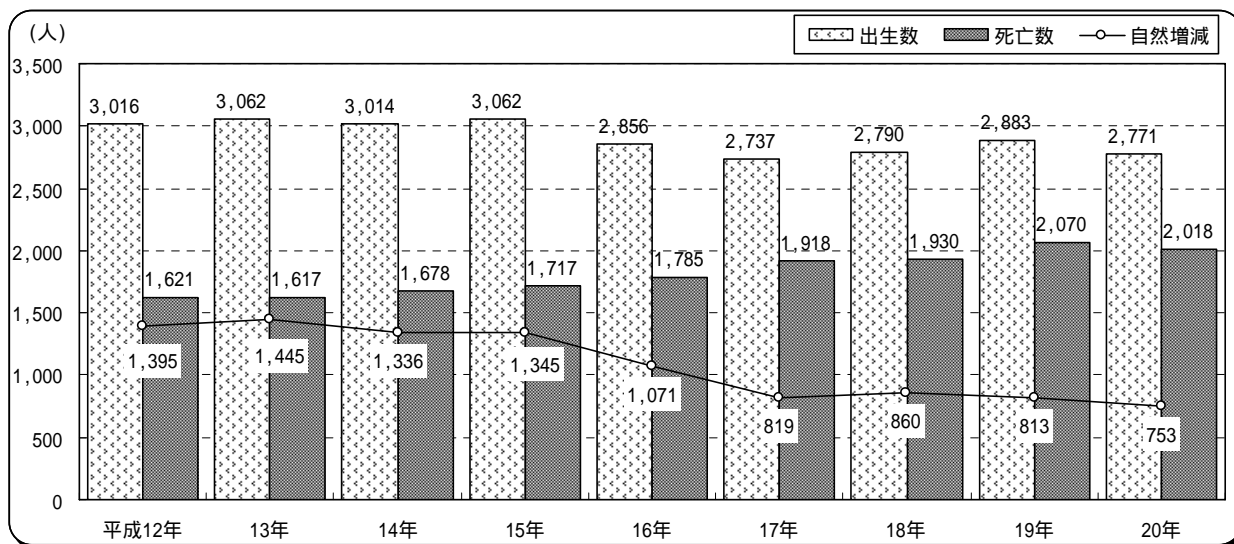
出生数と死亡数の動向では、出生数は平成18年、19年と増加に転じたものの、全体としては減少傾向にあり、他方、死亡数は増加傾向にあります。

したがって、その差である自然増減はプラスであるものの、そのプラス幅は縮小傾向となっており、このまま推移すれば、数年後には出生数と死亡数が逆転する可能性があります。

人口千人当たりの出生数(出生率)では、県平均をわずかに上回って推移していますが、県平均と同様に減少傾向となっています。また、平成20年では8.6人まで下がっています。

一方、人口千人当たりの死亡数(死亡率)では、県平均より低く推移していますが、県平均と同様に増加傾向となっています。また、平成20年では6.3人と出生率より低い値となっています。

図表 2-5 自然動態



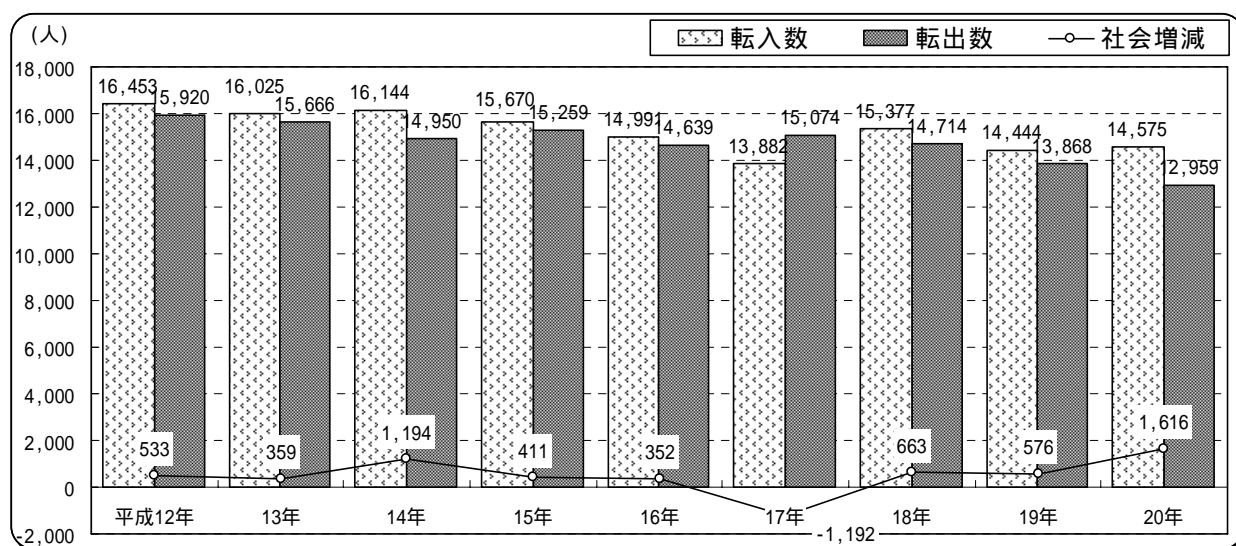
資料: 埼玉県保健統計年報

(3) 社会動態

転入と転出の動向では、転入数が転出数をわずかに上回って推移していますが、その差である社会増減は横這い状態となっています。

また、転入数、転出数ともに減少傾向となっており、人口移動規模が小さくなっている様子が見えます。

図表 2-6 社会動態



資料: 越谷市統計年報



【まとめ】 1 人口

本市の人口は、自然増及び社会増により増加傾向にありますが、その増加幅も年々縮小しています。また、高齢者人口の増加に対し、年少人口は横這い状態で、相対的な少子高齢化が進行しています。特に生産年齢人口の減少で、今後の出生数の減少や社会経済への影響が懸念されます。

こうしたことから、新しい家庭を築く若年者世代の増加を目指して、就労環境や居住環境をはじめとして、子どもを産み育てやすい環境の整備が必要となります。

【課題】

- ・子育て家庭にやさしいまちづくりの推進
- ・子育てしやすい就労環境づくりの推進
- ・地域の子育て参加促進



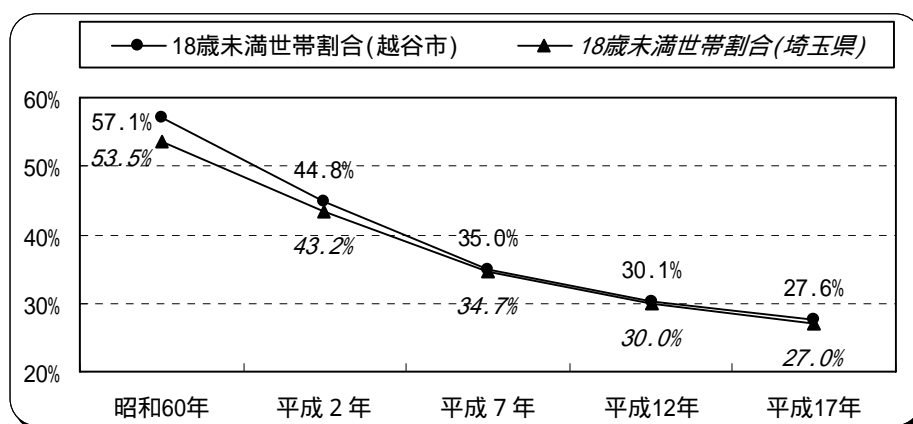
2 世帯

(1) 世帯数推移

一般世帯に占める18歳未満児童がいる世帯の割合では、減少傾向を示しており、本市は県平均をわずかに上回って推移しています。また、昭和60年での57.1%が平成17年では27.6%へと半減しています。

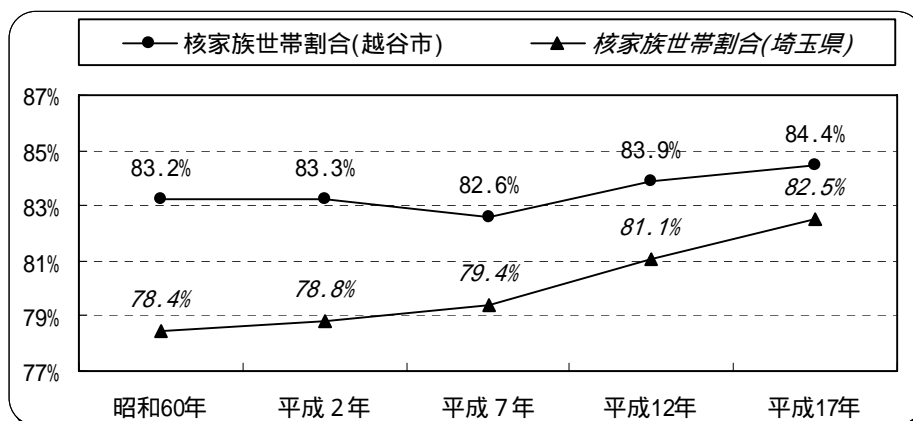
一方、18歳未満児童がいる世帯に占める核家族世帯の割合では、本市は県平均を上回って推移しており、核家族世帯の割合が比較的高いことを示しています。

図表 2-7 一般世帯に占める18歳未満児童がいる世帯割合



資料: 国勢調査

図表 2-8 18歳未満児童がいる世帯での核家族世帯割合



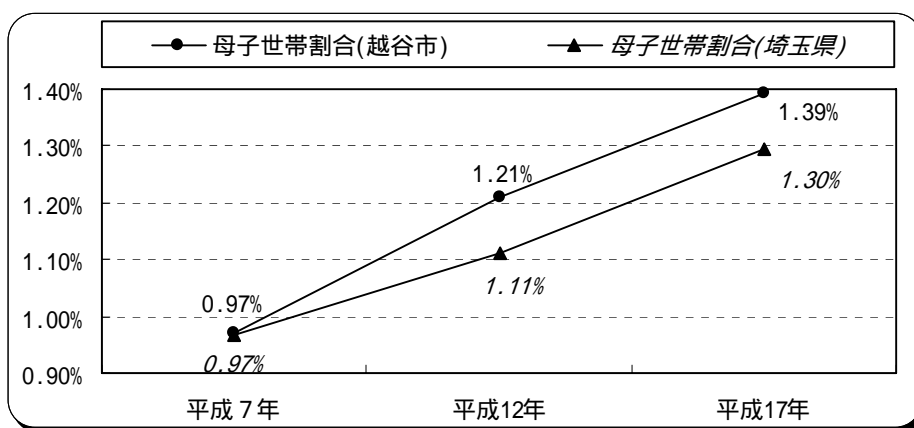
資料: 国勢調査

(2) 母子・父子世帯数推移

一般世帯数に占めるひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の割合をみると、母子世帯割合では県平均とともに増加傾向となっています。

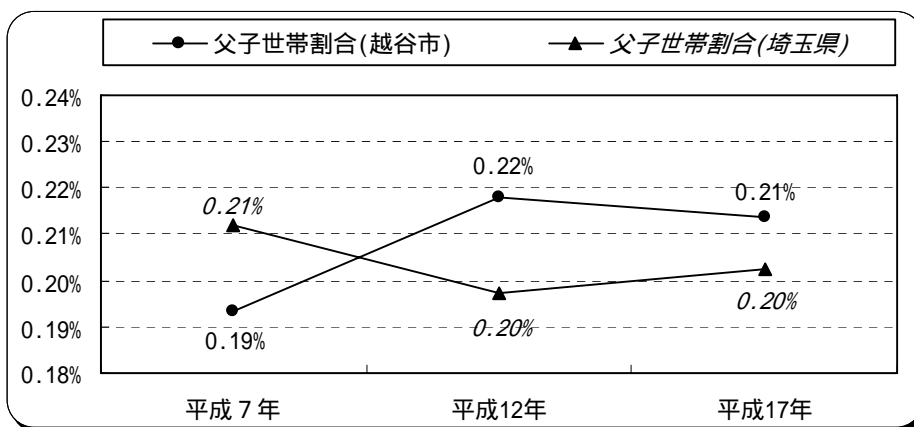
一方、父子世帯においては、母子世帯割合の6分の1程度の割合で、ほぼ横這い状態となっています。

図表 2-9 一般世帯に占める母子世帯割合



資料: 国勢調査

図表 2-10 一般世帯に占める父子世帯割合



資料: 国勢調査

【まとめ】 2 世帯

子育て世帯の減少と子育て家庭の核家族化が進行しています。

周囲に同じ境遇の子育て家庭が少なくなることや祖父母世代からの育児支援が得られにくくなることから、子育ての孤立感や負担感及び育児不安の増大などが懸念されます。

こうしたことから、父親の家事、育児への参加促進など家庭内での育児力向上とともに、子育て家庭同士や地域との交流、気軽に相談できる体制の構築や情報提供体制の拡充など周囲の支援体制強化が必要と考えられます。

また、母子世帯などひとり親家庭が増加しており、ひとり親家庭の子どもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などを進めるとともに、精神的負担の軽減や児童虐待防止の観点からも相談体制の充実が必要となります。

【課題】

- ・ 男性の家事、育児参加の促進
- ・ 子育て家庭の交流機会や相談機能の充実
- ・ 様々な情報提供の充実
- ・ 地域の子育て参加促進
- ・ ひとり親家庭の自立支援の推進

3 結婚・出産等

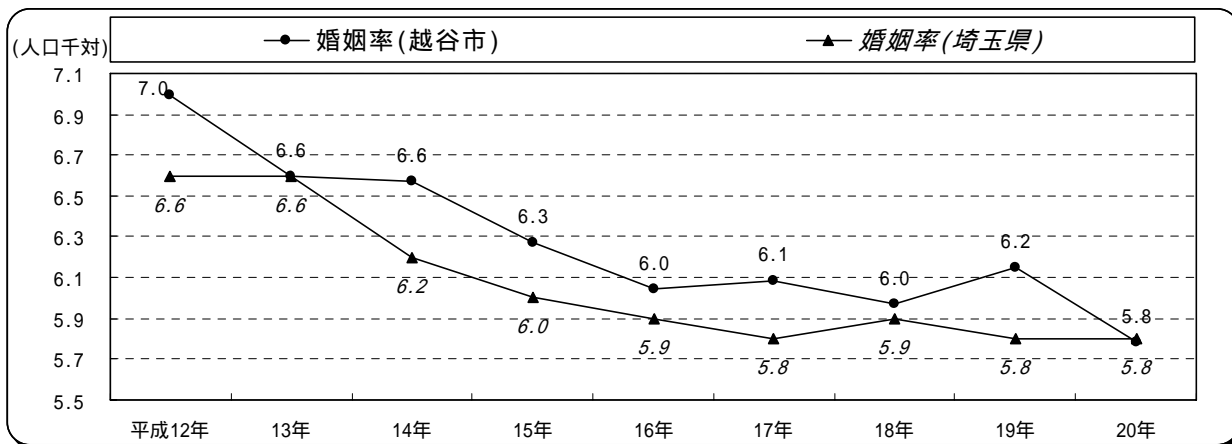
(1) 婚姻・離婚

人口千人当たりの婚姻件数(婚姻率)は県平均とほぼ同じ推移をしており、近年ではゆるやかな減少傾向となっています。

一方、人口千人当たりの離婚件数(離婚率)でも県平均と同様の推移を示し、近年ではゆるやかな減少傾向となっています。

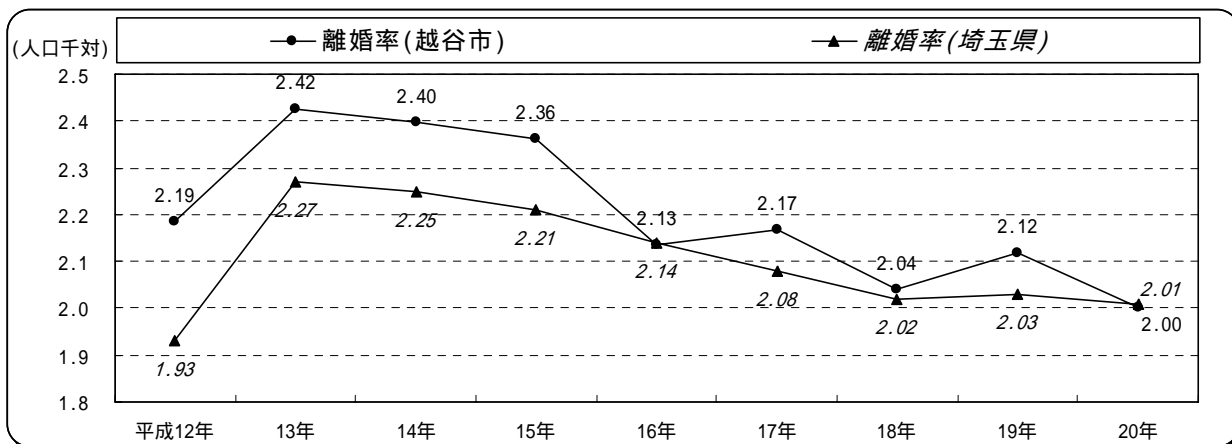
こうした背景には、高齢者人口の増加により総人口が押し上げられ、相対的に婚姻率、離婚率が減少していると考えられます。

図表 2-11 婚姻率



資料:埼玉県保健統計年報(1/1～12/31:人口は国勢調査及び埼玉県総務部統計課推計人口)

図表 2-12 離婚率

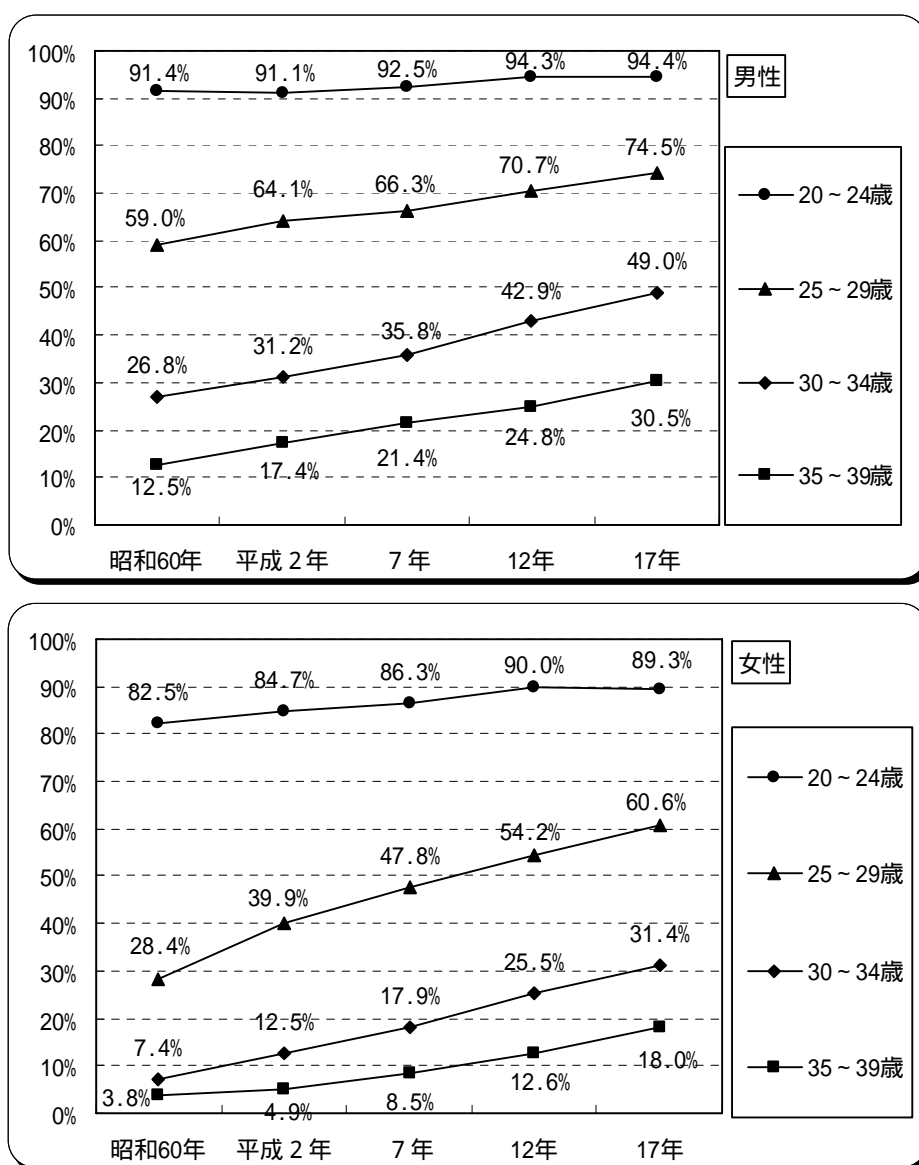


資料:埼玉県保健統計年報(1/1～12/31:人口は国勢調査及び埼玉県総務部統計課推計人口)

(2) 未婚率

未婚率をみると、25歳以上では男女ともに上昇傾向にあることがわかります。特に25～29歳女性では昭和60年で28.4%だったものが、平成17年には65.6%と37.2ポイントも増加しており、晩婚化、非婚化が進んでいると考えられます。

図表 2-13 未婚率



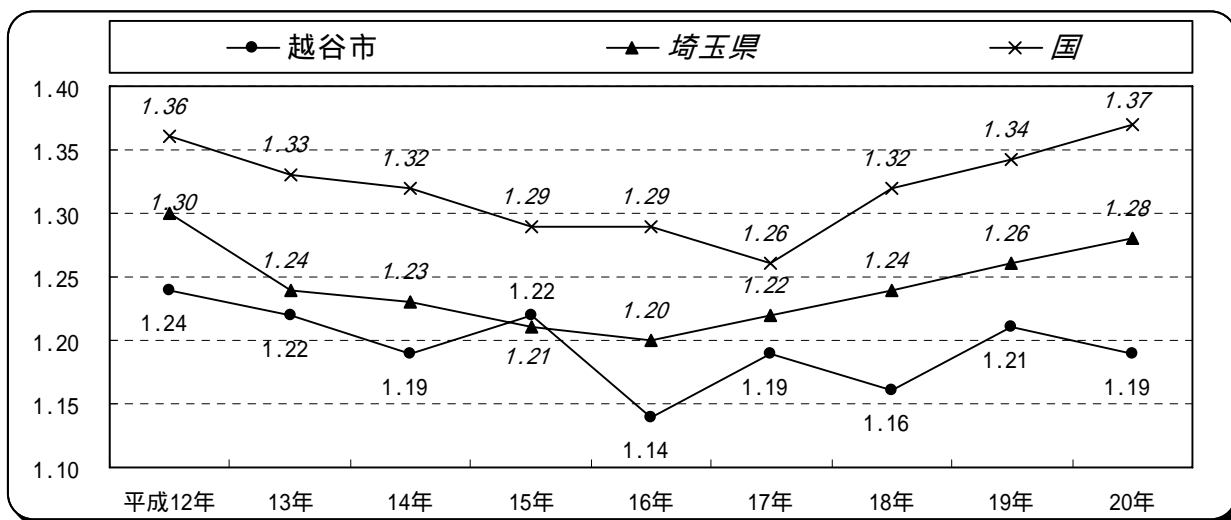
資料: 国勢調査

(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子ども数）をみると、県、国ともに平成16、17年を境に上昇傾向に転じていることがわかります。

一方、本市でも県や国を下回ってはいるものの、平成16年に1.14まで下がった後は上昇に転じていることがわかります。

図表 2-14 合計特殊出生率



資料：埼玉県保健統計年報、平成20年は埼玉県人口動態概況
人口を維持するのに必要な合計出生率は2.08といわれています。



【まとめ】3 結婚・出産

未婚率の推移では男女ともに晩婚化、非婚化の進行がみられており、生産年齢人口の減少と相まって、新しい家庭の誕生の鈍化が懸念されます。また、晩婚化により、1人の女性が産む子どもの数も少なくなることが考えられます。

反対に、本市の合計特殊出生率は、平成16年以降、上昇に転じていることから、20歳代から30歳代の人口増加と新しい家庭の誕生が進めば、子ども数自体の増加も期待できます。

こうしたことから、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進し、若者世代が定住し、新しい家庭を築きやすいまちづくりを目指すことも重要となります。

【課題】

- ・若者世代の定住化対策の推進
- ・新しい家庭を築く支援の強化



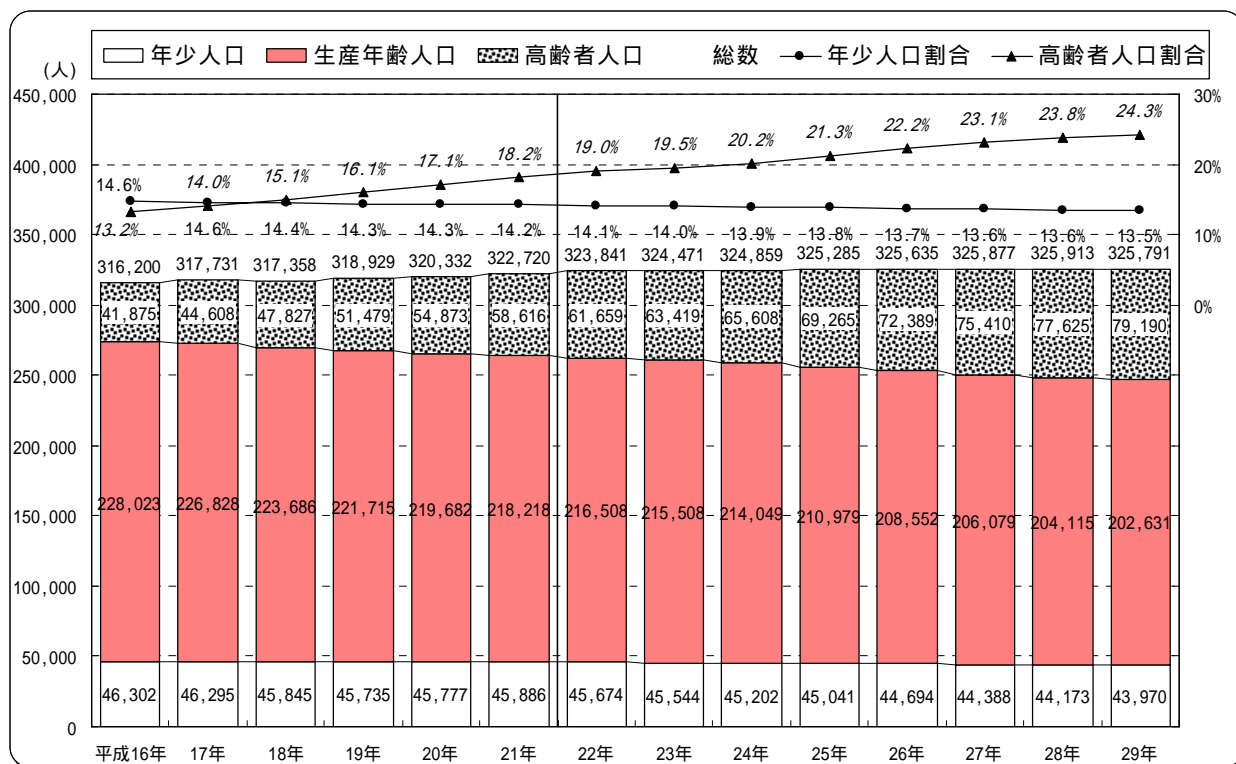
4 人口推計

(1) 総人口の推計

平成16年から平成21年までの1月1日現在での埼玉県町(丁)字別人口調査人口を基にしたコーホート変化率法による人口推計(市総合振興計画で算出)によると、総人口は平成28年まで増加傾向を示し、その後減少傾向に転じると予測されています。

また、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が減少の一途をたどる一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向となっており、平成29年時点で総人口に対する割合では、年少人口割合が13.5%、高齢者人口割合がその約2倍にあたる24.3%程度になるものと予測されます。

図表 2-15 推計人口推移

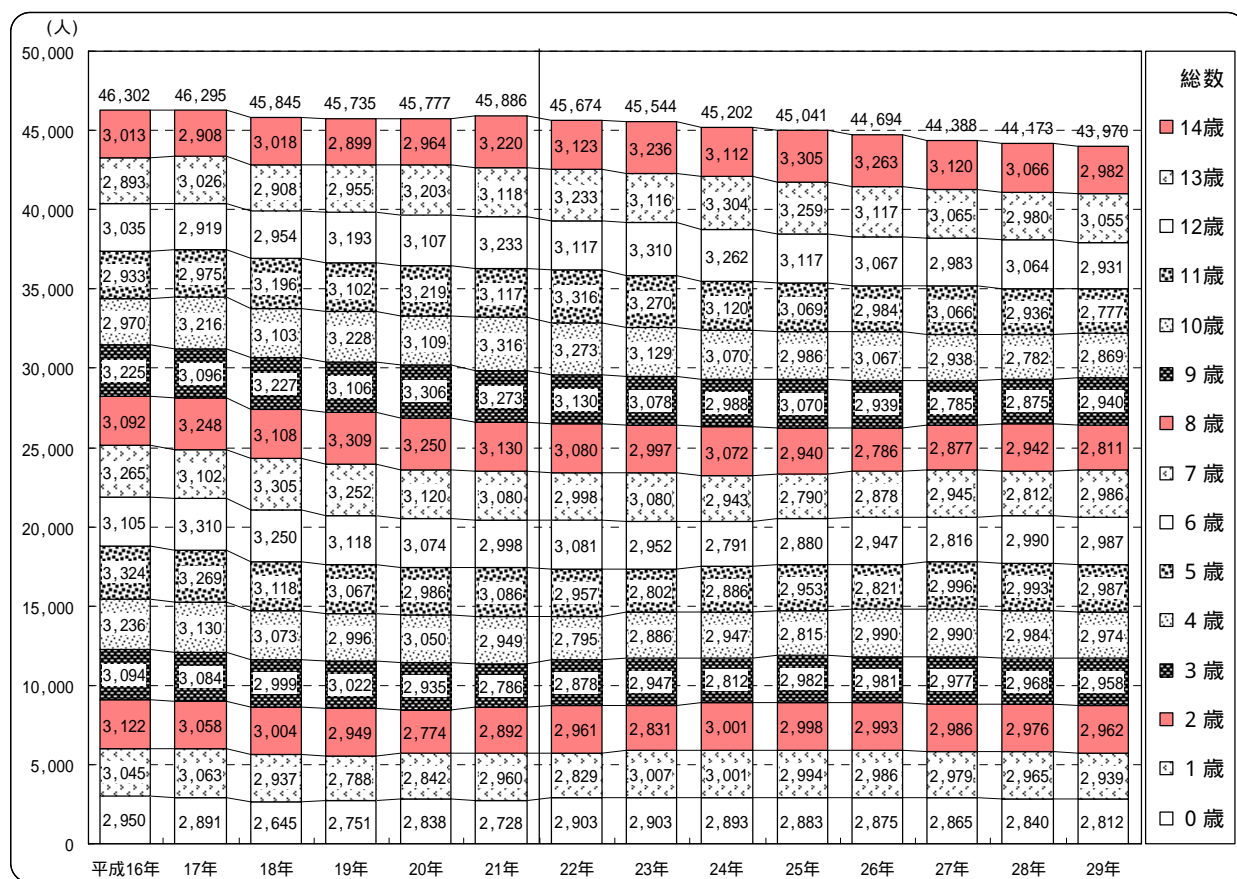


資料：平成21年までは埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)
平成22年以降は平成16年から平成21年までの実績に基づいたコーホート変化率法による推計人口

(2) 児童人口の推計

推計人口のうち、15歳未満の年少人口を各歳別にみると、母親となる年齢層の人口が減少するという見込みを反映して、0歳児人口も減少傾向を示していることがわかります。

図表 2-16 推計人口推移(15歳未満)



資料：平成 21 年までは埼玉県町(丁)字別人口調査(各年 1 月 1 日現在)

平成 22 年以降は平成 16 年から平成 21 年までの実績に基づいたコーホート変化率法による推計人口

【まとめ】4 人口推計

平成 29 年までの人口推計では、総人口は平成 28 年まで増加し、その後減少に転じると予測されます。また、年少人口では、平成 21 年までの実績ではほぼ横這い状態にあったものの、平成 22 年以降の推計ではわずかずつですが減少傾向が続き、生産年齢人口も減少が継続すると予測されます。

こうしたことから、年少人口の減少に歯止めをかけるための様々な対策を推進する必要があります。

加えて、子ども数の減少によって、近隣の遊び仲間が少なくなり、子どもの社会性が育ちにくくなるといった影響も懸念されます。

【課題】

- ・ 各種少子化対策の推進
- ・ 子どもの社会性の習得促進



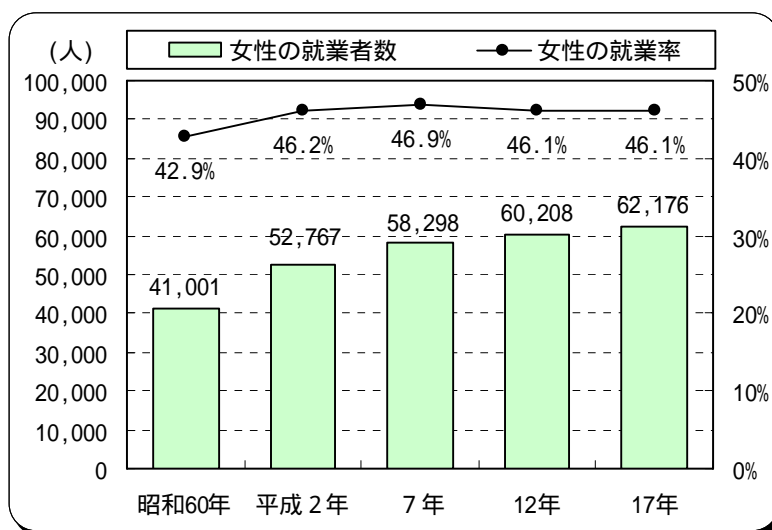
5 就労状況

(1) 就業者数

15歳以上の女性人口に対する女性就業者の割合(女性就業率)は、平成17年では46.1%となっており、女性(15歳以上)の半数近くが就業していることとなります。

また、女性の就業者数及び就業率は、平成7年で46.9%まで上昇した後、横這い状態となっています。

図表 2-17 女性の就業者数

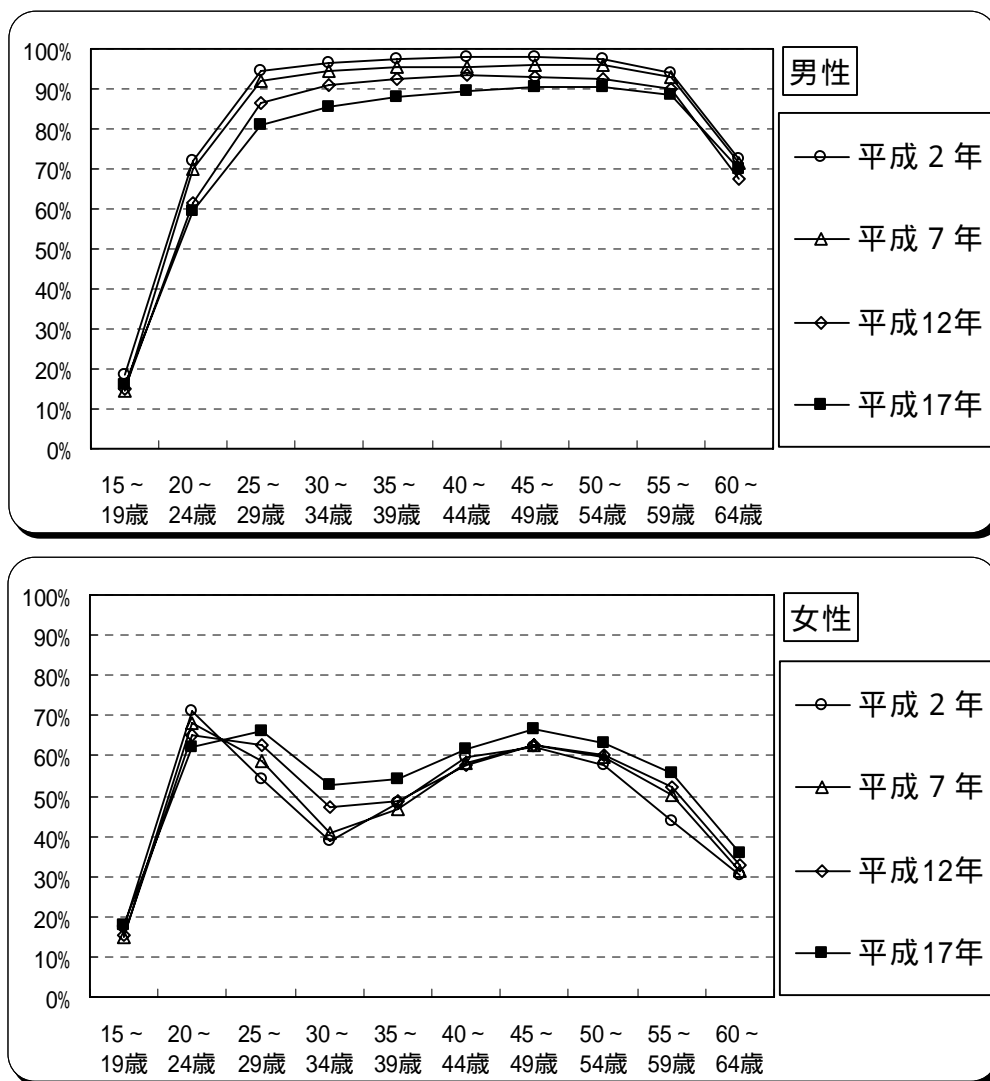


資料: 国勢調査

男性の就業率は年ごとに低下しており、働いている人の割合が下がっていることを示しています。

一方、女性の就業率を年齢に沿って見た場合、「M字型曲線」を示しており、30歳前後で結婚や出産のため離職する傾向にあるものの、平成17年ではその落ち込み方が浅くなっており、継続して就労している割合が高いことを表しています。

図表 2-18 年齢別就業率



資料: 国勢調査

(2) 産業構造

産業別就業者割合は、全体、女性ともに「サービス業」が最も高く3割前後を占め、さらに増加傾向となっています。

図表 2-19 産業構造

全 体		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	農業	1.7%	1.3%	1.0%	0.8%
	林業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	漁業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第二次産業	鉱業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	建設業	9.0%	9.6%	9.2%	8.7%
	製造業	24.2%	21.1%	18.2%	15.6%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	0.4%	0.5%	0.5%	0.3%
	運輸・通信業	6.9%	7.5%	7.9%	11.2%
	卸売・小売業，飲食店	26.6%	26.5%	26.3%	25.7%
	金融・保険業	5.2%	4.9%	4.1%	3.4%
	不動産業	1.6%	1.6%	1.8%	1.9%
	サービス業	20.7%	23.0%	25.5%	26.0%
	公務(他に分類されないもの)	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
分類不能の産業		1.0%	1.3%	2.7%	3.6%
合 計		100%	100%	100%	100%
女 性		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	農業	2.2%	1.6%	1.2%	0.9%
	林業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	漁業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第二次産業	鉱業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	建設業	3.5%	3.9%	3.3%	3.0%
	製造業	22.8%	18.8%	15.8%	12.8%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%
	運輸・通信業	2.8%	3.4%	3.9%	6.2%
	卸売・小売業，飲食店	31.2%	32.3%	32.3%	31.5%
	金融・保険業	6.8%	6.3%	5.2%	4.3%
	不動産業	1.7%	1.5%	1.7%	1.7%
	サービス業	26.0%	28.4%	31.3%	34.1%
	公務(他に分類されないもの)	1.7%	1.9%	1.8%	1.7%
分類不能の産業		1.2%	1.7%	3.2%	3.8%
合 計		100%	100%	100%	100%

資料:国勢調査 四捨五入の都合上、合計が100%ちょうどとならない場合があります。

【まとめ】 5 就労状況

女性の就業率は平成2年以降46%台で推移し、横這い状態となっています。

しかし、女性年齢別の就業率をみると、30歳前後で結婚や出産のため離職する様子が表れた、いわゆる「M字型曲線」となっているものの、平成17年ではその落ち込み方が浅くなるなど、継続して就労している割合が高くなっています。

一方、産業別の就労状況をみると、男女ともにサービス業の割合が増加しており、就業時間や休日の多様化が懸念されます。

こうしたことから、結婚・出産退職後の再雇用制度や育児休業制度の整備、保育サービスの拡大と多様化、地域による子育て支援など、結婚や出産しても継続して働くことのできる環境づくりが必要です。

【課題】

- ・子育てと仕事が両立できるよう企業への働きかけ
- ・男性の家事、育児参加の促進
- ・働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ・多様な保育サービスの充実
- ・地域の子育て参加促進

6 主な子育て支援サービス事業の状況

(1) 子育てサロン(つどいの広場)

子育てサロンでは、就学前の子どもを育てている方を対象に、子育て中の親同士の交流の場を設けるとともに、子育てに関する悩みや相談をお受けし、また、子育てサークルによる各種講座等もあります。

図表 2-20 子育てサロン設置状況

名称	場所	開所日	利用時間
ヴァリエ子育てサロン	新越谷駅ビル ヴァリエ1F	月曜日を除く毎日	9:30～17:00
住まいの情報館子育てサロン	住まいの情報館	月・水・金	10:00～15:00
つどいの広場はぐはぐ子育てサロン	生活クラブ越谷生活館	火・木・金	10:00～15:00
児童館コスモス子育てサロン	児童館コスモス	水・木・金	9:00～12:00
児童館ヒマワリ子育てサロン	児童館ヒマワリ	火・木・金	9:00～12:00
花田学童保育室子育てサロン(出張)	花田小学校内	火曜日	午前中
ほっと越谷子育てサロン(出張)	男女共同参画センター内	木曜日	午前中

資料：児童福祉課(平成21年4月1日現在)

図表 2-21 相談・講座開催回数

(単位：回)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
子育て相談	523	531	523	832	708
子育て講座	77	79	75	85	86
親子講座	24	24	24	11	10
合計	624	634	622	928	804

平成20年度よりつどいの広場の開催のため子育て相談は減少した。

資料：児童福祉課

(2)ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を行いたい方(提供会員)と子育ての援助を受けたい方(利用会員)を会員として組織し、地域における子育ての相互援助活動を目的としています。

また、センターはサービス利用にあたって、利用会員と提供会員の連絡調整や育児に関する知識・技術の習得のための研修会等を実施しています。利用するには、会員登録が必要で、利用される場合には利用料金を負担していただきます。援助内容は、保育所への送迎や一時保育、小学校帰宅後の預かり等です。

平成21年1月5日からは、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町での相互利用を開始しました。

対 象：小学校6年生までの児童
 所 在 地：越谷市中央市民会館内(事務局)
 活動時間：6時～22時

図表2-22 ファミリー・サポート・センター会員状況 (単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用会員	475	528	583	590	684
提供会員	197	209	212	211	228
利用・提供会員	33	33	35	38	38
合 計	705	770	830	839	950

資料：児童福祉課

図表 2-23 ファミリー・サポート・センター内容別活動状況 (単位：件)

内 容	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り	104	430	220	632
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	1,724	1,501	1,075	1,174
保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	8	4	1	12
学童の放課後の預かり	93	56	53	42
学童保育の迎え及び帰宅後の預かり	419	520	660	598
子どもの病気時の援助	6	3	0	0
子どもの習い事等の場合の援助	144	271	420	300
保育所・学校等休み時の援助	101	68	32	56
保育所等施設入所前の援助	4	2	62	10
保護者等の短時間・臨時就労の場合の援助	167	29	23	4
保護者等の求職活動中の援助	4	3	0	0
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事等の援助	40	21	1	10
保護者等の外出の場合の援助	39	14	16	69
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	32	32	2	33
その他	0	0	40	227
合 計	2,885	2,954	2,605	3,167

資料：児童福祉課



(3) 家庭児童相談室

学校や幼稚園に行けない、夜尿や爪かみ、チックが治らない、非行の心配があるなど、家庭における児童教育について、専門の相談員が相談に応じ、助言を行います。

対 象：18歳未満の子ども及びその保護者

相談時間：毎週月曜日～金曜日(祝祭日除く) 9時～16時

所在地：中央市民会館4階相談室

図表 2-24 家庭児童相談室相談状況

(単位：件)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
性格・生活・習慣等		428	474	330	331	371
知能・言語		25	22	22	19	30
学校生活等	人間関係	195	270	165	173	154
	登校拒否	174	166	112	81	55
	その他	236	288	212	246	206
非 行		10	9	13	18	16
家族関係	虐待	378	11	97	63	23
	その他		477	445	429	362
環境福祉		1	3	0	7	11
心身障がい		72	72	37	65	69
そ の 他		228	341	335	292	190
合 計		1,747	2,133	1,768	1,724	1,487

資料：児童福祉課

(4) 児童館

児童に健全な遊びや各種事業を通して子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。また、遊びを通して科学や生物・環境に対する興味・関心を高め、創造性豊かな児童を育みます。

市内には、児童館コスモスと児童館ヒマワリの2館があります。

児童館コスモス

「天文と物理」をテーマに、ドームのプラネタリウムや宇宙展示コーナー、科学体験コーナーがあり、望遠鏡を備えた天体観測室では、毎月天体観測会を開催しています。また、乳幼児をお持ちの方を対象とした講座等の開催や、遊戯室・幼児室を設置しているほか、乳幼児の生活習慣や発育、健全な遊びについて相談に応じる子ども家庭相談室を設置しています。

図表 2-25 児童館コスモス入館者数

(単位：人)

年 度	開館日数	入館者数					
		合計	幼児	小学生	中高生	大人	団体等 (再掲)
平成16年度	298	138,958	50,858	37,102	4,864	46,134	6,878
平成17年度	305	135,615	45,476	40,407	3,677	46,055	7,567
平成18年度	305	130,102	44,177	36,563	4,413	44,949	7,263
平成19年度	305	126,536	44,289	33,273	4,037	44,937	7,806
平成20年度	306	119,067	43,438	30,667	3,086	41,876	7,707

資料：児童福祉課

図表 2-26 児童館コスモス子ども家庭相談室利用状況

(単位：件)

相談内容	乳幼児	小学生	中学生	高校生他	合計
生活習慣・発育・発達	184	0	0	0	184
排泄	15	0	0	0	15
情緒的な問題、社会性の問題	70	14	1	0	85
ことば	16	0	0	0	16
人間関係	0	3	0	7	10
学習	4	0	0	0	4
就園・就学・進路	25	0	2	0	27
障がい関係	12	0	0	0	12
子育ての不安等	0	0	0	4	4
その他	5	0	0	7	12
合 計	331	17	3	18	369

資料：児童福祉課(平成20年度)

児童館ヒマワリ

「生物と環境」をテーマに、ミクロの世界を見ることができる電子顕微鏡や水耕栽培コーナー、生物・環境科学展示コーナー、淡水魚が観察できるミニ水族館、200インチの大型映像が楽しめる視聴覚ホールがあります。また、乳幼児をお持ちの方を対象とした講座等の開催や、遊戯室・幼児室を設置しているほか、乳幼児の生活習慣や発育、健全な遊びについて相談に応じる子ども家庭相談室を設置しています。

図表 2-27 児童館ヒマワリ入館者数

(単位：人)

年 度	開館日数	入館者数					
		合計	幼児	小学生	中高生	大人	団体等 (再掲)
平成16年度	298	139,936	47,154	45,637	4,686	42,459	4,361
平成17年度	305	131,768	44,089	44,239	3,690	39,750	3,863
平成18年度	305	121,307	41,019	38,435	3,045	38,808	3,756
平成19年度	305	104,073	35,361	32,038	3,682	32,992	4,311
平成20年度	306	88,931	29,902	27,091	3,874	28,064	3,708

資料：児童福祉課

図表 2-28 児童館ヒマワリ子ども家庭相談室利用状況

(単位：件)

相談内容	乳幼児	小学生	中学生	高校生他	合計
生活習慣・発育・発達	165	3	0	0	168
排泄	16	0	0	0	16
情緒的な問題、社会性の問題	92	2	0	0	94
ことば	22	0	0	0	22
人間関係	30	15	0	7	52
学習	2	2	3	0	7
就園・就学・進路	14	0	0	0	14
障がい関係	3	0	0	0	3
子育ての不安等	0	1	0	7	8
その他	10	0	0	7	17
合 計	354	23	3	21	401

資料：児童福祉課(平成20年度)

(5) 保育所等

保育所(園)

保護者が仕事や病気のために保育できない場合、保護者に代わって乳幼児を保育する施設です。市内には公立保育所 18 園、私立保育園 12 園があり、全園で延長保育、24 園で 0 歳児保育、公立 18 園で障がい児保育を実施しています。

また、増林保育所、南越谷保育園、おおたけ保育園、越谷レイクタウンさくら保育園、松沢保育園にはそれぞれ地域子育て支援センターが併設されています。

保育時間：平 日 8:30～16:30 土曜日 8:30～12:00

時間外保育：平 日 7:00～8:30 16:30～19:00

土曜日 7:00～8:30 12:00～19:00

土曜日の時間外保育時間は保育所(園)により異なります。

図表 2-29 保育所(園)数と保育児童数

(単位：施設、人)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公立	施設数	18	18	18	18	18	18
	合計定員	1,980	1,980	1,980	1,980	1,980	1,980
	保育児童数	1,833	1,821	1,763	1,798	1,822	1,844
私立	施設数	7	8	9	10	10	12
	合計定員	620	740	780	800	800	1,010
	保育児童数	684	761	829	863	870	1,050
合計	施設数	25	26	27	28	28	30
	合計定員	2,600	2,720	2,760	2,780	2,780	2,990
	保育児童数	2,517	2,582	2,592	2,661	2,692	2,894

資料：保育課(各年度 4 月 1 日現在)

家庭保育室

保護者が仕事や病気等で保育できないとき、市が指定した家庭保育室で保育を行っています。市内には21箇所あり、市では、保護者の所得税額等に応じて保育料の一部を助成しています。

対 象：生後6週間～3歳未満

保育時間：8:30～16:30(時間外保育もあり)

図表 2-30 家庭保育室の利用状況

(単位：施設、人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設数	24	24	21	23	22	21
合計定員	189	195	183	202	191	204
保育児童数	97	89	76	109	112	151

資料：保育課(各年度4月1日現在)

病後児保育室

病気回復期の児童を、仕事を休めない等の保護者に代わり、看護師と保育士が児童の体調に合わせて預かります。

対 象：・市内在住で生後3か月～小学校3年生の児童

・病気の回復期で安静の必要があるなど集団保育が困難な状態にある児童

・保護者が仕事、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない事情により、家庭で児童の保育が行えない児童

保育時間：平日8:00～18:00(連続7日間まで利用可能)

図表 2-31 病後児保育室の利用状況

(単位：人、延人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
登録	59	46	81
実績	4	31	37

資料：保育課

(6) 保育ステーション

都内等への通勤者が多い状況を踏まえ、利便性の高い駅前に「保育ステーション」を設置し、仕事と育児の両立を支援するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、送迎保育をはじめ、一時保育、育児相談など子育て支援事業を幅広く行っています。

市内には、南越谷保育ステーションと北越谷保育ステーションの2箇所を設置しています。

図表 2-32 保育ステーション利用状況

(単位：延人)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
南越谷	送迎保育	1,299	1,814	1,606	2,711	3,023
	一時保育	4,044	4,011	3,576	3,567	3,836
	育児相談	2,726	2,721	1,990	2,021	1,568
北越谷	送迎保育	1,304	1,737	3,847	2,935	1,994
	一時保育	3,742	3,171	3,199	3,394	3,290
	育児相談	3,158	2,158	2,128	1,966	1,701
合計	送迎保育	2,603	3,551	5,453	5,646	5,017
	一時保育	7,786	7,182	6,775	6,961	7,126
	育児相談	5,884	4,879	4,118	3,987	3,269

資料：保育課

(7) 学童保育室

放課後、保護者の就労等により放課後の保育に欠ける小学校1年生から3年生の児童に対し、保護者に代わって保育することにより児童の健全な育成を図るため放課後から19時までの間、学童保育を行っています。市内には公立29箇所、民間4箇所の学童保育室があります。

図表 2-33 学童保育室利用状況

(単位：施設、人)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公立	施設数	22	25	25	28	29	29
	利用児童数	1,114	1,303	1,465	1,616	1,616	1,648
私立	利用施設数	10	8	6	4	4	4
	利用児童数	218	148	130	121	120	130
合計	施設数	32	33	31	32	33	33
	利用児童数	1,332	1,451	1,595	1,737	1,736	1,778

資料：保育課(各年度4月1日現在)



(8) 地域子育て支援センター

地域で子育てを支える環境づくりを推進するため、増林保育所、南越谷保育園、おおたけ保育園、越谷レイクタウンさくら保育園、松沢保育園(平成21年度より)にそれぞれ地域子育て支援センターを設置しています。子育て支援センターでは、子育て講座や子育て広場等を開催し、参加親子同士の交流を図るとともに、子育て相談や子育て情報の提供、一時保育も実施しています。

図表 2-34 地域子育て支援センター利用状況

(単位：延人、件、延人)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
おひさまの子 (増林保育園内)	子育て講座	446	426	505	632	488	
	子育て相談	230	250	237	162	66	
	一時保育	948	1,319	1,549	1,940	1,617	
すくすく (南越谷保育園内)	子育て講座	-	384	1,491	1,843	1,592	
	子育て相談	-	556	1,315	653	524	
	一時保育	-	682	827	775	656	
たけのこ (おおたけ保育園内)	子育て講座	-	-	498	673	1,043	
	子育て相談	-	39	16	37	34	
	一時保育	-	-	304	917	1,175	
げんき (越谷レイクタウン さくら保育園内)	子育て講座	-	-	-	-	192	
	子育て相談	-	-	-	-	12	
	一時保育	-	-	-	-	403	
きらきら (松沢保育園内)	子育て講座						
	子育て相談	平成21年度より					
	一時保育						
合 計	子育て講座	446	810	2,494	3,148	3,315	
	子育て相談	230	845	1,568	852	636	
	一時保育	948	2,001	2,680	3,632	3,851	

資料：保育課

【まとめ】6 主な子育て支援サービス事業の状況

女性の社会進出等により、公・私立の保育所(園)や学童保育の利用児童数は増加しています。

また、延長保育や休日保育、病後児保育、一時保育など、保育ニーズも多様化しており、ファミリー・サポート・センターや保育ステーションなども含めてさらなる充実が求められています。

さらに、核家族化などにより子育て家庭の孤立化が懸念されるなかで、子育てサロンや地域子育て支援センター、家庭児童相談室などの交流、相談の場は欠かすことのできない重要な子育て支援の場となっており、今後もより一層の拡充が必要です。

一方、遊びや各種事業を通して児童の健全育成を図る中核的な施設である児童館の利用者数は減少傾向にあるものの、地域の子育て支援拠点施設として、つどいの広場や相談事業の充実とともに、交流、学習、相談の場として継続的な実施が望まれます。

【課題】


- ・ 保育所(園)、学童保育室の拡充
- ・ 多様な保育ニーズに対応する保育サービスの充実
- ・ 子育て家庭同士の交流の機会や相談、情報提供体制の充実



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念



育てよう きらきら子どもたち
応援しよう いきいき家族
広げよう にこにこみんなの輪
つくろう 子育てにやさしいまち 越谷

子どもが健やかに生まれ育ち、笑顔で遊び、真摯に学ぶ姿は、次代の希望をつくります。今、子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、子どもの健全な育ちや子育てが難しくなっています。このような中、社会に対する大人の役割や責任を踏まえ、次代を担っていく子どもたちの幸せを第一に考え、すべての家庭が子育てに喜びを実感できる社会を実現していくことが求められています。

そのため、子育ての基本を家庭としつつ、自立ある子どもの育ちや子育てを、地域の温もりや見守りの中で、学校や行政、企業など社会全体がしっかりと役割を果たすとともに、子育ての価値を一人ひとりが共有し、市民みんなで進めていくことを目指して、前期計画では上記のように基本理念を定めました。

前期計画の基本理念を受け継ぎ、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

2 基本目標

今日の子どもと家庭をめぐる状況を考慮する中で、基本理念の実現のために、前期に引き続き次の4つを基本目標としました。

基本目標1：地域全体で子育て家庭を支えます

核家族化や少子化が進行し、地域のコミュニティが希薄となっている今日の社会では、子育て家庭が孤立しがちな傾向がみられ、子どもを生き育てることに不安感や負担感を感じる親が増加しています。

また、多様な価値観や生活形態、就労形態に対応し、安心して子どもを生き育てることができるよう支援する必要があります。そのため、子育て家庭と地域社会のつながりをつくとともに、すべての子育て家庭に対する様々な子育て支援サービスを充実し、子育てしやすい就労環境づくりの促進を図ります。

基本施策

- (1) 子育て家庭と地域のつながりをつくります
- (2) 家庭での育児や仕事を両立するための子育て支援サービスを充実します
- (3) さまざまな子育て家庭を支えます
- (4) 子育てしやすい就労環境づくりを支援します

基本目標2：子どもの健やかな成長と親子の健康づくりを支えます

安心して子どもを生き育てる上で、親子の健康は生活の基盤にある最も重要なことです。そのため、順調な妊娠・出産を経ることや、親子の健康増進を図るため、各種相談や指導、健診等の充実を図ります。

また、思春期における保健教育や成人がん検診等の充実、生活習慣病予防の啓発を進めます。

食についても重要な要素であり、栄養のバランスと規則正しい食事など、食を通じた健康づくりにも取り組みます。

基本施策

- (1) 子どもの健全な発育や親子の健康増進を進めます
- (2) 小児医療の充実に取り組みます
- (3) 食を通じた健康な心と身体づくりに取り組みます

基本目標3：次代を担う子どもの成長を支えます

子どもは、家庭や学校での教育はもとより、子ども同士の遊びや地域のさまざまな人々との交流、社会体験、自然体験等によって多くのことを学び成長していきます。そのため、子どもがさまざまな学習や経験を生かし、主体的に生きていくための力を身につけていくことができるような教育環境づくりを進めます。

また、子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式の変化による心と身体に関する健康問題や、運動機会の減少などに対応し、心と身体の健康づくり、体力づくりを進めます。

さらに、学校が家庭や地域との連携を深め、学校の機能を高めるとともに、地域に開かれた学校づくりを行います。

基本施策

- (1) 子どもの生きる力を育む環境づくりを進めます
- (2) 子どもの心と身体の健康づくりを進めます
- (3) 地域に開かれた学校づくりを行います

基本目標4：子どもにやさしいまちづくりを進めます

子どもは一人の人格をもった存在として尊重されなければなりません。児童の権利条約や越谷市子ども憲章の啓発活動を行うとともに、重大な社会問題である児童虐待防止対策の充実を図ります。

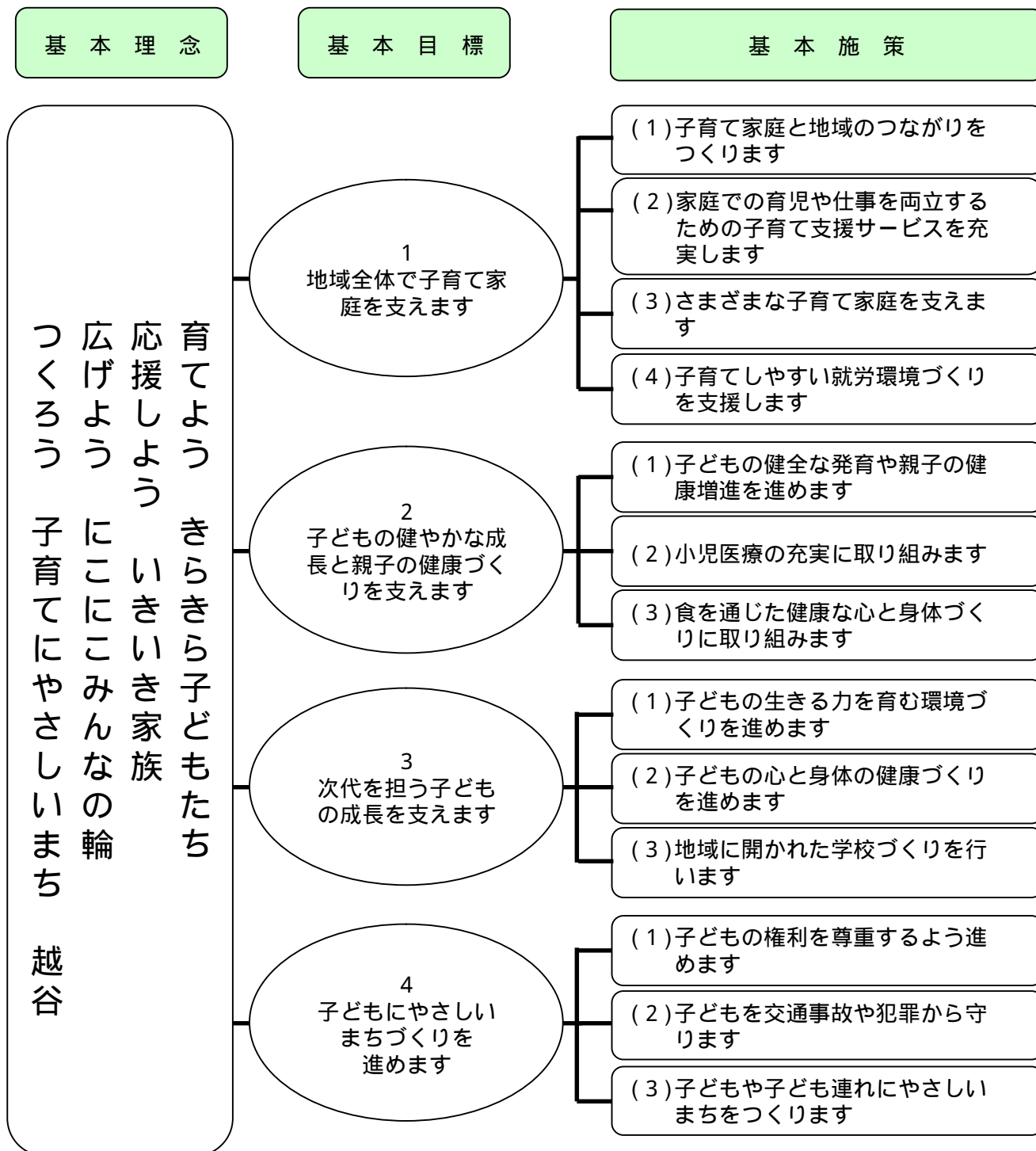
また、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれる事件が起きており、子どもの安全の確保が大きな課題となっています。そのため、安全意識の啓発、道路交通環境や公共施設等の整備、地域での自主的な防犯活動の支援、警察など関係機関との連携を進めていきます。

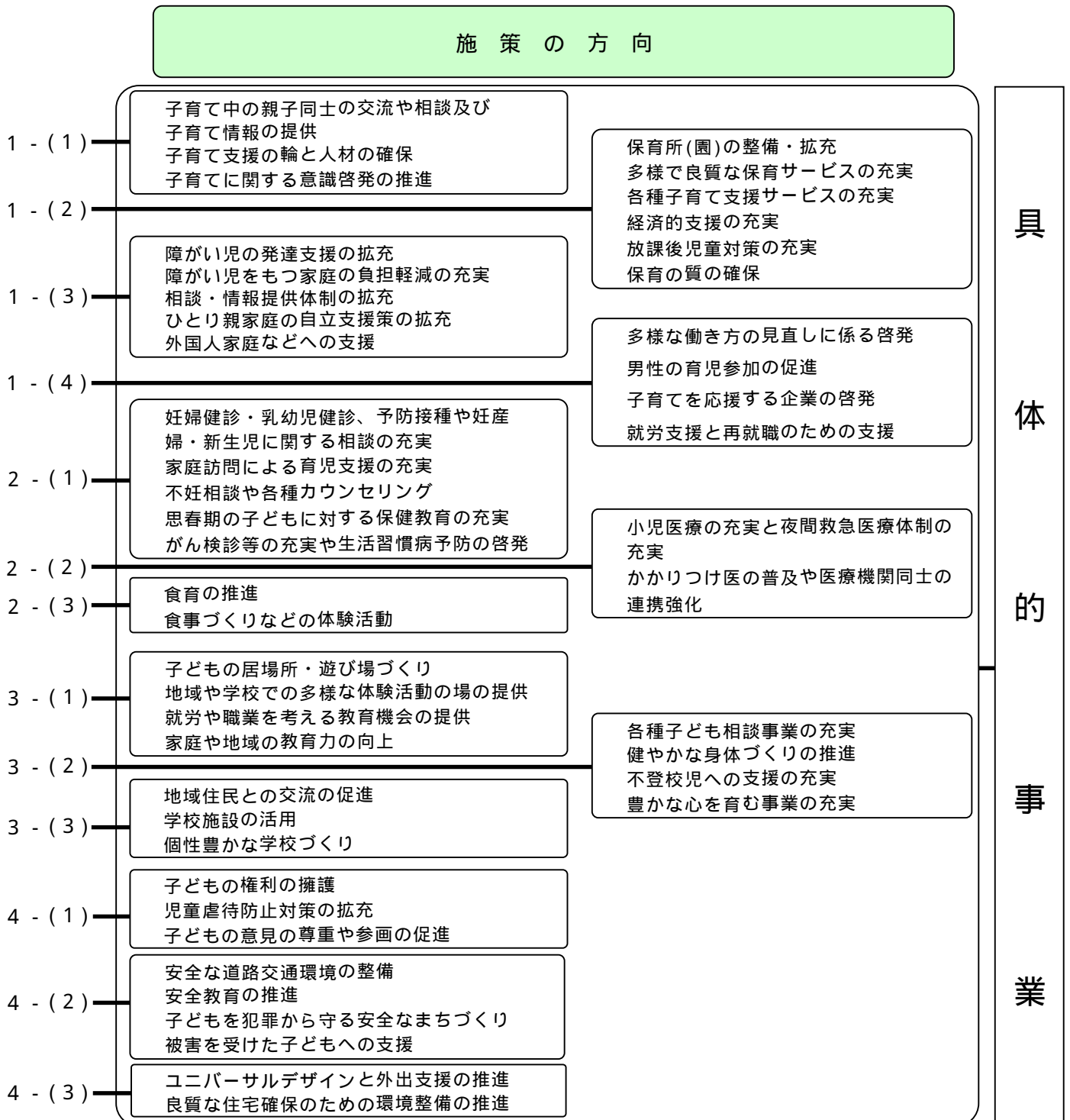
さらに、子どもや子育て家庭のみならず、だれもが安心して生活できるように、公共施設のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの考えを取り入れたまちづくりを進めます。

基本施策

- (1) 子どもの権利を尊重するよう進めます
- (2) 子どもを交通事故や犯罪から守ります
- (3) 子どもや子ども連れにやさしいまちをつくります

3 施策体系

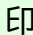
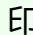


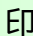




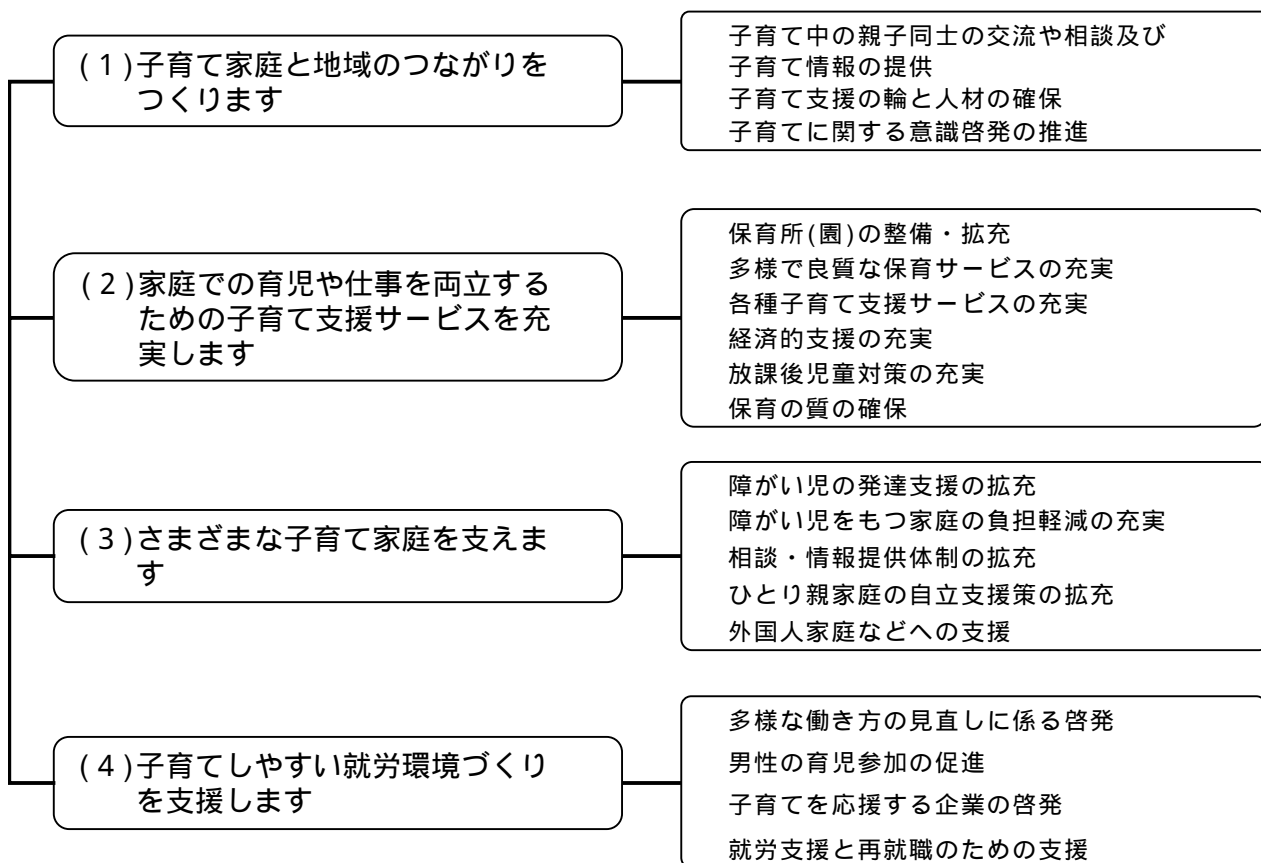
第4章

基本施策と事業の展開

「現状と課題」の本文中、印は現状、印は課題を表しています。

「具体的事業」の 印の事業については、新規又は追加事業を表しています。

基本目標1：地域全体で子育て家庭を支えます



(1)子育て家庭と地域のつながりをつくります

現状と課題

本市の核家族世帯の割合は年々上昇しており、18歳未満児童のいる家庭に占める核家族世帯の割合は平成17年で84.4%にも達しています。

本市でも核家族化の進行がみられており、家庭での育児力の低下が懸念されるとともに、近所づきあいの希薄化による子育て家庭の孤立も大きな問題です。また、情報化が進む反面、あふれる情報にとまどったり、必要な情報から取り残されたりする可能性もあります。

こうしたことから、子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、子育てサロン事業や児童館における親子交流事業、地域子育て支援センター事業、保健センターでの赤ちゃん広場、その他相談事業などを実施してきましたが、今後こうした事業のより一層の拡充が必要となっています。

さらに、子育てを社会全体で支援するためには子育てサークルや関連団体、地域、保育所、幼稚園、学校、行政などが連携をとり、地域の子育てに関する情報や活動等の情報を分かりやすく保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要です。

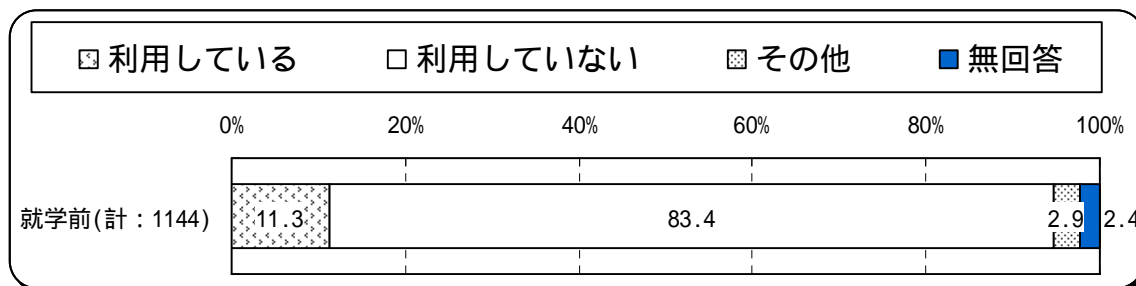
今後、一層の活動の拡大と充実を図るためには、各関係機関、組織同士が連携して子育てに関するサービスと情報の共有化を図り、効率的・効果的にサービスの提供を図ることが望まれます。そして、保護者をはじめとする地域住民の理解と協力を啓発していくことが必要です。

実態調査結果

平成20年度に実施した「越谷市子育て実態調査」(以下「平成20年度調査」)によれば、親子が集まって過ごしたり、相談したりする子育てサロンなどの地域子育て支援拠点事業について、現在利用していると回答した人は1割程で、利用していない人の理由では、「特に理由がない」が最も多くなっていました。

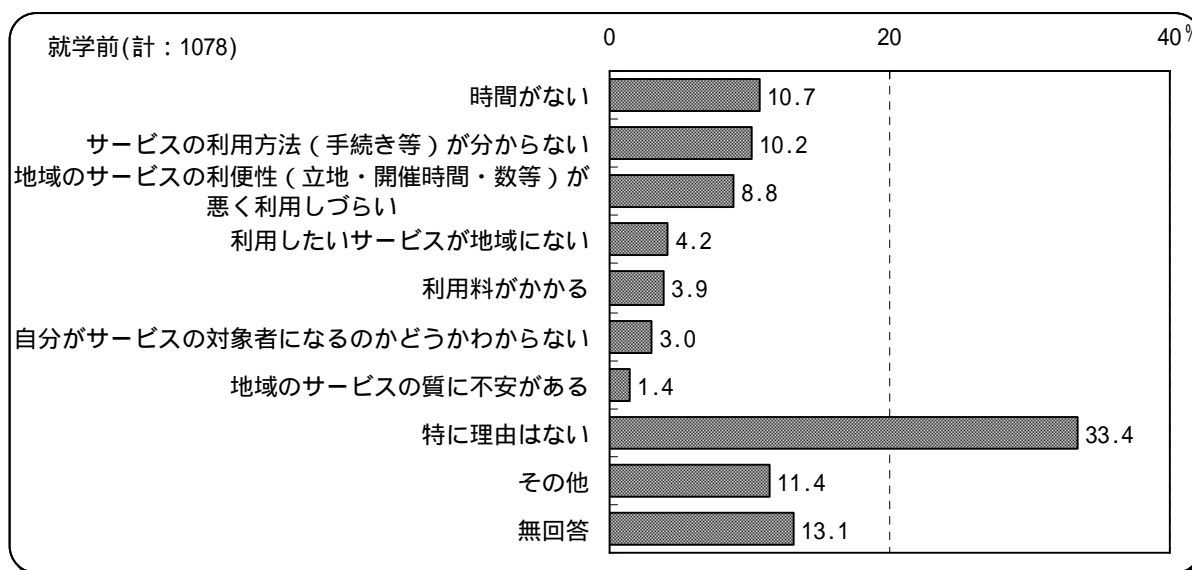
具体的な理由の中では、「時間がない」、「サービスの利用方法(手続き等)がわからない」、「地域のサービスの利便性(立地・開催時間・数等)が悪く利用しづらい」が上位にあがっており、情報提供と利便性に配慮した開催が求められています。

図表4-1 地域子育て支援拠点事業の利用状況



資料:平成20年度調査

図表4-2 地域子育て支援拠点事業を利用していない理由



資料:平成20年度調査

施策の方向

子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

子育てに不安や負担感を持っている子育て家庭が増えており、これらを解消するため、身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。

また、さまざまな子育て支援サービスの充実を図り、市広報紙やインターネットなど各種の情報媒体を活用した情報提供を進めます。

子育て支援の輪と人材の確保

子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域社会全体で子育て家庭を支えていくために、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て経験者、子育て支援サークル、NPO等が連携・協力し、地域における子育て支援の輪（ネットワーク）を拡充していきます。

子育てに関する意識啓発の推進

より多くの市民に子育てへの関心を持ってもらい、また同時に子育てに関する理解を深めてもらうため、子育てに関する意識啓発を進めます。

また、企業や各種の団体など社会を構成する様々な組織に対しても、子育てを社会全体で支援していく必要性をPRしていきます。

具体的事業

子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

事業名	事業の内容	担当課
子育てサロン(つどいの広場)事業	子育て中の保護者が気軽に集い・交流の場を設けるとともに子育てサークルによる講座等を開催する。 子育ての悩みや不安をもつ保護者に対して、相談員や保育士等が相談を受け、助言・指導を行う。 また、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提供を行う。	児童福祉課
児童館の親子交流事業	0歳児の親子から各年齢層に応じた多種多様な教室を開催し、また参加者同士の交流も図る。	児童福祉課
地区センター等における乳幼児育児相談	地区センター、保健センター等において、保健師による身体測定と育児相談を実施する。	市民健康課
地域子育て支援センター事業	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	保育課
保育ステーションの子育て支援事業	子育て相談の実施や、子育て中の親子間交流を促進するための様々な取り組みにより地域の子育て支援を進める。	保育課
保育所(園)の地域交流事業	すべての子育て家庭を対象に子育て不安を解消するため、地域における身近な子育て支援施設として保育所(園)の専門的な機能を生かした事業を推進し地域の子育て力の向上に努める。また、地域に開かれた保育所づくりを推進する。	保育課
家庭児童相談室	学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配があるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行う。	児童福祉課
児童館の子ども家庭相談	児童館2カ所で、専任の子ども家庭相談員が、発育や生活習慣、遊びについてなど面談・電話により相談を受け、助言を行う。	児童福祉課
子育て情報の提供	市広報を始め、テレビ番組(いきいき越谷)ホームページなどの活用を図り、子育て情報を提供する。	児童福祉課
民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役として、子育てに関するさまざまな相談を受け、同時に情報提供等を行う。また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援が早期に対応できるよう関係機関へ紹介を行う。	社会福祉課

子育て支援の輪と人材の確保

事業名	事業の内容	担当課
子育てサークル等への活動支援	児童館や地域子育て支援センターにおいて、子育て関係団体の活動する機会や場所の提供を行い、連携・協力の促進を図る。	児童福祉課 保育課
子育て支援のネットワーク	子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワーク化を図る。また、身近な地域で子育て中の親子が気軽に参加しやすい環境づくりを進める。	児童福祉課
子育て人材バンク	子育てに関する知識や経験を有する方などから、人材バンクへ登録をいただき、そのノウハウを生かした子育て支援活動が行われるようサポートする。	児童福祉課

子育てに関する意識啓発の推進

事業名	事業の内容	担当課
イベント開催における啓発活動	イベント等の開催時に、ブースを設けるなどして子育て支援機関や子育て事業を紹介し啓発を行う。	児童福祉課
広報紙等の活用	児童福祉週間などにあわせて、市広報紙やホームページで子育て事業や支援施設についてPRする。	児童福祉課



(2)家庭での育児や仕事を両立するための子育て支援サービスを充実 します

現状と課題

近年の核家族化の進行に伴い、働く女性の増加や生活様式の多様化などにより、保育サービスの需要は増加してきました。また、就業形態も多様化し、サービス業などの就業比率が高まったことにより、延長保育などの対応が必要となり、さらに、母親が急な用事の場合に子どもを預けるだけでなく、母親の育児負担を軽減するためにも、一時預かり保育などの特別保育サービスは欠かせないものとなってきました。

本市では平成21年4月1日現在で認可保育所を30施設(公立18施設、私立12施設、合計定員2,990人)を有し、平成16年度と比較して5箇所を整備し、認可定員をそれまでの2,600人から2,990人と390人増加させ、高まる保育需要に対応してきました。

また、延長保育や一時保育、休日保育、夜間保育、病後児保育などを実施し、多様な保育ニーズに応えられるよう、サービスの拡充に努めてきました。

さらに、低年齢保育に対応した家庭保育室(平成21年4月1日現在で21施設)や、都内等への通勤者の利便性に考慮した保育ステーション(平成21年4月1日現在で2施設)、認可外保育施設(平成21年4月1日現在で30施設)、小学校低学年を対象とした学童保育(平成21年4月1日現在で33施設、その内公立29施設、私立4施設)、ファミリー・サポート・センターなども合わせて、総合的な保育サービスの展開に努めています。

今後も、すべての子育て家庭に対するきめ細かな子育て支援サービスの充実が求められています。

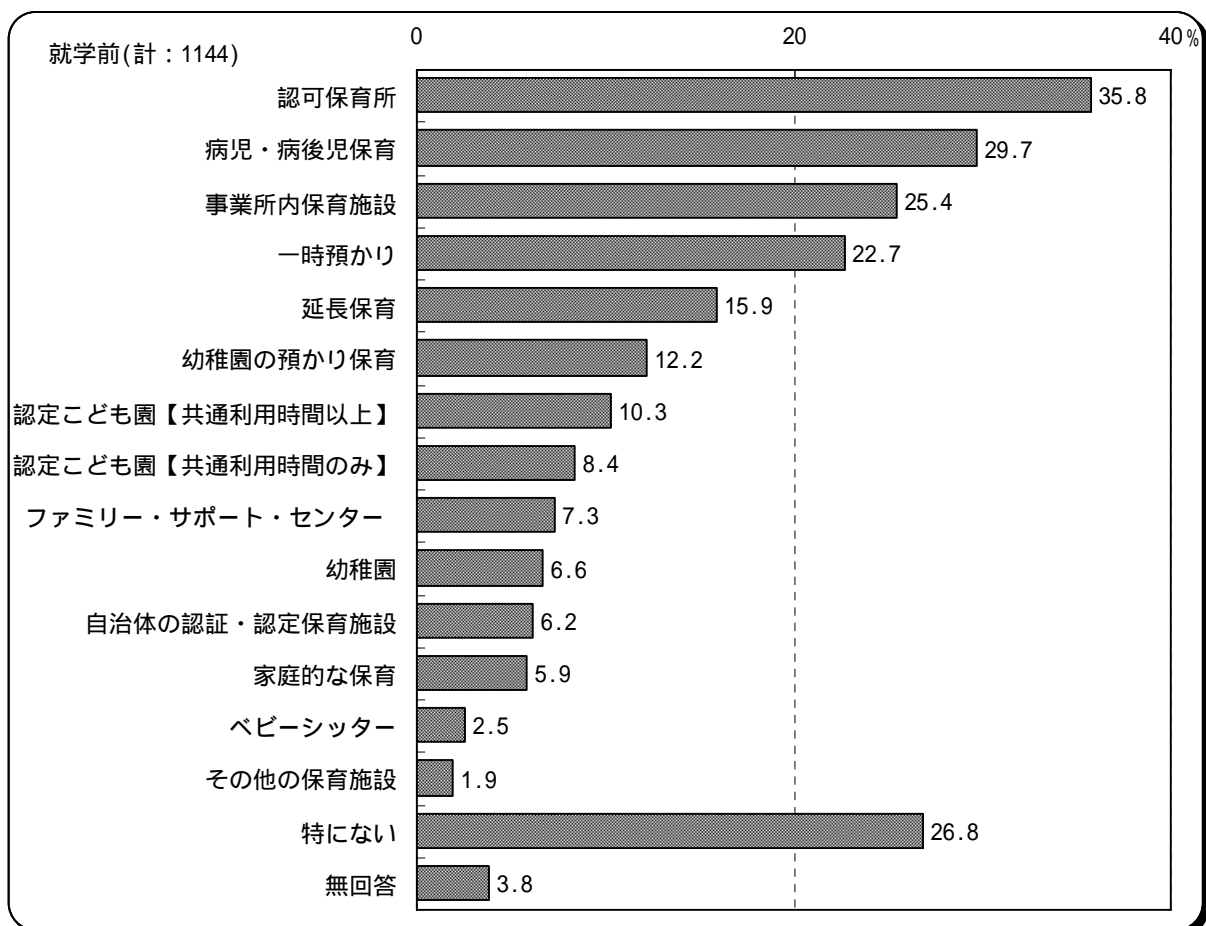
また、保育サービスの向上を図るため、第三者による保育サービスの評価を行っていますが、保育所(園)は、安心して子どもを預けられる施設であることと同時に保育サービスのあり方も重要なことから、引き続き保育サービスの質の向上も必要となります。

実態調査結果

今後、充実を希望する保育サービスでは、「認可保育所」が最も多く、次いで「病児・病後児保育」、「事業所内保育施設」、「一時預かり」、「延長保育」などの順となっています。

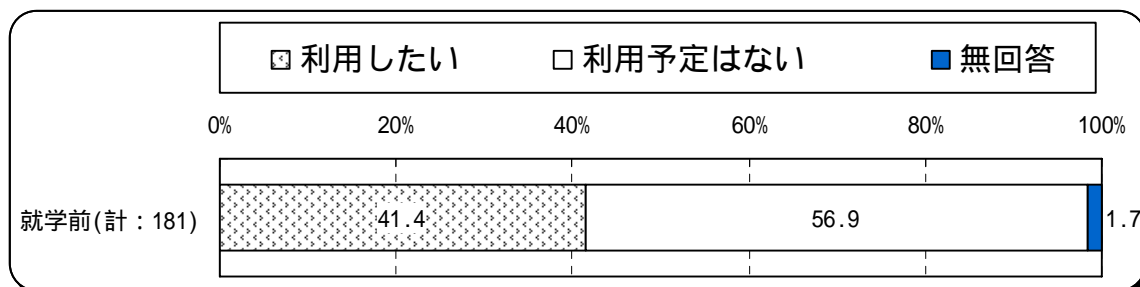
認可保育所の受け入れ態勢の整備と病児・病後児保育や一時預かり、延長保育などの多様な保育サービスの整備が必要となっています。

図表 4-3 充実希望の保育サービス



資料:平成20年度調査

図表 4-4 学童保育利用希望



資料:平成 20 年度調査

今後の方策

保育所(園)の整備・拡充

今後も女性の就労意欲は高まることが予想されるため、子育てと仕事が両立できるよう、保育所(園)の整備、拡充を進めます。

また、保育所(園)の子育てにおける専門的な機能を活かし、地域との交流事業を推進して、地域の子育て力の向上に努めるとともに、幼稚園・学校等との連携を進めます。

多様で良質な保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

各種子育て支援サービスの充実

就労している保護者や、在宅で子育てをしている保護者の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するため、保育ステーション、ファミリー・サポート・センター等のきめ細かな子育てサービスの充実を図ります。

経済的支援の充実

子育て家庭の経済的支援のため、子ども手当、こども医療費支給等の制度の推進に努めます。

放課後児童対策の充実

児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、学童保育の需要に対応するため、既存施設の改修や有効活用に努めます。

保育の質の確保

保育サービスの質の向上を図るため、公正・中立な機関により、専門的で客観的な立場から評価する第三者評価事業を推進するとともに、良質かつ適切な保育サービスを提供するため、研修会等の充実に努めます。

具体的事業

保育所(園)の整備・拡充

事業名	事業の内容	担当課
保育所の改修・建替	建築年数が経過した保育所の建替えを計画的に実施する。また、建替えにあわせ、定員枠の拡充をするとともに低年齢児の定員枠の拡大に配慮する。また、地域子育て支援センターを併設し、多様な保育ニーズに応える。	保育課
家庭保育室	低年齢児(0～2歳)を保育する家庭保育室の拡充により、待機児童の解消を図る。	保育課

多様で良質な保育サービスの充実

事業名	事業の内容	担当課
延長保育	保育所(園)で朝7時から7時30分、夕6時30分から7時まで実施する。また、南越谷・北越谷の保育ステーションで朝6時30分から、夜10時まで実施する。	保育課
一時預かり	保護者が急用等により、保育に困ったときやりフレッシュを図りたいとき、保育ステーション及び地域子育て支援センターで一時的(時間単位)に保育を行う。	保育課
休日保育	年未年始を除き、保育ステーションにおいて夜10時まで保育を行う。	保育課

事業名	事業の内容	担当課
夜間保育	年未年始を除き、保育ステーションにおいて夜10時まで保育を行う。	保育課
特定保育	保育ステーション及び地域子育て支援センターの一時預かりにおいて実施する。	保育課
病児・病後児保育	病中または病気の回復期にあつて、集団保育が困難な時や個別の医療的配慮を必要とする児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を実施する。	保育課

各種子育て支援サービスの充実

事業名	事業の内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織されている。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなど行う。	児童福祉課
送迎保育	利便性の高い駅前に保育ステーションを開設し、送迎バスを利用し、保育園への送迎を実施する。	保育課
幼稚園の預かり保育	各園において、仕事を持っている子育て中の親たちに対応するため、あるいは、専業の母親がリフレッシュする時間を提供するために、一時的な預かり保育を行う。	学校課
幼稚園における各種子育て支援事業	幼稚園入園前の子どもたちが遊んだり、保護者の相談や語らいの場となるよう園庭の開放や未就園教室を開催し、親子ともに友だちを見つけて、子育てをもっと楽しめるように支援する。 また、毎年サンシティを会場に子育てフォーラムを開き、講演やうたの集いを開催する。	学校課
子育て総合支援窓口	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスに関する情報提供や相談を行う。	児童福祉課
保育園における各種子育て支援事業	0歳から就学前までのお子さんを持つ地域の親子の方を対象に、親子で遊んだり、保育園行事に参加したり、保育体験をしながら子育てへのヒント、意欲、楽しさを感じ、安心して子育てに向き合えるよう様々なメニューで支援する。また、親子ともに安心できる友だち関係をつくることや育児講座、育児相談を行う。	保育課

事業名	事業の内容	担当課
各種講座・事業等における託児の環境整備	男女共同参画支援センターで開催する講座・事業において、託児の環境を整え、育児中の市民でも参加できるようにする。	企画課
トワイライトステイ（夜間養護）事業	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に、養育に欠ける児童の生活指導や食事の提供等を午後10時までファミリー・サポート・センター事業等で対応する。	児童福祉課
ショートステイ（短期入所生活援助）事業	保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合について、児童養護施設等で一定期間養育を行う。	児童福祉課

経済的支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
子ども手当	次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的に中学校修了までの子どもに手当を支給する。	児童福祉課
こども医療費の助成	中学校修了までの子どもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。	児童福祉課
幼稚園就園奨励費の補助	幼稚園の入園が容易になるように保育料の一部を補助し保護者の経済的負担の軽減を図る。	学校課

放課後児童対策の充実

事業名	事業の内容	担当課
学童保育室の整備	保育需要を見極めつつ定員に見合った学童保育室の計画的な整備を行う。	保育課

保育の質の確保

事業名	事業の内容	担当課
第三者評価事業	保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業等を推進する。	保育課

(3)さまざまな子育て家庭を支えます

現状と課題

すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能となるよう社会的な支援体制を充実する必要があります。

障がいや発達に特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となります。

本市では、障がいの早期発見・早期療育の観点から、療育体制の充実と関係機関の連携強化に努めるとともに、特別児童扶養手当や障がい児手当等の経済的支援、また、障がい者自立支援事業や各種制度を通じて居宅生活の支援を行っています。今後も、障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもが、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、一人ひとりの障がいの状況と成長段階に応じた適切な療育、教育、支援を充実し、社会全体で障がい児に対する健やかな育成に取り組む必要があります。

一方、近年、離婚の増加等により母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭が増加傾向にあります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がないなど、家庭生活においても多くの問題を抱えている場合があります。

本市では現在、母子家庭や父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を中心にしていますが、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

さらに、国際化の進展とともに、本市でも外国人家庭が増えており、円滑な市民生活が送れるように、生活情報についても外国語表示をしたり、保育所の給食において、生活習慣への配慮をしています。

今後も、言語や文化・生活習慣の相互理解を進めるとともに、外国人家庭への配慮が求められます。

今後の方策

障がい児の発達支援の拡充

心身の発達に問題や遅れのある児童の通園事業や早期療育事業の整備・充実を図り、障がい児の発達を支援します。

障がい児をもつ家庭の負担軽減の充実

補装具や医療、特別児童扶養手当等の給付やサービスの提供を行い、障がい児をもつ家庭での子育て負担の軽減を図ります。

相談・情報提供体制の拡充

乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障がいの早期発見に努めるとともに、相談・情報提供体制の充実を図ります。

また、障がいに関する理解啓発に努め、関係機関と連携を図りながら推進します。

ひとり親家庭の自立支援策の拡充

離婚等により、ひとり親家庭が増加している状況を踏まえ、ひとり親家庭の子どもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などを進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

外国人家庭などへの支援

外国人家庭における、言葉や文化、生活習慣等の違いによる子育ての悩みや不安を解消し、日常生活が円滑に送れるように、外国語による情報提供の充実を図るとともに、多言語による情報提供や外国人の各種相談に応じられるよう検討を進めます。

具体的事業

障がい児の発達支援の拡充

事業名	事業の内容	担当課
知的障がい児通園施設事業	知的発達に遅れのある児童を年齢や発達程度に応じた療育を行い、日常生活に必要な動作訓練や集団生活に必要な技能、知識を習得する。	児童福祉課
肢体不自由児通園施設事業	身体の発達の遅れや障がいのある児童を障がい等の程度に応じて、治療、運動療法及び生活指導を行い、発達の促進や障がいの軽減を図る。	児童福祉課
(仮称)越谷市障がい児施設整備事業	みのり学園・あけぼの学園、ことばの治療相談室、早期療育発達支援事業等の機能・サービスを見直し、一体化した新施設の整備を図る。	児童福祉課
早期療育発達支援事業	心身の発達に遅れや障がいのある幼児と保護者への指導・訓練を通して、発達を促進し、また障がい等の軽減を図る。	児童福祉課
ことばの治療相談室	ことばが遅い・聞こえが悪い・発音がおかしいなどことばの障がいについて、言語聴覚士による早期発見と訓練、治療を行う。	児童福祉課
保育所の障がい児保育	保育所のバリアフリー化を進めつつ障がい児の保育施設等への積極的な受け入れを推進する。	保育課
特別支援教育	市内小中学校特別支援学級及び通級指導教室の指導の充実を図る。また、通常学級に在籍する発達障がい児等の理解を深めるため、研修会の充実を図る。さらに、入院治療を行いながら学ぶ児童生徒の院内学級の充実を図る。	指導課
特別支援学校放課後児童対策事業	特別支援学校等に通う児童生徒の放課後保育を行い、保護者への支援を行う。	児童福祉課

障がい児をもつ家庭の負担軽減の充実

事業名	事業の内容	担当課
補装具等の支給	身体に障がいのある児童に対して補装具等を給付し、障がいによる負担を軽減し、日常生活の向上を図る。	児童福祉課 障害福祉課
医療等の給付	心身に重度の障がいのあるこどもがケガなどで医療機関に支払う医療費の一部を支給する。	障害福祉課 児童福祉課
障がい児介護給付事業	心身に障がいのある児童に対して、居宅介護・短期施設入所などを支援し、介護者等への負担軽減を図る。	児童福祉課
障がい児(者)生活サポート事業	在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するため、事業者が行う一時預かり、派遣による介護外出援助等のサービス(一定時間)を行う。	児童福祉課 障害福祉課
特別児童扶養手当	心身に重度・中度の障がいのある児童(20歳未満)を養育していて、所得が一定未満の家庭に手当を支給(県への進達事務)する。	児童福祉課
心臓病手術費等助成	心臓疾患のある18歳未満の児童に精密検査及び手術等に要する医療費以外の自己負担金について、限度額の範囲内で助成する。	児童福祉課

相談・情報提供体制の拡充

事業名	事業の内容	担当課
乳幼児特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談を行うほか、保健師等により相談も行う。	市民健康課
1歳6か月児・3歳児継続相談	小児科医師・言語聴覚士・保育士・心理判定員・保健師による幼児の発達相談や療育指導を行う。	市民健康課
災害予防対策事業	災害時に被災者の避難を円滑に行うため、災害時要援護者対策を推進する。 また、避難者のための食料及び資器材等の備蓄を進める。	危機管理課
障がいに対する理解や支援の啓発活動	障がいに対する理解を深めるため保育園児・児童生徒などとの交流を図る。また、障がい者の日記念事業「ふれあいの日」を推進する。	児童福祉課 障害福祉課
障がい児をもつ家庭への情報の提供	障がいの状況や年齢などに応じたきめ細かい情報を提供する。	児童福祉課 障害福祉課

ひとり親家庭の自立支援策の拡充

事業名	事業の内容	担当課
児童扶養手当	母子家庭の児童や父に一定の障がいのある児童(一定の障がいがある場合は20歳未満。)を養育している母親、又は母にかわってその児童を養育している方に手当を支給し経済的負担の軽減を行う。 なお、父子家庭の父に対しても手当の支給を行う。	児童福祉課
ひとり親家庭等医療費支給制度	母子・父子家庭、父または母に一定の障がいがある家庭の方が、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分の一部を支給し、経済的支援を行う。	児童福祉課
母子家庭等相談事業	母子自立支援員を配置し、生活・住宅に対する相談や、母子・父子家庭等が修学等の自立促進や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育等のサービスが必要な世帯への支援を図る。また、身近な相談窓口として生活や就労、子育てなど家庭の抱えている問題に適切な助言を行う。	児童福祉課
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母が就労に結びつきやすい知識・技能を修得するため雇用保険法で定める教育訓練講座を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給する。	児童福祉課
高等技能訓練促進費等支給事業	母子家庭の母が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため2年以上養成機関などで修業する場合に、課税状況により促進費(月額)及び入学支援修了一時金を支給する。	児童福祉課
母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立の促進を図るため、個々の状況に応じた支援プログラムを策定するとともに公共職業安定所等との緊密な連携を図り支援を行う。	児童福祉課
母子・寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母や父母のいない児童及び寡婦に対して、修学、技能の習得や生活資金の貸付(県への斡旋)を行う。	児童福祉課

外国人家庭などへの支援

事業名	事業の内容	担当課
市民ガイドブックの配布	日常生活に必要な基本的事項が書かれたガイドブック(英語、中国、ハングル)の外国人市民への配布をする。	秘書課
KOSHIGAYA GUIDE MAPの配布	英語版越谷ガイドマップの配布をする。	秘書課
PROFILE OF KOSHIGAYAの配布	越谷市の施設案内等の英語版を配布する。	秘書課
コシガヤメッセジャーの配布	広報紙の中で、外国人市民に必要な情報(休日当番医、催物等)を抽出し翻訳したものを月1回、広報こしがやの英語版・フィリピン語版として発行する。	秘書課

(4)子育てしやすい就労環境づくりを支援します

現状と課題

女性の社会進出が進み、共働きの家庭が増えているなかで、結婚や出産によって退職を余儀なくされたり、再就職が困難となる状況を考慮して、結婚や出産を控える事態が予測されます。

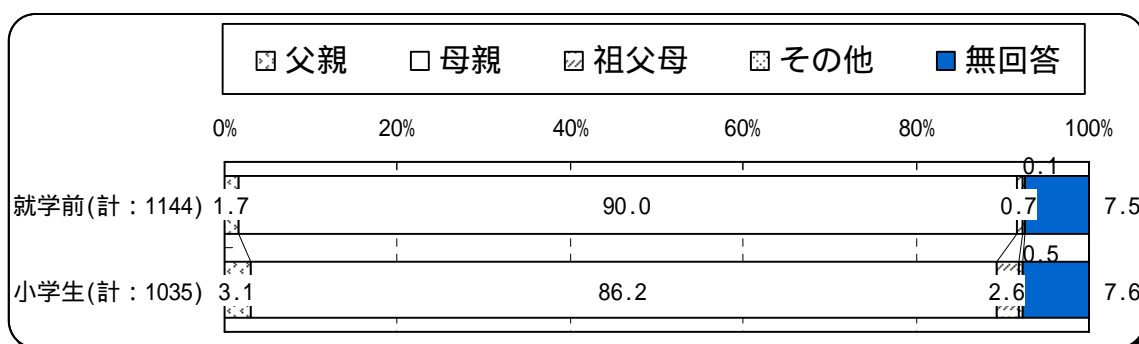
そこで、結婚、出産しても働き続けることができ、職業生活と家庭生活を両立していくために、これまでの仕事優先であった働き方を見直す(ワーク・ライフ・バランス)とともに、女性に集中していた育児や家事の負担を家族で協力していく体制づくりや、職場での理解と協力などが必要となっています。

また、育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅、早退などを、子育て家庭の労働者が気後れすることなく実行できる環境、また、雰囲気づくりが求められており、そのための制度づくりや職場と家庭の理解と協力の啓発が必要です。本市では平成12年度に「こしがや男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、各種講座やセミナーの開催、多様な働き方に関わる広報・啓発活動を実施しています。また、男性の育児参加を促進するため、子育てサロンでの「父親サロン」や、児童館での親子教室などを行っています。今後も、働き方の見直しに係る企業等への啓発活動、男性の育児参加などを進めていく必要があります。

実態調査結果

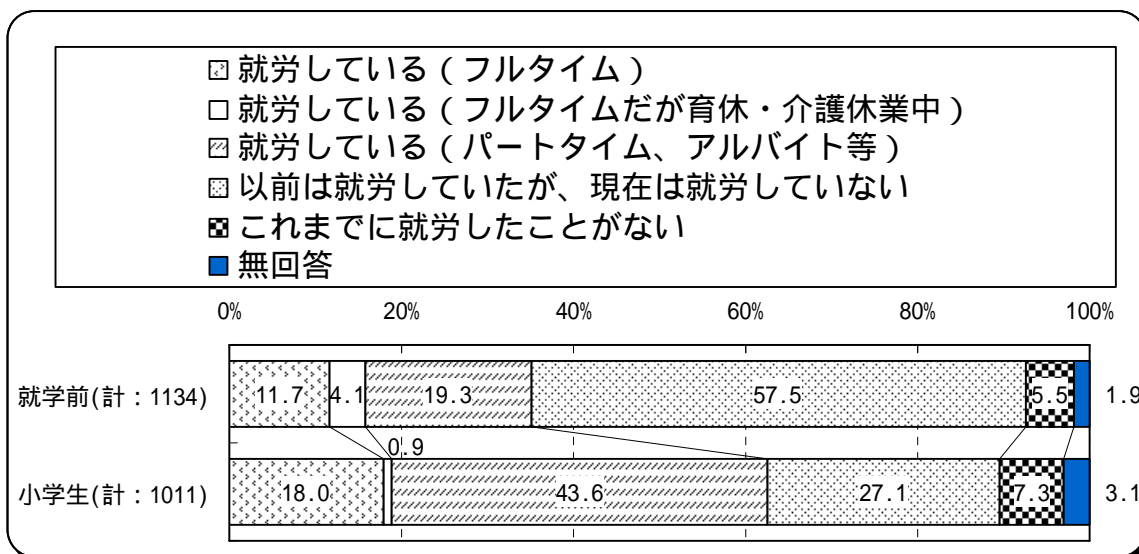
主に子どもの世話をしている人は約9割が「母親」と回答しています。
母親の就労状況では、小学生になるとパート・アルバイトでの就労が増えます。
育児に関して、父母のお互いに対する満足度は高く、特に父親からみた母親への満足度は6割を超えています。
育児負担の母親への集中が懸念されます。

図表 4-5 子どもの主な世話人



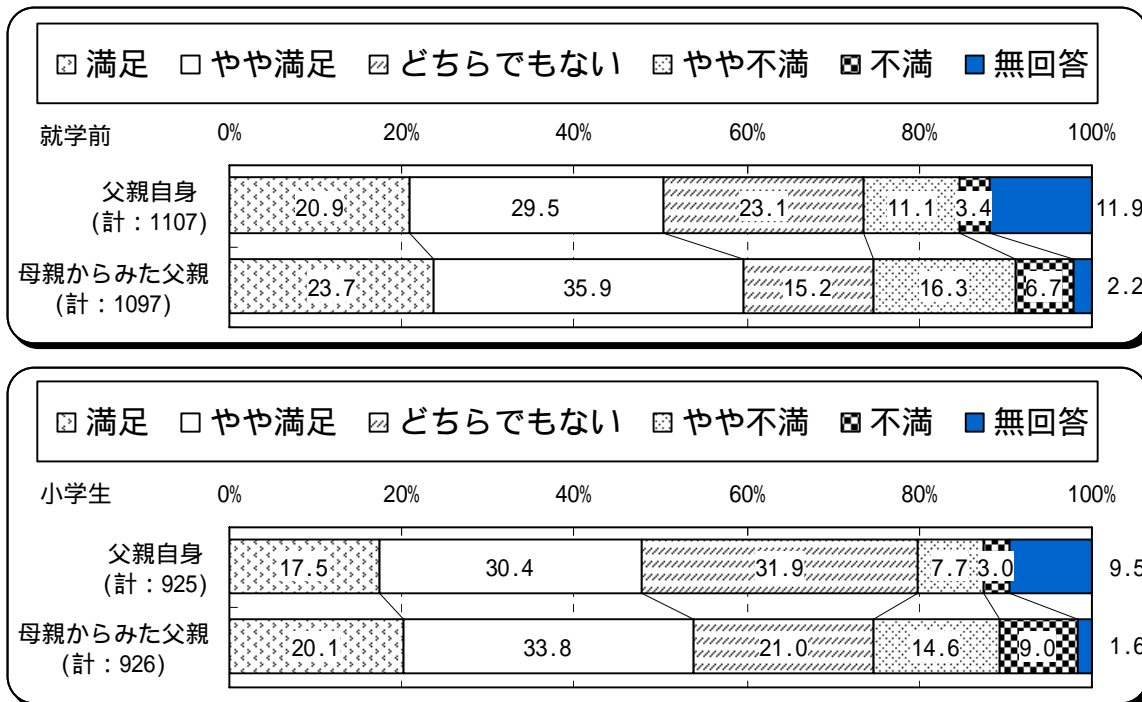
資料:平成20年度調査

図表 4-6 母親の就労状況



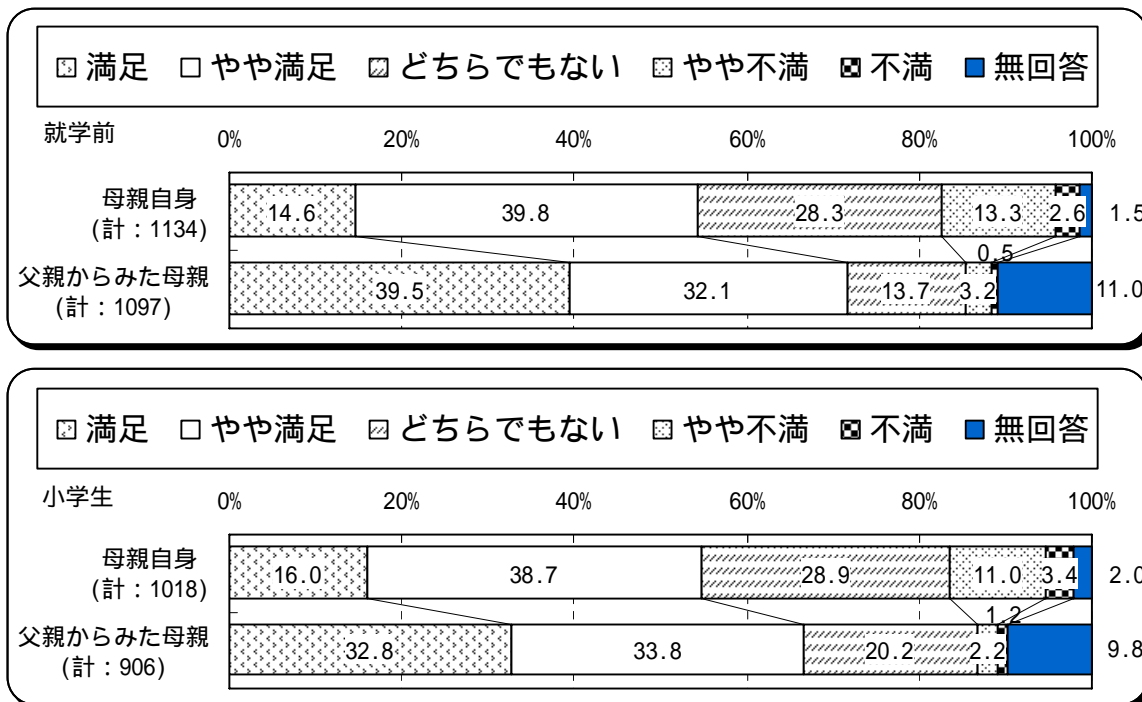
資料:平成20年度調査

図表4-7 育児に対する満足度（父親）



資料:平成20年度調査

図表4-8 育児に対する満足度（母親）

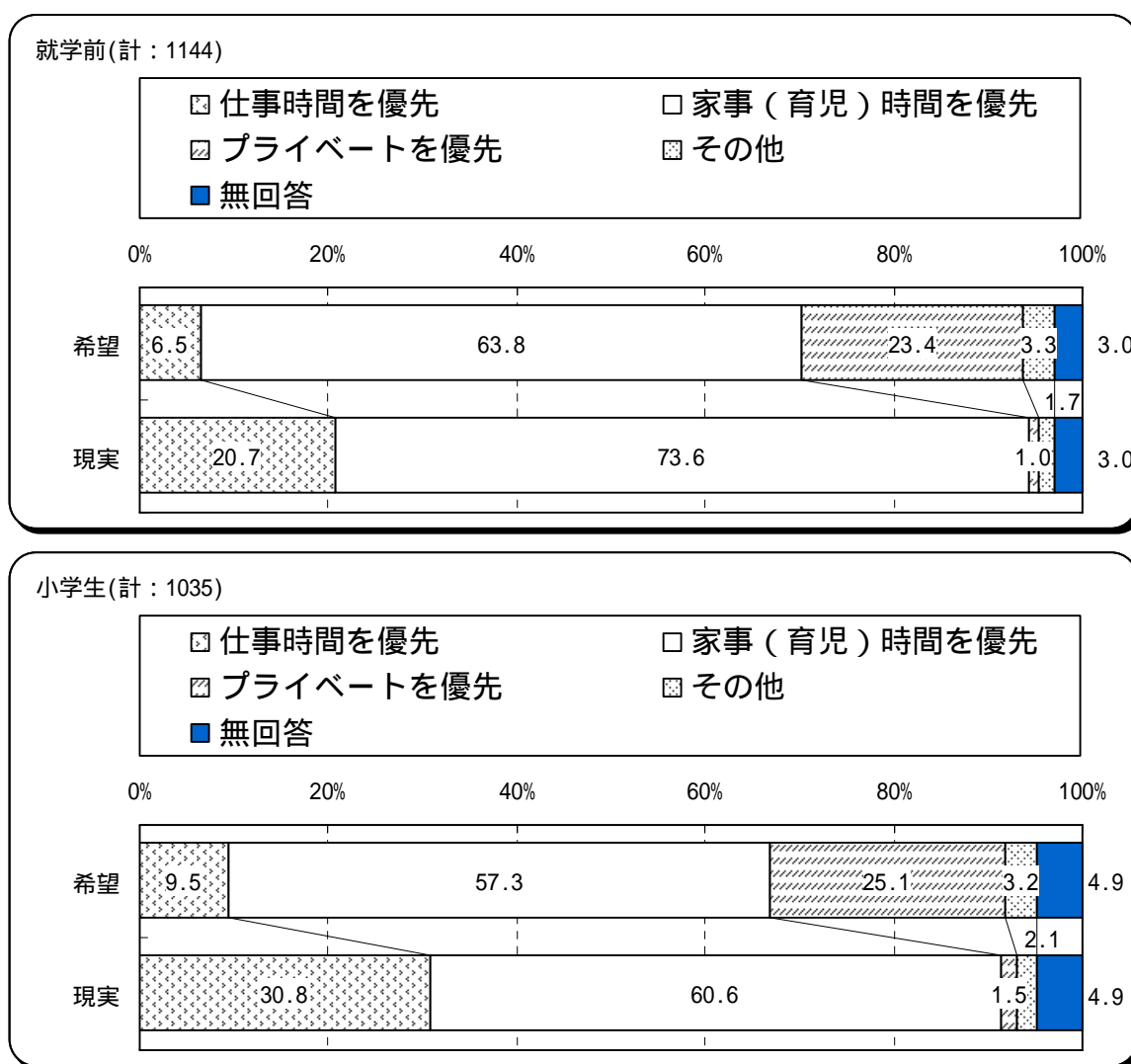


資料:平成20年度調査

仕事と生活の調和に関しては、希望ではプライベートの優先が2割を超えていたものが、現実では1%程度に激減し、代わって仕事優先となっている状況がみられます。

仕事を優先する状況が強く表れており、働き方の見直しを含めた仕事と生活の調和に向けた啓発が必要となっています。

図表 4-9 仕事と生活の調和



資料：平成20年度調査

今後の方策

多様な働き方の見直しに係る啓発

すべての人が、仕事と家庭に生きがいをもてるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識、従来の固定的な性別役割分担意識を見直す必要があります。このため事業主や勤労者、市民に対して、広報紙やインターネットによる広報や、セミナー、フォーラム等の開催による働きかけや啓発、広報活動に努めます。

男性の育児参加の促進

女性の家事・育児などへの負担が大きいことから、男女が共同して子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進する必要があります。そのため、男女共同参画意識の啓発を図るとともに、男性の子育てなどへの関わりを促進する事業に取り組みます。

子育てを応援する企業の啓発

仕事と育児・介護の両立支援等に取り組む「子育て応援宣言企業」や「ファミリーフレンドリー企業」、また、子育てを応援する企業に関する情報提供や啓発活動を行います。

就労支援と再就職のための支援

出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、産業雇用支援センターの活用やハローワークとの連携による情報提供や相談事業を実施するとともに、講習会や技能習得のための講座の開催など、就職に向けた学習機会の提供を行います。

具体的事業

多様な働き方の見直しに係る啓発

事業名	事業の内容	担当課
広報活動の推進	越谷市産業情報ネットワークシステムへのパンフレット等の掲載や配布等を行い、啓発に努める。	産業支援課
セミナー等の開催	労働基準法等に関する知識を深めるためのセミナーを開催（埼玉県・越谷市商工会と共催）する。	産業支援課
講座等の開催	「女は家庭、男は仕事」といった固定的役割分担意識に縛られることなく、男女が共に性別にとられない対等なパートナーとして男女共同参画社会の意識の向上を目的とした講座の開催等を行う。	企画課

男性の育児参加の促進

事業名	事業の内容	担当課
父親サロン	子育てサロンにおいて、日ごろ児童と接する時間の少ない父親のために、育児に関する相談や各種子育て情報を提供する。	児童福祉課
児童館の親子教室	幼児と父親を対象に遊びや工作などの教室を開催する。	児童福祉課
公民館の親子教室	親子を対象とした子育て学級・講座を開催する。	生涯学習課
地域子育て支援センター事業（再掲）	子育て講座等の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	保育課
母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行う。	市民健康課

子育てを応援する企業の啓発

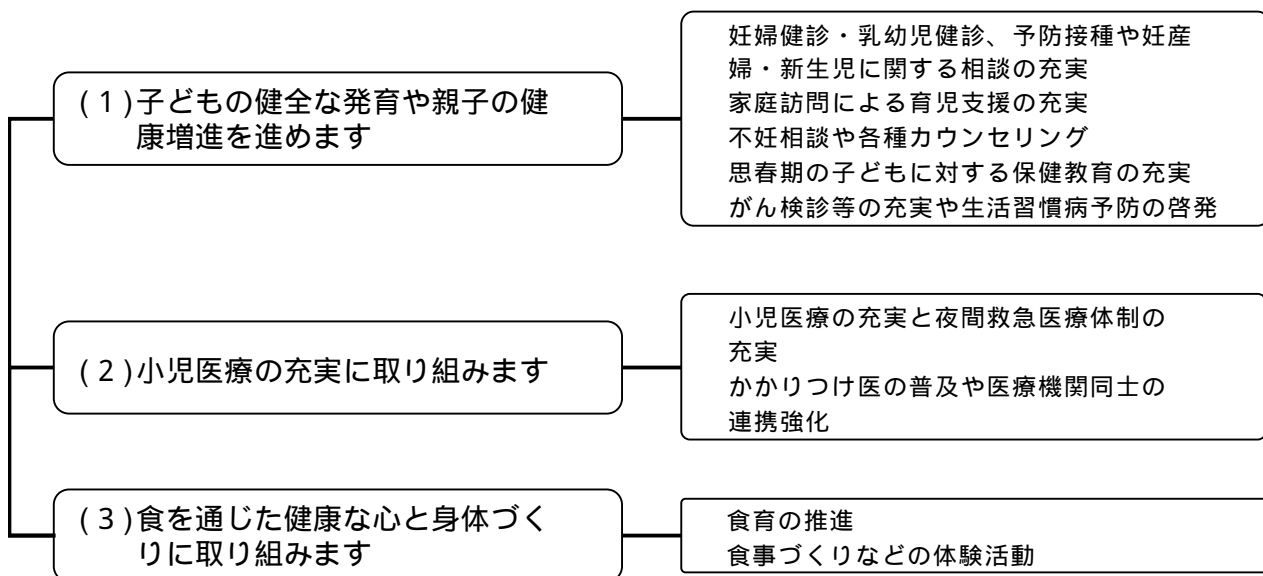
事業名	事業の内容	担当課
子育てにやさしい就労環境の普及・促進	企業に対して子育てしやすい就労環境づくりへの働きかけや、ファミリーフレンドリー企業、子育て応援企業等の紹介を行い、普及、促進を図る。	産業支援課 児童福祉課
パパ・ママ応援ショップ 子育て家庭優待事業の普及・啓発	中学生までの子どもや妊婦中の方のいる家庭が、協賛店で優待カードを提示することで、様々な特典が得られる「パパ・ママ応援ショップ(子育て優待事業)」について、事業の普及・啓発を図る。	児童福祉課

就労支援と再就職のための支援

事業名	事業の内容	担当課
若者向就労支援セミナー等の開催	就職を希望する若い方を対象に、早期就職のためのセミナーのほか、関係機関との共催により就労支援に向けたセミナーを開催する。	産業支援課
若年者等就職支援事業	就職を希望する若年者、女性、中高年を対象に、キャリアコンサルタントを配置し、就職に向けた、きめこまやかに総合的なカウンセリングを行い、就職支援を図る。	産業支援課
相談事業の充実	パートタイマー、内職等の求職者に対する就職相談、職業紹介、情報提供等相談業務の充実を図る。	産業支援課
再就職を支援するための講座の開催	出産等を機に退職し、再就職を希望する女性を対象に再就職を支援するための講座を開催する。	企画課



基本目標2：子どもの健やかな成長と親子の健康づくりを支えます



(1)子どもの健全な発育や親子の健康増進を進めます

現状と課題

子どもを安心して生み育てるためには、子どもはもちろん親の健康管理も重要となってきます。

また、幼い頃からの生活習慣が成長していく過程で大きな影響を与えることは周知の事実であり、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活など、親子ともども好ましい生活習慣を築いていくことが望まれます。

健康に関する保健分野においては、妊産婦訪問や乳幼児健康診査、育児相談など出産前からの母子の健康管理や相談指導事業をはじめとする様々な母子保健事業を実施しており、日々、きめ細かな相談・指導体制の工夫や母子保健事業の改善、拡大を行っています。

今後は特に、母子保健事業の周知と効果的な実施、不参加者に対するフォロー体制を検討していく必要があります。

また、不妊に関する相談や思春期での保健教育など、現在実施している体制の維持、充実を図り、子どもを生み育てやすい環境を形成することが重要です。

情報化社会の現代において、インターネットや携帯サイトなどの広がりにより、青少年の健全育成にとって好ましくない情報も多く流れています。これに対して、性教育や性感染症、薬物、飲酒・喫煙などは、情報教育の充実とも関連させて、親への教育も含めた正しい知識の普及と予防手段の実践を図ることが求められています。

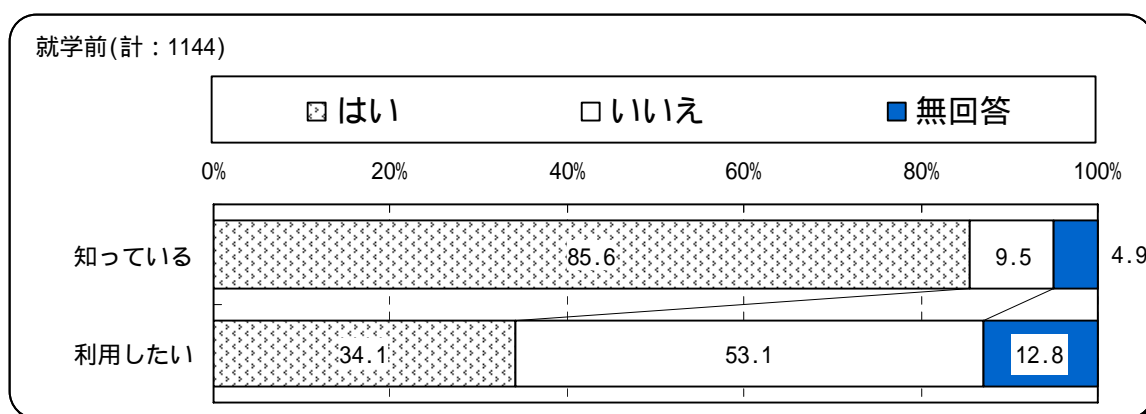
実態調査結果

母親学級や両親学級、育児学級の認知度は8割以上にのぼるものの、今後の利用意向では3割台に減少しています。しかし、これは、これらの学級の参加対象年齢が過ぎてしまった人の割合が多くなっているためだと考えられます。

一方、保健センターの情報・相談サービスでは、認知度は8割近くなのに対して、利用意向は55.8%と比較的高い割合となっています。

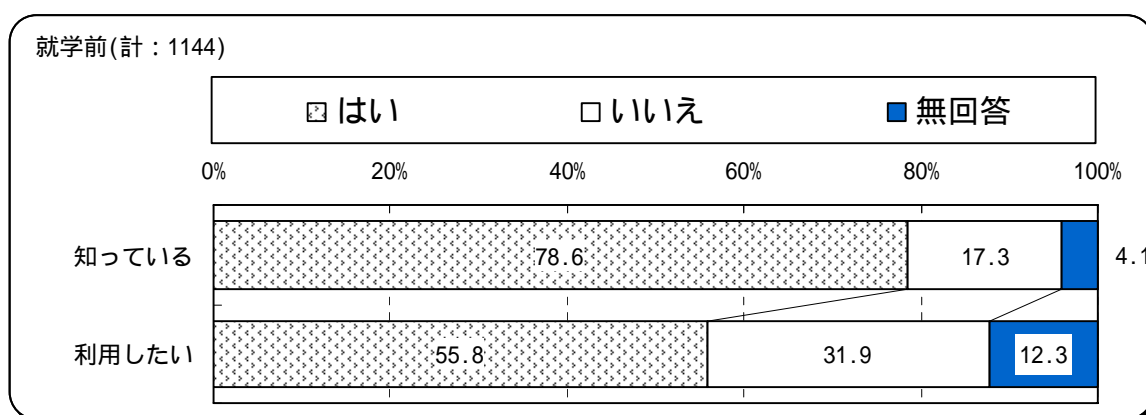
保健に関する情報や相談に対する利用意向が高くなっており、情報提供や相談体制の充実が求められています。

図表 4-10 母親学級、両親学級、育児学級の認知度と利用意向



資料：平成20年度調査

図表 4-11 保健センターの情報・相談サービスの認知度と利用意向



資料：平成20年度調査

今後の方策

妊婦健診・乳幼児健診、予防接種や妊産婦・新生児に関する相談の充実

安心して出産ができ、子どもが健やかに成長することができるよう、妊婦・乳幼児健診を充実するとともに、健診の場を活用して、子育て等に関する相談を実施します。

また、予防接種、乳幼児育児相談・栄養相談等の個別相談、母親学級・両親学級等を実施します。

家庭訪問による育児支援の充実

親の育児不安の解消や乳幼児の発育・発達過程に応じた育児相談等のため、保健師及び助産師会など地域の人材等の活用で、家庭訪問による育児支援を充実します。

不妊相談や各種カウンセリング

子どもを持ちたいのに子どもができない場合に、不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する相談への対応や情報の提供を行います。また、子どもの心理的な問題等に関するカウンセリングを行います。

思春期の子どもに対する保健教育の充実

十代の性の問題に対応するため、性に関する健全な意識の涵養と合わせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対する相談体制を充実します。

がん検診等の充実や生活習慣病予防の啓発

家族の将来にわたる健康づくりを支援するため、がん検診等の健康診査を充実するとともに、生活習慣病予防のための知識の普及、啓発を行います。

具体的事業

妊婦健診・乳幼児健診、予防接種や妊産婦・新生児に関する相談の充実

事業名	事業の内容	担当課
乳児健康診査	4か月児、10か月児の身体測定・診察・相談を医療機関で実施する。	市民健康課
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に身体測定・問診・診察（内科・歯科）及び保健師・栄養士による相談を行う。	市民健康課
乳幼児育児相談	乳幼児を対象に保健師が身体測定と育児について相談を行い、育児不安の解消を図る。	市民健康課
離乳食教室	5～6か月頃・7～8か月頃・12～18か月頃の乳幼児の親を対象に、離乳食の作り方講習や試食を行い、乳幼児の育児支援を行う。	市民健康課
栄養相談	乳幼児・思春期を対象とした食生活、栄養に関する個別相談を行い、バランスのとれた食生活を促進する。	市民健康課
母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行い、出産・育児に対する知識を高める。	市民健康課
予防接種（各種）	B C G、ポリオ等各種予防接種を医療機関などで実施する。また、未接種者に対する情報提供を行い、接種率の向上を図る。	市民健康課

家庭訪問による育児支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
妊産婦・新生児訪問 (乳児家庭全戸訪問)	助産師等が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを図る。	市民健康課
乳幼児家庭訪問	保健師等が子育ての悩みや不安などを抱える家庭や健診未受診家庭を訪問し、育児や健康などの相談を受ける。また、他の子育て機関との連携を図り、適切な支援を行う。	市民健康課

不妊相談や各種カウンセリング

事業名	事業の内容	担当課
不妊治療の情報提供	電話相談などで不妊に関する相談への対応や情報の提供を行う。	市民健康課
児童精神カウンセリング事業	市立病院において、児童心理カウンセラーにより、専門的な相談を行う。	市立病院

思春期の子どもに対する保健教育の充実

事業名	事業の内容	担当課
健康教育	小中学校等で命の大切さや喫煙による弊害などについて健康教育を行い、健康についての知識を深める。	市民健康課
学校における保健教育の推進	小・中学年からの性に関する指導について、各小中学校で実施し、正しい理解促進を図るとともに、正しい異性観について理解を深める。	指導課
喫煙防止等に対する啓発	越谷市広報等を利用して青少年への喫煙防止等の意識啓発を行う。	生涯学習課

がん検診等の充実や生活習慣病予防の啓発

事業名	事業の内容	担当課
健康教育	生活習慣病予防と健康に関する知識の普及を目的に各種健康講座を開催し、健康増進を進める。	市民健康課
健康相談	保健師・栄養士・理学療法士・作業療法士等により、心身の健康に関する個別の相談を実施し、必要な指導・助言を行う。	市民健康課
がん検診等	健康診査・各種がん検診等を実施する。	市民健康課
ヘルシーキッズ	幼児を対象とした食生活・虫歯予防のための健康教室を開催する。	市民健康課

(2)小児医療の充実に取り組みます

現状と課題

少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを生子、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の確立は欠くことのできないものです。

また、子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。

近年全国的に産科や小児科の医療現場において医師不足が生じていることから、本市においても住民の関心が高くなっています。

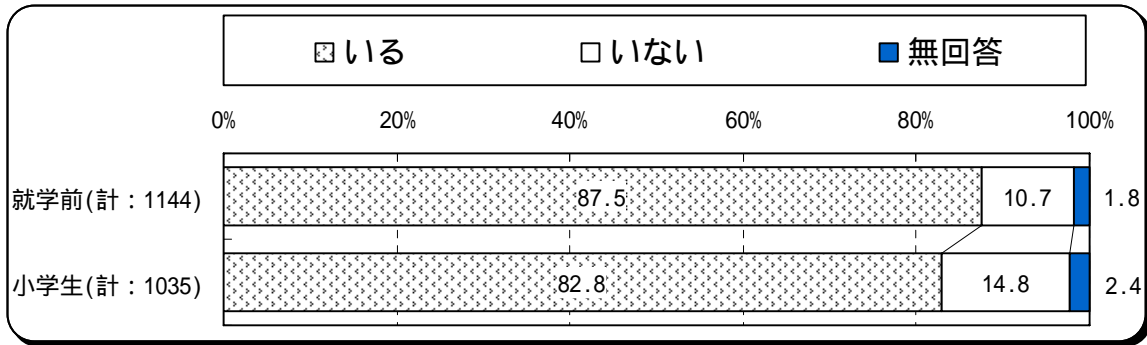
関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法やけがや病気の防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後も一層の充実が必要です。

実態調査結果

かかりつけ医の有無では8割以上がかかりつけ医が「いる」と回答しているものの、かかりつけ医を利用していない人の理由では、その他以外では「利用したい医療機関(病院・医院・診療所)が地域にない」との回答が比較的多く選ばれていました。

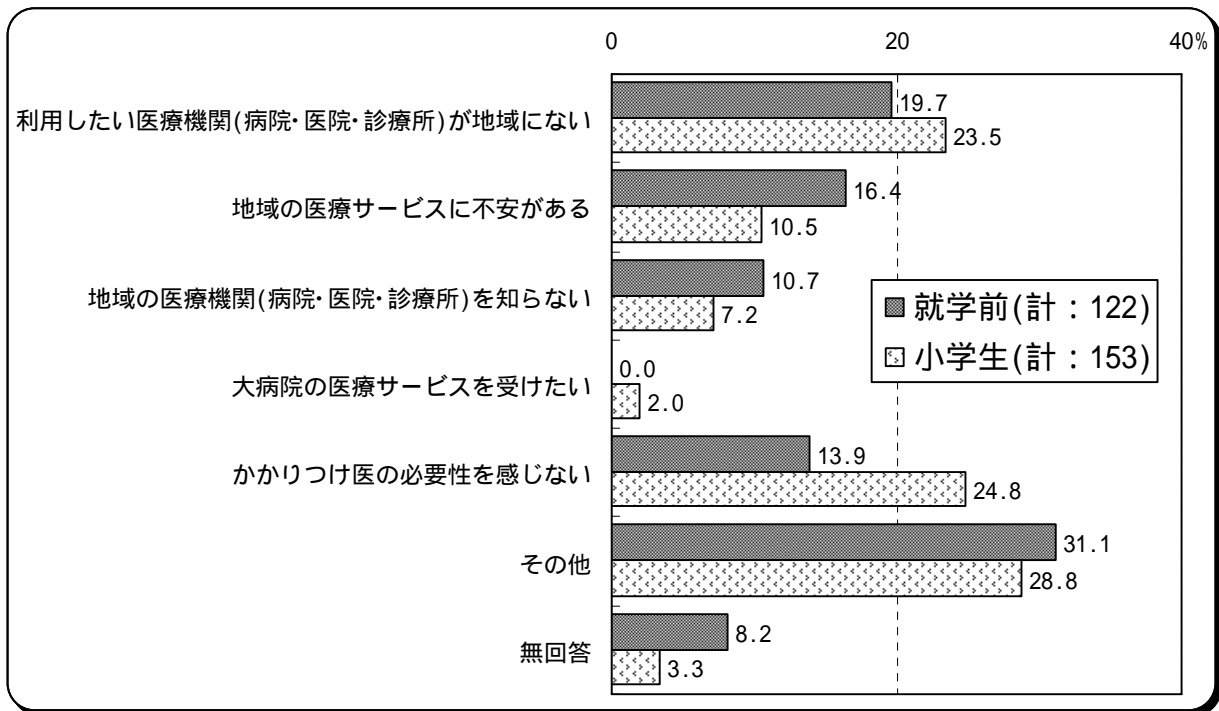
「地域の医療機関(病院・医院・診療所)を知らない」も1割前後と少なからず回答があり、小児医療体制の充実、改善とともに、医療機関情報の提供も必要と考えられます。

図表 4-12 かかりつけ医の有無



資料:平成 20 年度調査

図表 4-13 かかりつけ医を利用しない理由



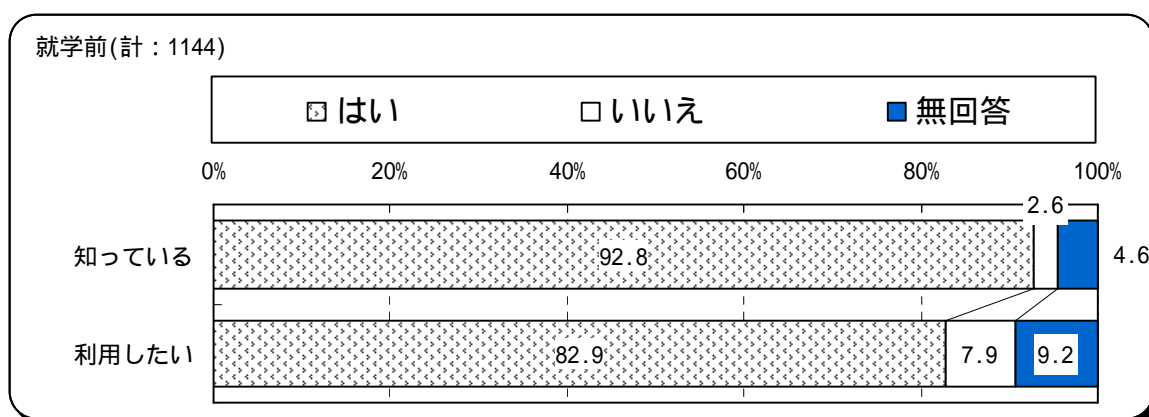
資料:平成 20 年度調査

小児夜間急患診療所の認知度は9割を超え、利用意向は8割を超えています。

また、小児救急電話相談事業の認知度は5割程度と低く、利用経験のある人は1割未満と少ない状況です。

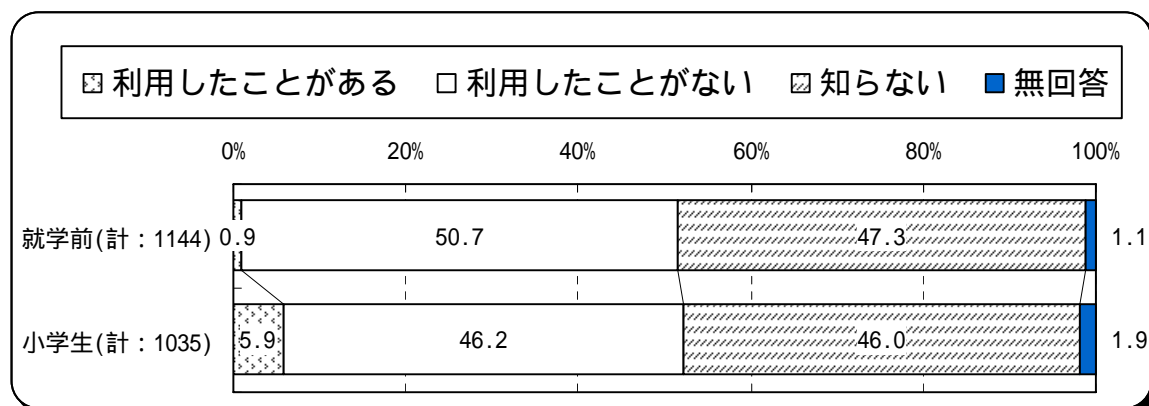
どんな症状のときどんな病院に行くべきか、また、その病院はどこにあるのかなどの対処法と医療機関に関する情報の提供が必要となっています。

図表 4-14 小児夜間急患診療所の認知度と利用意向



資料:平成 20 年度調査

図表 4-15 小児救急電話相談事業(# 8000)の認知度



資料:平成 20 年度調査

今後の方策

小児医療の充実と夜間救急医療体制の充実

小児医療は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるため、小児医療体制の整備、小児夜間急患診療所の運営を充実します。

かかりつけ医の普及や医療機関同士の連携強化

子どもの疾病予防・早期発見のために、身近な医療機関の利用による「かかりつけ医」の普及や、医療機関同士の連携強化を図ります。

具体的事業

小児医療の充実と夜間救急医療体制の充実

事業名	事業の内容	担当課
越谷市小児夜間急患診療所運営事業	越谷市小児夜間急患診療所において、夜間における小児の初期救急医療体制の充実を図る。	市民健康課
小児救急医療支援事業	小児の第二次救急医療体制を確保するため、小児救急医療支援事業を実施する。	市民健康課

かかりつけ医の普及や医療機関同士の連携強化

事業名	事業の内容	担当課
医療提供体制の充実	かかりつけ医に関し、広報誌等を活用し啓発するとともに、市ホームページを活用して医療機関情報を提供する。	市民健康課

(3)食を通じた健康な心と身体づくりに取り組みます

現状と課題

「食育」とは、子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を育てようとするものです。近年の社会環境や生活様式の変化による朝食欠食や偏食等の食習慣の乱れは、やる気の減退や集中力の欠如、情緒不安定といった精神的な問題や、肥満や思春期やせ症などの身体的な問題を引き起こし、子どもの心と体の健康問題に大きく関係しています。

したがって、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣などを身に付けることにより、「食事の自己管理能力」を養うことが必要となります。

本市では、離乳食教室や栄養相談など乳幼児期から親を含めた食育指導を実施しているほか、小中学校を中心に学校給食を通じた食育、各種料理教室などの調理体験を通じた食育の実施に努めてきました。

今後も、児童生徒だけでなく、保護者も一緒に参加を促進し、家庭での食育を進めていくことが大切です。

今後の方策

食育の推進

食事は心身の成長の基礎となる重要な要素であることから、乳幼児期から学童期、思春期にわたる発達段階に合わせた、食に関する学習機会の提供や情報の提供を行います。

食事づくりなどの体験活動

子どもにとって、料理をつくることは、つくる喜びを体験するとともに、食事の大切さを考える契機にもなることから、子ども料理教室等の子ども参加型の体験学習に取り組みます。

具体的事業

食育の推進

事業名	事業の内容	担当課
離乳食教室（再掲）	5～6か月頃・7～8か月頃・12～18か月頃の乳幼児の親を対象に離乳食の作り方講習と試食を行い、乳幼児の育児支援を行う。	市民健康課
栄養相談（再掲）	乳幼児・思春期を対象とした食生活、栄養に関する個別相談を行い、バランスのとれた食生活を促進する。	市民健康課
健康教育・料理講習会	栄養についての健康教育、乳幼児・児童対象の講習会等を行い、食についての理解を深める。	市民健康課
保育所における食育の充実	保育所（園）の保護者を対象に、栄養士による講習及び試食を行い（各保育所年齢別に実施）、食の大切さについての啓発を行う。	保育課
食育教育の推進	食生活の見直しや栄養に関することなどを、給食時間・家庭科や総合的な学習の時間等で取り上げ、食育を推進する。	指導課 給食課
学校給食における食物アレルギーへの対応	食物アレルギーの対応策として、希望者には詳しい献立表や原料配合表など資料を配付するとともに、一部ではあるが、卵向きパンや牛乳を使用していないデザート等のアレルギー対応食を提供する。	給食課
児童・生徒の食事に関する調査	5年毎に児童・生徒の食生活の実態を把握するため、食事に関するアンケートを実施し、食指導に役立てる。	給食課
学校給食研究協議大会	小中学校の保護者と学校給食関係者を対象に食に関する講演、研究発表を行う。	給食課
給食だよりの発行	小学校の保護者と中学生を対象に食に関する情報を提供する。	給食課

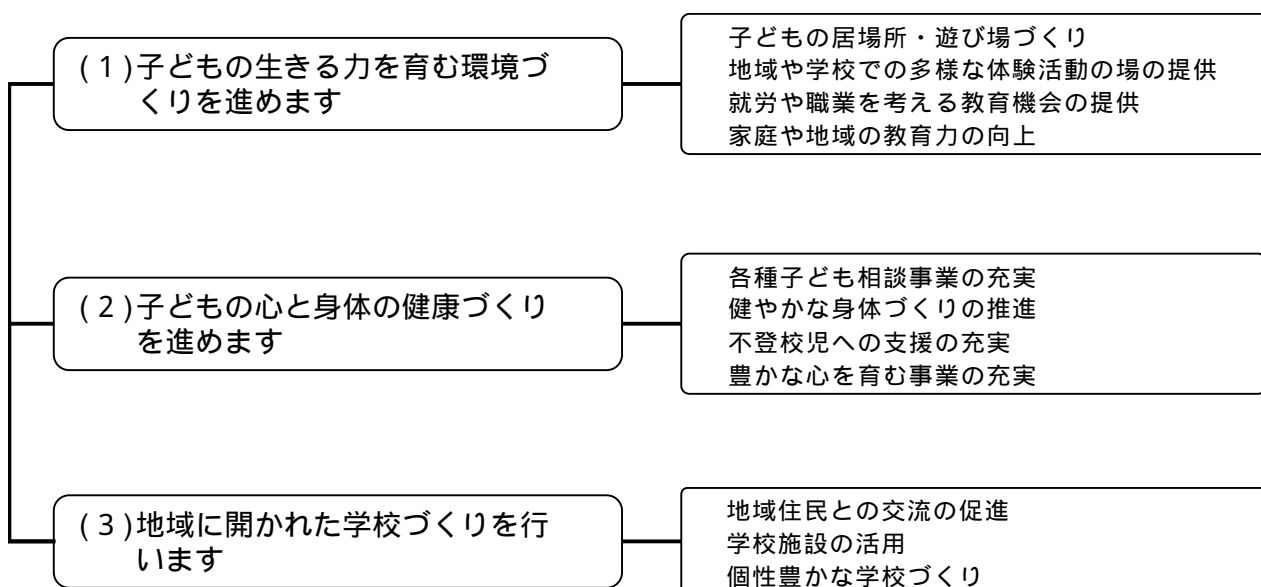
食事づくりなどの体験活動

事業名	事業の内容	担当課
親子料理教室	小学生の親子を対象とし、料理教室を開催し、親子の交流を図るとともに、家庭における食の関心を高める。	市民健康課

事業名	事業の内容	担当課
親子手作りおやつ教室	小学生の親子を対象に、手作りおやつ教室を開催し、親子の交流を図るとともに、家庭における食の関心を高める。	市民健康課
クッキング保育	保育所（園）で児童と一緒に、カレーづくり、クッキーづくり、芋煮会等を実施して、つくる喜びを体験し、食事の大切さを学ぶ。	保育課
体験活動による食育の推進	地域の関係機関と連携し、家庭科における調理実習、総合的な学習の時間等における実習体験を通して実践指導を行う。	指導課
学校給食の試食会	小中学校の保護者を対象に学校給食の試食と食に関する啓発を行う。	給食課
小中学校の調理講習会・親子調理講習会	小中学校の保護者、または親子を対象に調理講習会を行う。	給食課
小学生の野菜皮むき体験	小学校1・2年生を対象に学校給食に使用するグリーンピースのさやむきやトウモロコシの皮むきを体験し、野菜に親しみ、食に関心を持たせる。	給食課



基本目標3：次代を担う子どもの成長を支えます



(1)子どもの生きる力を育む環境づくりを進めます

現状と課題

子どもの遊びは、時代の変化とともに屋外から屋内へと移り、テレビやコンピューターゲームなどが主流となってきたため、多様な実体験が少なくなり創造性に乏しくなることや、体力の低下などが危惧されています。

また、子どもは、子ども同士のふれあいや大人との人間関係の中で、それぞれの発達段階に応じた体験・経験が必要であり、そのことが愛情や信頼感、他人を思いやる心を育てます。

こうしたことから、子どもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごせる場を創造し、様々な体験ができる機会を提供する必要があります。

さらに、子どもを健やかに育てていくためには、地域ぐるみで子どもを見守ることが大切です。そのためには、子どもに関わる家庭、学校、地域の連携を強化し、親同士が交流を深め、地域の子どもの問題や子育てについて情報を交換し合い、子どもたちの活動しやすい環境を整えることが必要です。

本市では、地区センターや児童館をはじめ、学校、公園、子ども教室などの子どもの居場所づくり、遊び場づくりを推進するとともに、親子自然体験やボランティア体験活動、将来を考える職業体験などの多様な体験活動の開催、世代間交流や子育て講座、安全教育など家庭や地域との連携による教育力の向上などにも取り組んでいます。

こうした居場所づくり、多様な体験機会の創出などの取組の継続、拡大に努めるとともに、特に家庭や地域の教育力の向上を図ることで、子ども、親、地域が一体となった健全育成環境をつくる必要があります。

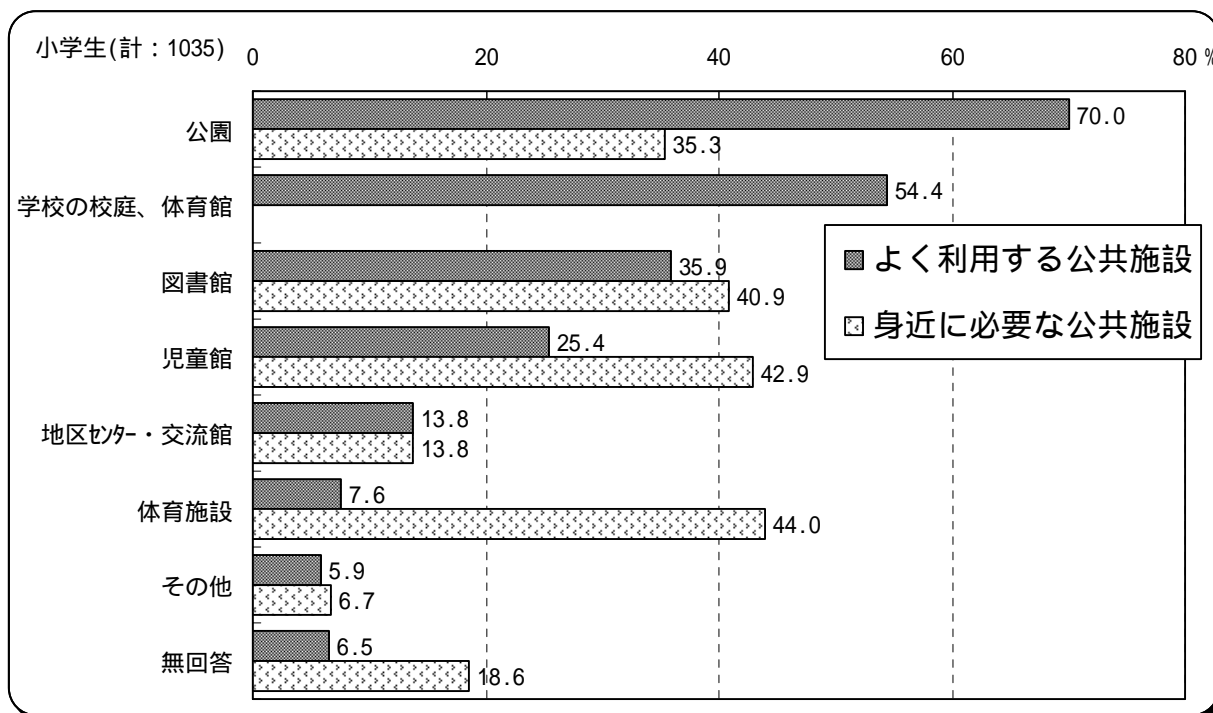
実態調査結果

よく利用する公共施設として、「公園」や「学校の校庭、体育館」が上位にあげられている一方、身近に必要な公共施設としては「体育施設」や「児童館」、「図書館」が上位となっています。

体育施設や児童館、図書館の利便性向上、施設整備のニーズが高いと考えられます。

また、児童館や園庭開放に関する認知度は高いものの、家庭教育学級などの認知度は3割程度しかなく、利用意向は4割もあることから、家庭教育学級等に関する周知が必要です。

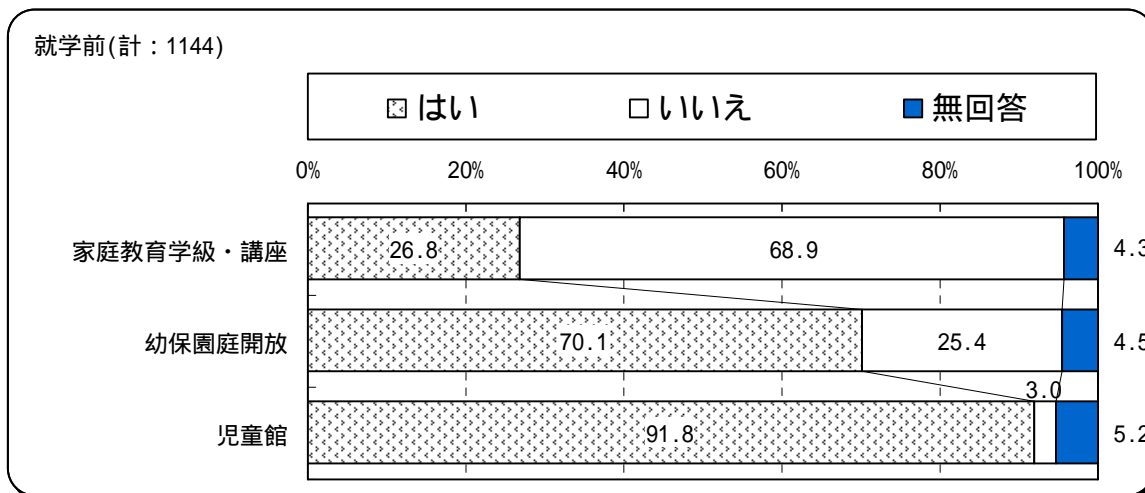
図表 4-16 よく利用する公共施設・身近に必要な公共施設



資料：平成20年度調査

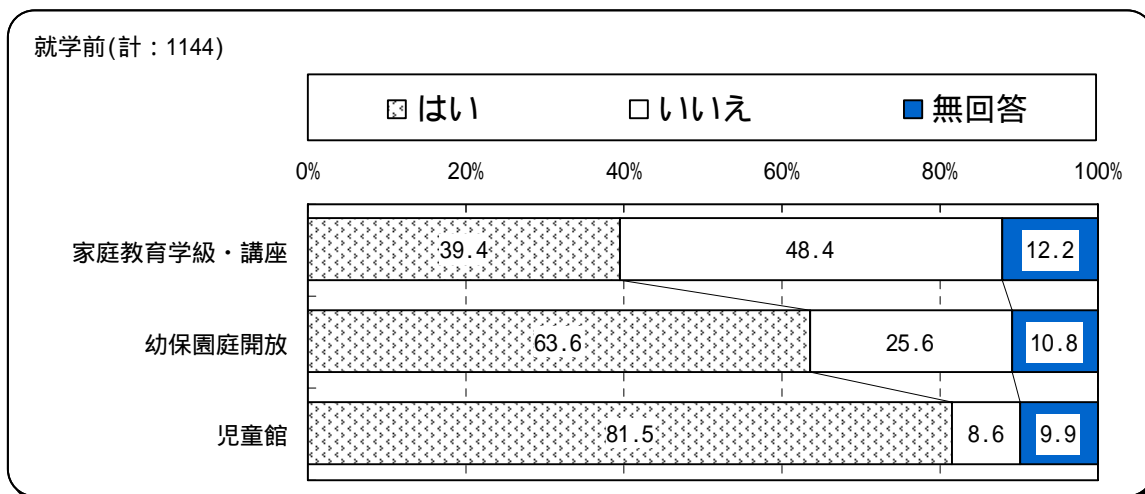
「学校の校庭、体育館」は、よく利用する公共施設にのみ設定された選択肢。

図表 4-17 子育て支援サービス(育成環境)の認知度



資料:平成20年度調査

図表 4-18 子育て支援サービス(育成環境)の利用意向



資料:平成20年度調査

今後の方策

子どもの居場所・遊び場づくり

子どもは遊びを通して、友達とのふれあいや交流をしながら社会性や協調性を身につけ、豊かな人間性を育みます。そのため、地区センター・児童館・学校・公園等を活用し、子どもたちが自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所・遊び場づくりを進めます。

また、外遊びが減少傾向にあることから、外遊びの重要性について機会を捉えて啓発を行います。

地域や学校での多様な体験活動の場の提供

子どもたちが体験を通して文化や社会への関心を高め、的確に判断できる能力を身につけ、自立した人間として成長できるよう、地域や学校でのさまざまな社会体験や自然体験の機会提供を行い、子どもの生きる力や豊かな人間性を育成します。

就労や職業を考える教育機会の提供

子どもたちができるだけ早い段階から社会との関わりを実感できるよう、児童生徒の発達段階に応じて、職場見学や職業体験等、就労や職業を考える機会を提供します。

家庭や地域の教育力の向上

都市化、核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえて、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

また、子どもを地域社会で育てる観点から、地域の人材の活用や関係機関等の協力によって、子どもの多様な体験活動の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域開放、地域のスポーツ環境の整備を図ることなどにより、地域の教育力の向上を図ります。

具体的事業

子どもの居場所・遊び場づくり

事業名	事業の内容	担当課
児童館事業	遊びや各種教室などを通して児童の健全な発達や豊かな創造性を育む事業のほか、児童自らが学び遊ぶ場、集い仲間づくりの場として、大型施設の特徴を生かした児童の居場所づくりを推進する。 また、子育て中の親子が気軽に集い、交流する場を提供する。	児童福祉課
科学技術体験センター事業	観察や実験、工作などの体験を通して、楽しみながら科学への興味・関心を高め、また創造性豊かな児童生徒の育成を図るための参加型施設として多様な事業を実施する。	総務課
地区センター・公民館整備及び活用	地区センター(大型館)において図書コーナーや学習スペース等を設置する。	地域活動推進課
街区公園等の整備	子どもや親子連れをはじめ、多くの市民の身近なレクリエーションや交流の場として、また、災害時の防災空間としても利用できる街区公園を、土地区画整理地内に計画的に整備する。	公園緑地課
プレ・パーク支援	都市公園内における1日プレ・パーク開催支援及び常設プレーパークの調査研究を行う。	公園緑地課 児童福祉課
放課後子ども教室推進事業	学校・地区センター・公民館等の公共施設を利用し、放課後や週末等に安全・安心に、継続的な活動のできる場の整備として、子どもの居場所づくりに取り組む。	生涯学習課
保育所の地域交流事業(再掲)	保育所で行う遊ぼう会等を通して参加した親子同士の交流を図り、悩みや不安についての相談に応じる。	保育課
地域子育て支援センター事業(再掲)	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	保育課
保育ステーションの子育て広場	南越谷保育ステーションでオープンスペースを利用し、親子の交流の場を提供する。	保育課

地域や学校での多様な体験活動の場の提供

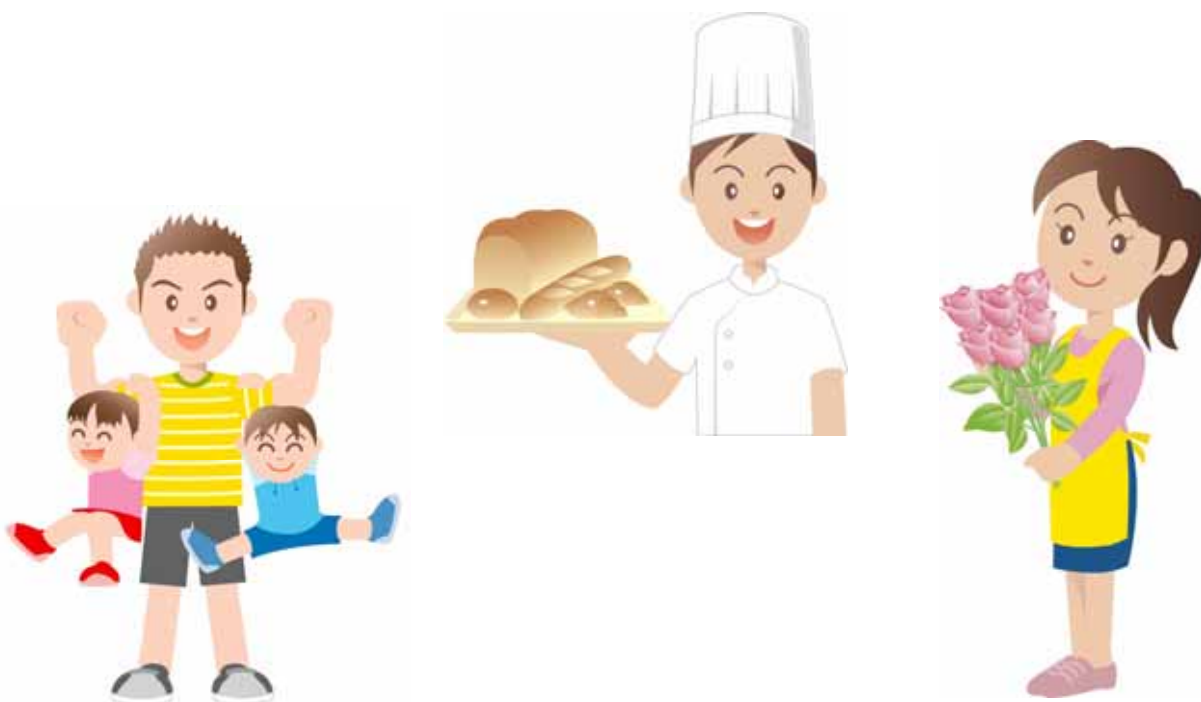
事業名	事業の内容	担当課
児童館の親子自然体験事業	豊かな自然の中で、児童が宿泊または日帰りで体験学習（星空の観測や自然探索など）を実施するほか、実験・工作やデイキャンプとして飯ごう炊飯やカレーライスづくなどにチャレンジする。	児童福祉課
自然観察会 (夏休みこども自然教室)	夏休みにこども自然教室を開催し、環境に対する意識を高める。	環境保全課
保育所の体験保育	施設の見学や施設での体験をしたり、自然豊かな公園などで自然体験を実施する。	保育課
ボランティア体験活動の推進	小中学校における総合的な学習の時間等において、体験的な学習を通して、地域社会の人たちとふれあう機会を設ける。	指導課
公民館等による体験学習	児童が地域の中でふれあいや協調性を学ぶことができるよう、体験学習を開催する。	生涯学習課
越谷市ふれあいの森	市民による森づくりに親子で参加し、植樹した樹木を保護・育成するためのつる打ちや枝打ちなどの作業を通して、親子のふれあいや自然の素晴らしさを体験する。	生涯学習課
こどもエコクラブ活動	小中学生のクラブ活動として、身近な生き物の調査や地域の環境保全活動の取り組みを進める。	児童福祉課

就労や職業を考える教育機会の提供

事業名	事業の内容	担当課
中学生社会体験チャレンジ事業	地域の事業所での職場体験学習を通して、職場の人たちとのふれあいや仕事の大切さを学ぶ。	指導課
地場産業見学・体験	小中学生による地場産業事業所への見学や体験づくりなどを実施する。	産業支援課

家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業の内容	担当課
地域活動の支援	地域で行う世代間交流事業などの地区まちづくり事業を支援する。	地域活動推進課
子育て講座の開催	家庭教育に関する学習機会の場として、小学校就学时健診と中学校1日体験入学時に、保護者を対象とした講座を開催する。	生涯学習課
ジュニアリーダー育成研修会	小学5・6年生を対象に、地域社会の一員としての規範意識や社会性を身につけ、豊かな人間性を育むことを目的に、ジュニアリーダーとして必要な知識・技術を習得するための研修会を開催する。	生涯学習課
部活動外部指導者の活用	中学校部活動において、より専門的な技術指導を可能とするため、外部指導者として地域の教育力の活用を進める。	指導課
小中学校体育施設開放	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。	体育課
学校における安全教育事業	スクールガードリーダーを中心として、学校・家庭・地域が一体となった防犯体制の充実を図る。	指導課
家庭における安全教育	家庭内での児童のケガや事故を防止するための啓発活動や学級・講座等での取り組みを図る。	児童福祉課



(2)子どもの心と身体の健康づくりを進めます

現状と課題

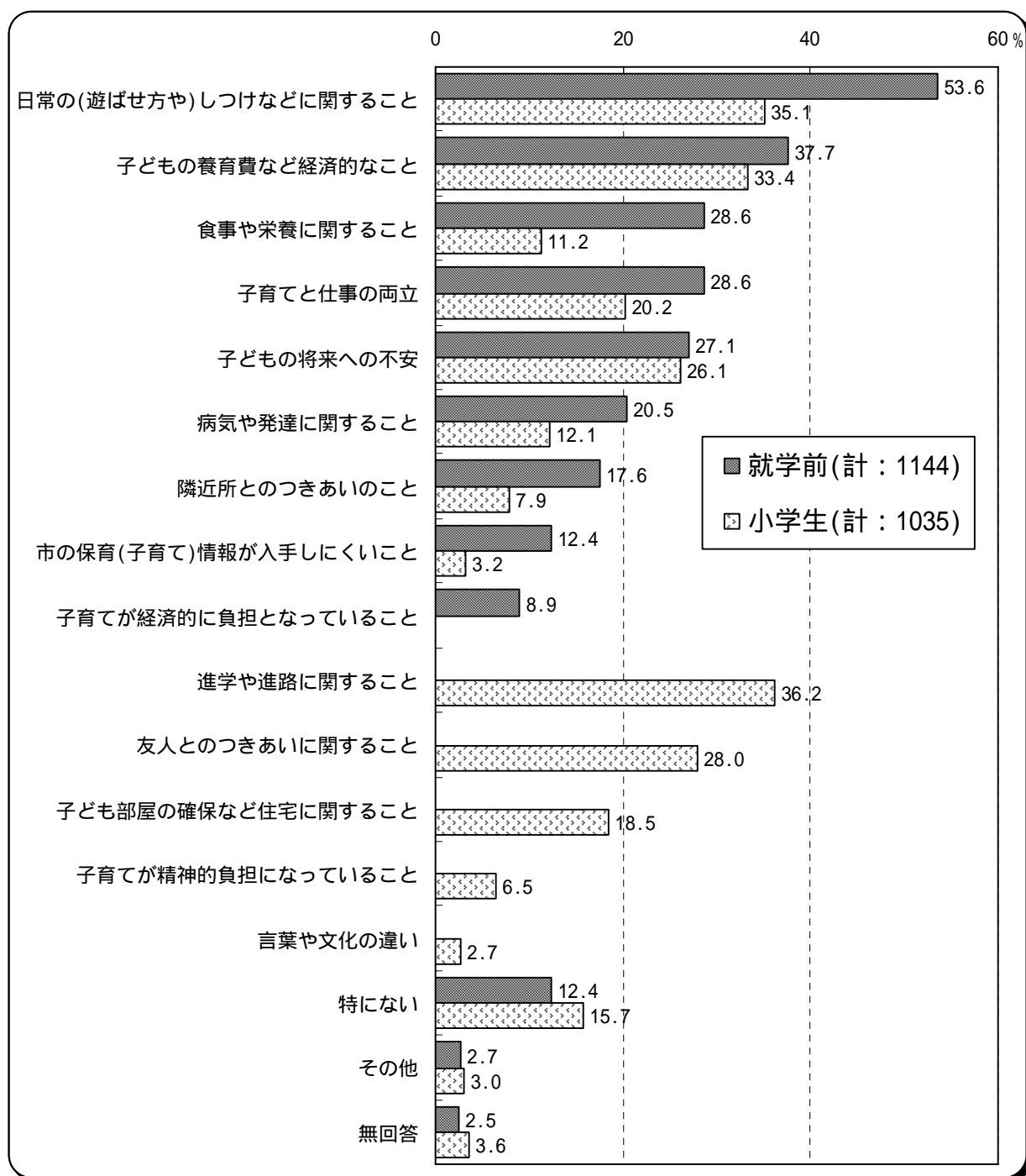
教育環境においては、時代の変化とともにそれらに対応した様々な教育改革が国を挙げて行われ、子どもの健全な成長を願った真摯な取組を続けてきました。教育内容としては、これまでも基礎学力の向上や体力づくり、健康づくり、豊かな個性の育成、心の教育などに重点を置き、各種体験学習を推進してきました。今後も、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、自ら学ぼうとする意欲や自ら判断し行動する力を育む「生きる力」の推進と、他人を思いやり、生命の大切さに気づく「豊かな心」の育成に加え、スクールカウンセラーなどの活用による児童生徒の心のケアへの配慮も引き続き行っていく必要があります。

実態調査結果

子育てに関する悩みでは、就学前児童をもつ保護者は「遊ばせ方やしつけに関すること」が最も多く、小学生児童をもつ保護者は「進学や進路に関すること」が最も多くなっており、ともに家庭教育や学校教育など教育に関する分野となっています。

学校教育の充実だけでなく、家庭での育児や教育に関する相談・指導体制の充実が望まれます。

図表 4-19 子育てに関する悩み



資料：平成20年度調査

「子育てが経済的に負担となっていること」は就学前調査のみの選択肢。

「進学や進路に関すること」、「友人とのつきあいに関すること」、「子ども部屋の確保など住宅に関すること」、

「子育てが精神的負担になっていること」、「言葉や文化の違い」は小学生調査のみの選択肢。

今後の方策

各種子ども相談事業の充実

教育や心身の発達に関する悩み、いじめ、非行、虐待等の問題に対応するため、学校・教育センター等における相談体制を充実するとともに、各種相談事業との連携を図ります。

健やかな身体づくりの推進

運動機会の減少等により、子どもの体力が低下傾向にあることや、生活習慣の乱れや肥満の増加が指摘されていることを踏まえ、運動部活動等の学校におけるスポーツ環境を充実するとともに、地域のスポーツ活動の充実を図ります。

また、子どもに生涯にわたる心身の健康保持、増進に必要な知識や、適切な生活習慣を身につけさせるため、健康教育を進めます。

不登校児への支援の充実

学校生活への適応等に関するカウンセリング等を行い、不登校児童・生徒の学校復帰に向けた支援を行います。

豊かな心を育む事業の充実

他人を思いやる心や感動する心を育むため、児童と乳幼児や高齢者との交流、幼いうちから絵本や読書に親しむ機会を提供する読み聞かせ等、各種講座や情操教育を推進します。

具体的事業

各種子ども相談事業の充実

事業名	事業の内容	担当課
家庭児童相談室	学校や保育所(園)、幼稚園に行けない、友だちと遊べない、非行の心配があるなどの問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により、助言・指導や、場合によっては他の機関に紹介を行う。	児童福祉課
児童館の子ども家庭相談	児童館2か所で、専任の子ども家庭相談員が、発育や生活習慣、遊びについてなど面談・電話により相談、助言を行う。	児童福祉課
教育センターの教育相談事業	小学生から高校生までのいじめや不登校や発達等に関する相談を月曜日から土曜日まで行う。(電話相談は夜8時30分まで受付)	指導課
教育センターの活用	教育諸課題に対する調査研究や開発機能、研修機能、教育情報センター機能、教育相談機能を合わせ持った教育センターを活用し、教育相談の充実を図る。	指導課
青少年指導相談室	青少年の非行、問題行動等で悩んでいる保護者や青少年の相談業務を行う。	生涯学習課

健やかな身体づくりの推進

事業名	事業の内容	担当課
親子ふれあい体操教室	幼児期に親子が一緒に運動する体験として、遊びの要素を取り入れながら平衡性、敏捷性等の運動神経の発達を促し、また、親子のスキンシップが図れる内容のプログラムを設けて行う。	体育課
部活動外部指導者派遣事業(再掲)	中学校における部活動において、より専門的な技術指導を可能とするため、外部指導者を積極的に活用し、部活動の充実を図る。	指導課
小中学校体育施設開放(再掲)	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。	体育課
学校保健事業	家庭や地域、関係機関との連携を図りながら健康相談活動、保健指導を通じたヘルスプロモーションの考え方を身につける。(市内小中学校で指導計画に基づき行う。)	学校課

不登校児への支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
教育センターの適応指導教室	市内3か所に適応指導教室を設置し、不登校児童生徒の指導を行う。また、学校復帰に向けた個別指導を行う。	指導課
教育センターの家庭訪問相談	専任の訪問相談員が不登校児生徒等への家庭訪問を実施し、学校復帰に向けて個別指導を行なう。	指導課
学校における支援要員の配置	学校相談員、スクールカウンセラー等を各校に配置する。	指導課

豊かな心を育む事業の充実

事業名	事業の内容	担当課
児童館のお話会	語り手・読み手から直接児童に感動が伝わるような本の読み聞かせや紙芝居を定期的実施するほか、館内の児童向け図書の貸し出しを行う。	児童福祉課
市立図書館の「親子おはなし会」	毎年「子ども読書の日」にちなんで、4歳から小学校6年生とその保護者を対象に、ストーリーテリングと絵本のよみきかせをするほか、紹介した本の貸出を行う。	図書館
市立図書館の「おはなし会」	毎週水曜日、4歳から小学校6年生を対象とし、ストーリーテリングと絵本のよみきかせをするほか、紹介した本の貸出を行う。	図書館
市立図書館の「うさこちゃんのおへや」	毎月1回、絵本やわらべうたを親子で楽しむことを目的に、2、3歳児とその保護者を対象に、絵本との出会いの場を提供する。	図書館
幼児向け絵本の配本	1歳6か月及び3歳児健康診査の実施に合わせて、健診施設へ毎年度100冊程度の幼児向け絵本を配本し、親子が絵本にふれられる機会を提供する。	図書館
児童館の世代交流・伝承遊び事業	児童館において、世代間交流会、伝承遊びの講習会等を開催する。	児童福祉課
保育所のふれあい交流	近隣の高齢者施設やデイケア施設、障がい児療育施設等で高齢者や障がい者等との交流を図る。また、小中学生、高校生が子育てや地域に関心を深め、将来の子育てに関する貴重な体験になるよう乳幼児などとのふれあい交流の機会を促進する。	保育課 指導課
「人権の花」運動	小学校児童を対象として、草花等の栽培を通して相手の立場を尊重し、協力、感謝、思いやりの心を育む。	人権推進課

事業名	事業の内容	担当課
幼稚園児保護者に対する映画会及び座談会	幼稚園児の保護者を対象に人権映画会(アニメ)を開催し、親子に共通の話題を提供するとともに、子育てやいじめ等の人権問題について意見交換を行い、人権擁護委員と保護者が一緒に人権について考え、人権意識を育てる。	人権推進課
心の教育の推進	各学校での道徳の授業を中心とし、学校教育全般に渡って道徳教育の充実を図る。さらに道徳教育振興会議の活動を通して、家庭や地域のみなさんと協力しながら、児童生徒の豊かな心を育成する。	指導課
公民館のふれあい交流事業	児童を対象にリトミックやゲームなど、子どもと親、また子ども同士がいっしょに参加する事業を行なう。	生涯学習課
人権教室の開催	小学校3・4年生を対象にビデオを使用した人権啓発授業を実施することにより、発達段階において人権感覚を身につけることを目的とする。	人権推進課



(3)地域に開かれた学校づくりを行います

現状と課題

学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、地域の交流の場となる社会資源です。教育現場における地域の人たちとの交流は学校の活性化にもつながります。本市では、地域の人材を総合学習の講師や部活動の指導者に迎えることや、体育館等の学校施設を地域へ開放するなど、学校と地域の交流を進めています。

今後も、地域の住民を交えた総合学習の実施や、幅広い世代が交流するスポーツ・レクリエーション活動、文化活動等を開催し、地域の多様な経験を持つ人や団体等との交流を活発にすることが求められています。

また、地域に開かれた学校運営とするため学校評議員制度や、中学校における学校選択制を取り入れており、こうした取組を継続することにより、地域に根ざした個性豊かな学校づくりの推進が必要です。

今後の方策

地域住民との交流の促進

地域の人たちとの交流は、子どもの社会性の育成に大きな役目を果たし、学校の活性化にもつながります。学校と地域が連携し、多様な経験を持つ人や地域の活動団体等との交流を進めます。

学校施設の活用

学校施設は、子どもたちにとっての学び舎であると同時に、地域を代表する中心的な施設でもあります。青少年スポーツを始め、幅広い世代が交流するスポーツ・レクリエーション活動・文化活動等を開催するため、学校の教室や校庭、体育館等の活用を進めます。

個性豊かな学校づくり

地域の実情に応じた学校選択性の導入や、学校評議員制度の活用等により、地域・家庭と学校との連携、協力を図り、地域に根ざした個性豊かな学校づくりを進めます。

具体的事業

地域住民との交流の促進

事業名	事業の内容	担当課
教育ボランティアの活用	学校応援団の活動を通じて、学校における学習活動・安全確保・環境整備などのボランティアとして、地域のみなさんの参加・協力を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成を図る。	指導課
部活動外部指導者派遣事業（再掲）	中学校における部活動において、より専門的な技術指導を可能とするため、外部指導者を積極的に活用し、部活動の充実を図る。	指導課

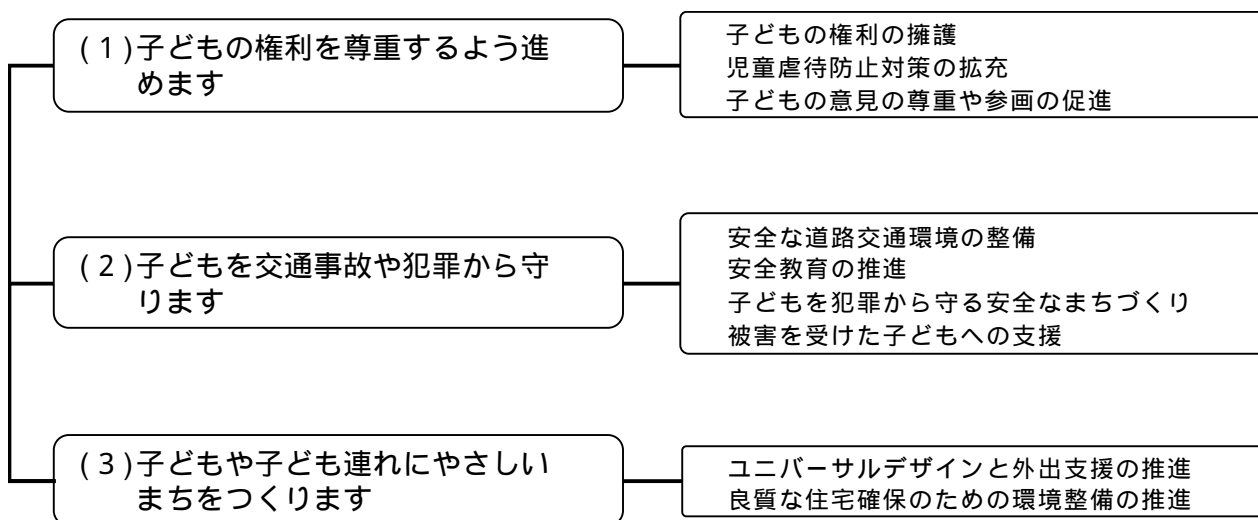
学校施設の活用

事業名	事業の内容	担当課
小中学校体育施設開放（再掲）	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。	体育課
学童保育事業	放課後児童の健全育成を図るため、小学校の余裕教室や多目的室及び学校敷地内を活用し、学童保育事業の拡充に努める。	保育課
放課後子ども教室推進事業（再掲）	学校・地区センター・公民館等の公共施設を利用し、放課後や週末等に安全・安心に、継続的な活動のできる場の整備として、子どもの居場所づくりに取り組む。	生涯学習課

個性豊かな学校づくり

事業名	事業の内容	担当課
学校評議員制度	学校が学校評議員の意見を積極的に取り入れることにより、魅力ある教育活動を展開するとともに地域に一層開かれた、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する。	指導課
中学校選択制	現在の通学区域制度をこれまでどおり維持していくことを基本とし、その上で、他の中学校への通学を希望する就学予定者や保護者の意向にできるだけ沿って就学する学校の指定を行う。	学校課

基本目標4：子どもにやさしいまちづくりを進めます



(1)子どもの権利を尊重するよう進めます

現状と課題

虐待は、育児に関する悩みを抱えているが相談できる人がいないことや、生活上のストレス、日常的な注意・しつけがエスカレートして虐待をしてしまうなど、どこの家庭にでも起こり得ることとされています。

また、虐待と思うようなことに遭遇しても、注意・通報は、地域の人間関係を阻害することにもなりかねず、ためらってしまいがちです。

本市では、医療、保健、福祉、教育、人権擁護団体、警察、庁内関係課からなる児童虐待防止ネットワーク会議を平成11年に設置し、平成17年には要保護児童対策地域協議会として要保護児童の早期発見や適切な保護、児童及びその家族への適切な支援を図るための関係機関との調整を行っています。

さらに、助産師等による妊産婦や新生児への訪問指導、乳幼児健康診査時などの母子と対面できる保健事業を機会と捉えて、虐待の予防や早期発見、早期対応に努めています。

児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、住民一人ひとりに対する虐待防止の意識啓発と、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を一層強化する必要があります。

図表 4-20 児童相談受付状況

(単位：件)

年度	養護相談			障がい保健	非行育成	その他
	児童虐待	その他の相談	他機関との調整			
17年度	41	24	47	51	14	43
18年度	38	34	45	62	4	48
19年度	35	26	52	104	16	41
20年度	57	51	25	106	13	83

資料：児童福祉課

今後の方策

子どもの権利の擁護

子ども一人ひとりの権利を守り育むため、児童の権利条約について広く市民に周知するとともに、児童の権利擁護の推進を図ります。

児童虐待防止対策の拡充

市の児童虐待防止の体制を整備し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るとともに、福祉・医療・保健・教育、人権擁護団体、警察等、関係諸機関の協力体制の充実に努めます。

子どもの意見の尊重や参画の促進

子ども自らの意見を表明し、社会に主体的・積極的に参加する権利を尊重しなければなりません。子どもにとっても、社会に関わる経験は、社会性を身につけ、自立していくうえで、大きな役割を果たすため、子どもに関わる各種行事やイベント事業等の企画運営への参加を促し、意見を反映させる機会を提供します。



具体的事業

子どもの権利の擁護

事業名	事業の内容	担当課
子どもの権利等啓発活動	児童福祉週間、児童虐待防止推進月間などの機会をとらえ、子どもの権利等に関し、パンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を進める。	児童福祉課
越谷市子ども憲章の啓発活動	将来を担う子どもたちが、夢と希望を持ち、自ら考え、行動するための指針である「子ども憲章」について、青少年健全育成冊子「詩・作文集かがやき」等に定期的に掲載し、啓発を推進する。	生涯学習課
人権教育推進事業	人権教育研修会の実施や児童生徒用の人権教育リーフレットの作成・配付等を行い、子どもの権利擁護についての意識を高める。	指導課
人権相談	人権擁護委員が様々な人権問題に対して毎月定期的に相談に応じ、問題解決に助言・援助等を行う。	人権推進課
市民まつりにおける啓発活動	人権についてのアンケートや啓発物等を配布し、市民一人ひとりの人権意識を育てるとともに、人権擁護委員制度の普及に努める。	人権推進課
人権週間における啓発活動	世界人権宣言が国連で採択されたことを受け、わが国では12月4日から10日を人権週間としている。この期間中、世界人権宣言パネルの展示、人権標語の掲出、パンフレット・小冊子等啓発物の配布などの人権啓発活動を行う。	人権推進課
福祉保健オンブズパーソン制度	子どもの権利等の擁護を推進するため、福祉保健オンブズパーソン制度の活用を図る。	社会福祉課

児童虐待防止対策の拡充

事業名	事業の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	虐待等の要保護児童の早期発見並びに適切な保護及び児童やその家族への適切な支援が図られるよう関係機関との協議・調整を行う。このため各機関の代表者会議・実務者及び個別のケースに応じた会議等を開催する。	児童福祉課
児童福祉に係る相談、指導及び措置	社会福祉主事が、子育てに関する不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関へもあっ旋や紹介を行う。また、市内の児童施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生の予防、早期発見と早期対応に努める。	児童福祉課
妊産婦・新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）（再掲）	助産師等が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消など、必要な対応を図る。	市民健康課
乳幼児家庭訪問（再掲）	保健師等が子育ての悩みや不安などを抱える家庭や健診未受診家庭を訪問し、育児や健康などの相談を受ける。また、他の子育て機関との連携を図り、適切な支援を行う。	市民健康課
教育センターの教育相談事業	子どもへの虐待に対して、学校や関係諸機関との協力体制を整備する。また、定期的に事例検討会を開催し、対応等についての研修を行う。	指導課
民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役としての民生委員・児童委員、主任児童委員が、児童問題の早期対応ができるよう、学校などの関係機関との連携を図る。	社会福祉課

子どもの意見の尊重や参画の促進

事業名	事業の内容	担当課
子どもの意見の尊重や参画の促進	子どもに関わる各種行事やイベント事業などを実施する際に、子どもの意見が十分反映されるよう実施機関は配慮する。また、実施にあたり児童スタッフを募集するなど事業の企画・運営への参加を積極的に進める。	関係各課

(2)子どもを交通事故や犯罪から守ります

現状と課題

近年では、子どもが被害者となる事件や事故が多発しており、子どもの安全の確保が重要課題となっています。

本市では、交通事故を未然に防ぐために、交通安全標識の設置や歩道の整備など道路環境の整備を進めています。また、子どもや保護者を対象とした交通安全教育や交通指導員による立哨指導を実施しています。

また、子どもが犯罪に巻き込まれないように、小中学校の児童生徒全員に携帯用防犯ブザーを配布するとともに、不審者や事故、災害から子どもを守るため、避難訓練や不審者への対応訓練などを実施しています。さらに、PTAでは、子どもの緊急避難場所としての「子ども110番の家」への協力を募り、平成20年度時点で3,700箇所を超える協力を得て、子どもを犯罪から守るための活動を行っています。

さらに、自主防犯活動団体による防犯活動や子どもの下校時に合わせた青色防犯パトロール車による防犯パトロール活動の実施、防犯講演会の開催、メールによる不審者情報の配信と市ホームページへの掲載なども実施しています。

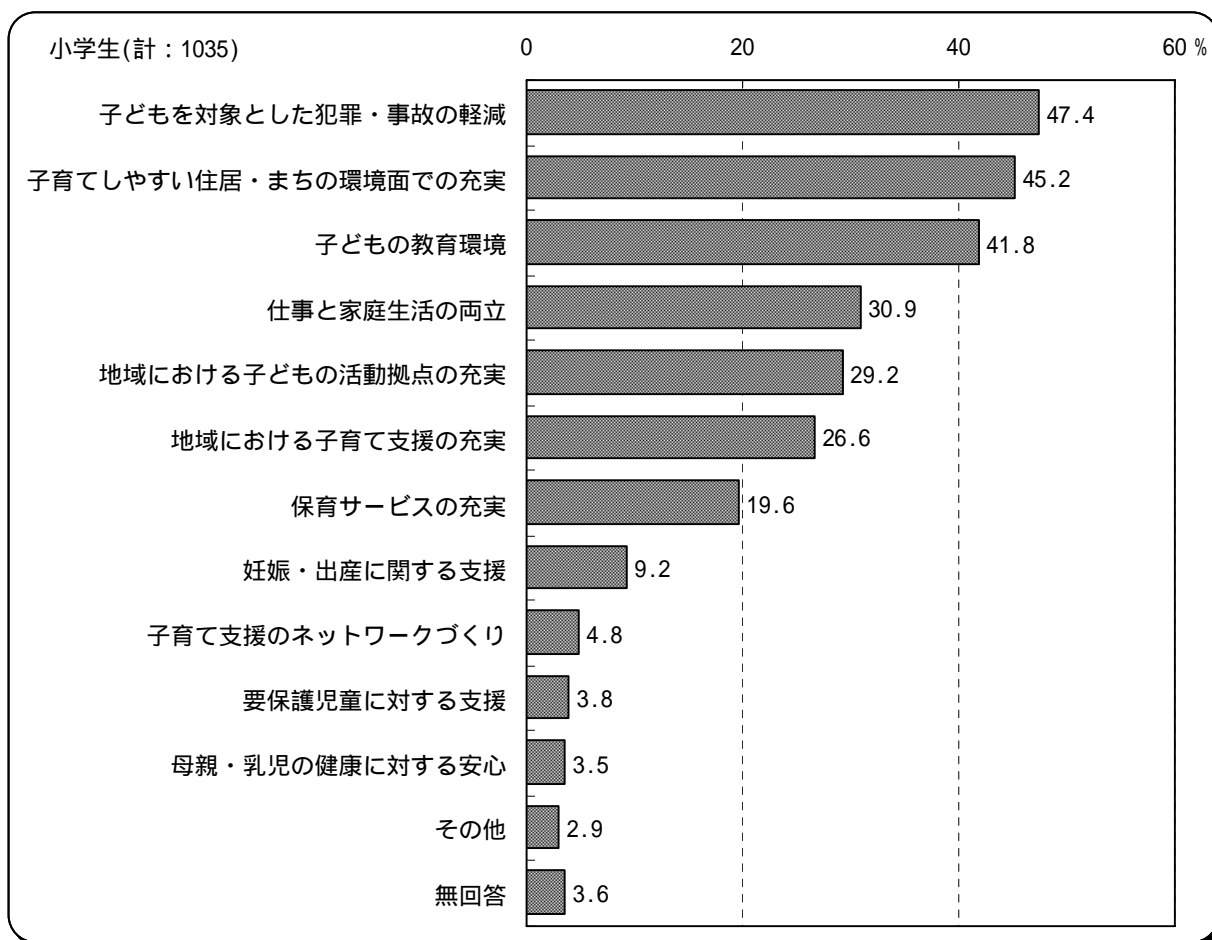
今後は、こうした地域防犯活動において、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要となるため、学校や幼稚園、保育所、警察、自治会、各種防犯組織、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を整備する必要があります。

実態調査結果

小学生保護者の、子育て負担軽減に有効と思われる支援や対策では子育てしやすい住環境づくりや教育環境での充実を抜いて、「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」が最も多くなっています。

子どもが被害者となる事件や事故への心配が高いと考えられることから、交通安全対策や防犯対策の強化が望まれます。

図表 4-21 子育て負担軽減に有効な支援・対策



資料:平成 20 年度調査

今後の方策

安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全・安心して通行することができるように、歩道の整備等、生活道路における道路環境の整備を進めます。

安全教育の推進

子どもを交通事故や犯罪から守るために、子どもや子育て中の親を対象とした交通安全教育・防犯教育を推進するとともに、子ども自身が犯罪から身を守るための知識や技能習得の学習機会の提供を行います。

子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路・公園等の安全対策を進めるとともに、地域の防犯活動を支援します。

被害を受けた子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、専門機関との連携を図ります。

具体的事業

安全な道路交通環境の整備

事業名	事業の内容	担当課
交通安全対策事業	交通事故の未然防止や歩行者・自転車利用者等の安全確保を図るため、危険箇所や交通事故発生箇所などに交通安全関係機器（道路反射鏡・道路照明灯・道路標識など）の設置や緊急かつ応急的に対策が必要な箇所の整備（区画線・すべり止め・交差点鉾など）などを行う。 通学路の安全整備等に関する各学校の要望については、教育委員会と連携を図る。	道路街路課
道路新設改良事業	新設道路及び既設道路の歩道整備を行う。	道路街路課

安全教育の推進

事業名	事業の内容	担当課
交通安全指導事業	登校時における児童の交通安全対策として、交通指導員による朝の交差点等での安全指導を行う。また、正しい交通ルールやマナーを子どもたちが身につけられるよう、小学校・幼稚園・保育所等において、交通安全教室を開催するとともに、保護者が行う交差点等での安全活動について指導を行う。	くらし安心課
学校安全教育	事故や不審者から児童生徒を守るための危機マニュアルを作成するとともに、交通安全教室や避難訓練、不審者への対応等の訓練を実施する。 また、スクールガードリーダーを中心として学校・家庭・地域が一体となった防犯体制の充実を図る。	指導課

子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

事業名	事業の内容	担当課
『子ども110番の家』活動への支援	P T Aを中心に活動している「子ども110番の家」事業を支援する。	生涯学習課
地域の防犯活動への支援	自主防犯活動団体による青色回転灯を装備した車でのパトロール活動及び自治会やP T Aが行う地域防犯パトロール活動などを支援する。	危機管理課
地区青少年指導活動	地域青少年指導員を中心に青少年非行防止パトロール等を実施する。	生涯学習課

被害を受けた子どもへの支援

事業名	事業の内容	担当課
児童相談所との連携	子どもの問題について、家族やその他からの相談に応じているが、必要な調査及び指導を行うにあたり、医学的、心理学的等の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めるなど他の専門機関との連携を図り支援を行う。	児童福祉課
教育相談事業	子どもへのカウンセリングを行うとともに、関係機関との連携を図り支援する。	指導課

(3)子どもや子ども連れにやさしいまちをつくります

現状と課題

妊産婦、子ども連れの外出を考えたとき、交通機関のアクセスの悪さや、階段、段差の存在は外出を思いとどまらせるだけでなく、出産や子育ての負担感を増大させることにもなりかねません。

本市では、公共施設や道路において、早くからバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備、子どもや子ども連れの利用に配慮した設備の整備に取り組むとともに、民間建築物、民間事業者等に対してもバリアフリー化の指導をしてきました。

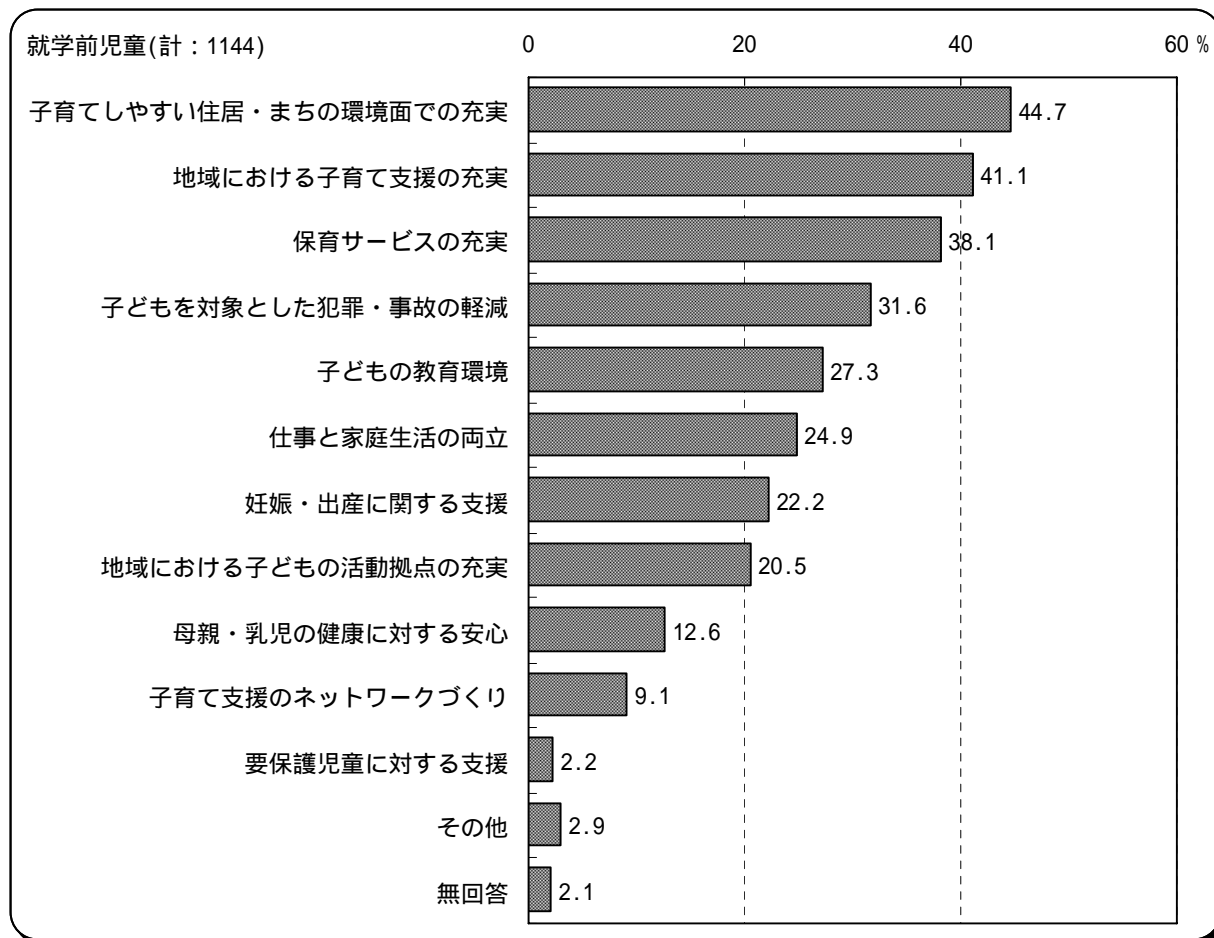
平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー新法」）が施行されており、また、埼玉県福祉のまちづくり条例の趣旨も踏まえ、バリアフリー化を進めていく必要があります。

実態調査結果

就学前児童保護者の、子育て負担軽減に有効と思われる支援や対策では、地域での子育て支援や保育サービスの充実を抜いて、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も多くなっています。

子どもや子ども連れに配慮したまちづくりを推進し、高齢者や障がい者を含むすべての人にとって快適なまちとなるよう、整備を進める必要があります。

図表 4-22 子育て負担軽減に有効な支援・対策



資料:平成20年度調査

今後の方策

ユニバーサルデザインと外出支援の推進

子どもや子育て家庭のみならず、だれもが安心して、快適に生活できるように、公共施設のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めるとともに、赤ちゃんの駅の設置を推進し、外出支援に努めます。

良質な住宅確保のための環境整備の推進

子育て家庭が暮らしやすい住宅建築へのアドバイスや、広くゆとりのある住宅の確保に関する環境整備を進めます。

具体的事業

ユニバーサルデザインと外出支援の推進

事業名	事業の内容	担当課
市街地開発事業	市街地再開発事業や区画整理事業、レイクタウン事業を進めるにあたり、事業者に対し、バリアフリーの誘導を図るなどユニバーサルデザインを促進する。	都市計画課 市街地整備課 再開発課
公共サインの整備	わかりやすいまちの構造をつくるための具体的手段として、主に公共施設への案内誘導サインの整備を行う。また、越谷らしさの表現や景観にも配慮した計画を進める。	都市計画課
障壁改善事業	道路の段差解消や点字ブロックの敷設、公共施設においてオストメイト対応トイレの設備整備等、また、駅のエスカレーター設置などバリアフリー化を進める。 乳幼児をお連れの方や障がい者などが安心してまちに外出できるようバリアフリー施設やトイレについて「越谷市バリアフリーマップ」や市ホームページに掲載し、情報提供を行う。	障害福祉課
ノンステップバス導入促進事業費の補助	路線バス利用者の利便性の向上を図るため、ノンステップバス導入促進事業等を行う路線バス事業者に対し、補助金を交付する。	都市計画課
赤ちゃんの駅	乳幼児と一緒に出かけやすい環境づくりを進めるため、外出中のオムツ交換や授乳などの時、公共施設などに「赤ちゃんの駅」として看板を設置し、気軽に立ち寄れる環境づくりを推進する。	児童福祉課

良質な住宅確保のための環境整備の推進

事業名	事業の内容	担当課
良質な住宅環境のための指導	子どもや子育て期の親だけでなく、高齢者や障がい者を含めたすべての人にとって円滑に利用できるよう建築物を、継続して指導を行う。	建築住宅課
子育て世帯住宅の確保	安心して子どもを育てることができ、子どもが健やかに成長することができる住居環境づくりとして、市営住宅に子育て世帯住宅を確保する。	建築住宅課



第5章

計画の推進体制

1 地域全体で取り組む子育て支援

本計画が、計画期間内に確実に、かつ効果的に推進されるためには、行政だけの取り組みだけでは十分ではありません。

家庭や地域、企業、学校等の社会全体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に交流・連携、協働を図りながら、次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長し、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、子育てが楽しくできるように、一体となって取り組むことが必要です。

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもにとって、親子の信頼関係を築く重要な場所であり、また、基本的な生活習慣、生活能力、他人に対する思いやり、社会的な礼儀作法、善悪の判断能力などのしつけを行う重要な役割を担っています。

特に親は、子育ての基本は家庭にあることを十分自覚し、親として求められる優しさと厳しさを持って子育てをすることが必要です。また、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、男性と女性が共に家事や育児に参画し、家庭、家族があらゆる面でゆとりを持って助け合うという意識を持つことが大切です。

(2) 地域の役割

地域は、家庭を支える最も身近な社会であり、子育て家庭が地域で孤立することがないように、隣近所が互いに助け合い、地域ぐるみで子育てを支援するという風土を築いていく必要があります。

また、子どもが育つ上で、地域社会での様々な体験活動やボランティア活動は重要な体験です。地域でのびのび活動できる遊び場や体験活動の場を提供し、地域に住む人々はそれぞれの持つ技術や体験などを、子育て支援のために積極的に活かそうとする意識づくりが大切です。

(3) 学校等の役割

保育所や幼稚園、学校は同年代の子どもが集団で生活する場です。協力して何かを成し遂げるといふことや集団で生活することのルールなど、集団生活でしか得ることができない貴重な体験をする場となります。

また、子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、心豊かな人間性を養う、心を育む教育を実施するための教育環境を整えることが必要になります。

(4) 企業の役割

結婚、出産後も仕事を続けることを望む女性が増え、共働きの家庭が増加しています。仕事と家庭生活を両立できるよう、就労に関する環境条件を整備することが求められています。

企業は、育児休業制度の定着や労働時間の短縮、弾力化、多様な働き方を可能とした就業環境、妊産婦の健康管理など、就業条件の整備の推進が必要です。

また、子育ての社会的意義や男性が子育てに果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、子どもの病気の看護などへの対応も容易にできる環境づくりが必要となります。

(5) 行政の役割

本計画の実現を目指し、社会全体に対して男女共同参画の視点や子育ての大切さ、楽しさなどについて広く広報啓発を行い、地域や企業の理解のもと国・県と一層連携して事業を推進することが必要になります。

また、保育所、幼稚園、学校などは、最も身近な子育て支援機関であることから、関係機関・団体や地域の人々と連携して、それぞれの地域の中核として地域に根ざした子育て支援を推進します。

さらに、住民からの子育て支援施策についての意見や要望を聞き、事業の実施状況並びに進捗状況を確認し評価していく体制をつくる必要があります。

2 連携体制の確立

(1) 住民参画の促進

住民と行政との協働による施策の推進を図るため、住民や住民団体等との連携を強化し、様々な分野への住民参加を促進し、市行政への意見の反映と子育て支援に向けた意識高揚に努めます。

(2) 地域との連携

地域ぐるみでの子育て支援体制の構築を目指すため、自治会や地域活動団体などへの働きかけを強化し、子育て支援の一端を担っていることの自覚を促すとともに、そうした地域と行政との連携強化を図ります。

(3) 企業等との連携

(財)21世紀職業財団やハローワーク、企業、事業所、商工会議所等との連携を促進し、企業等が子育て支援に関心を示し、仕事と家庭の両立ができるような体制づくりへの協力を要請します。

(4) 関係機関との連携

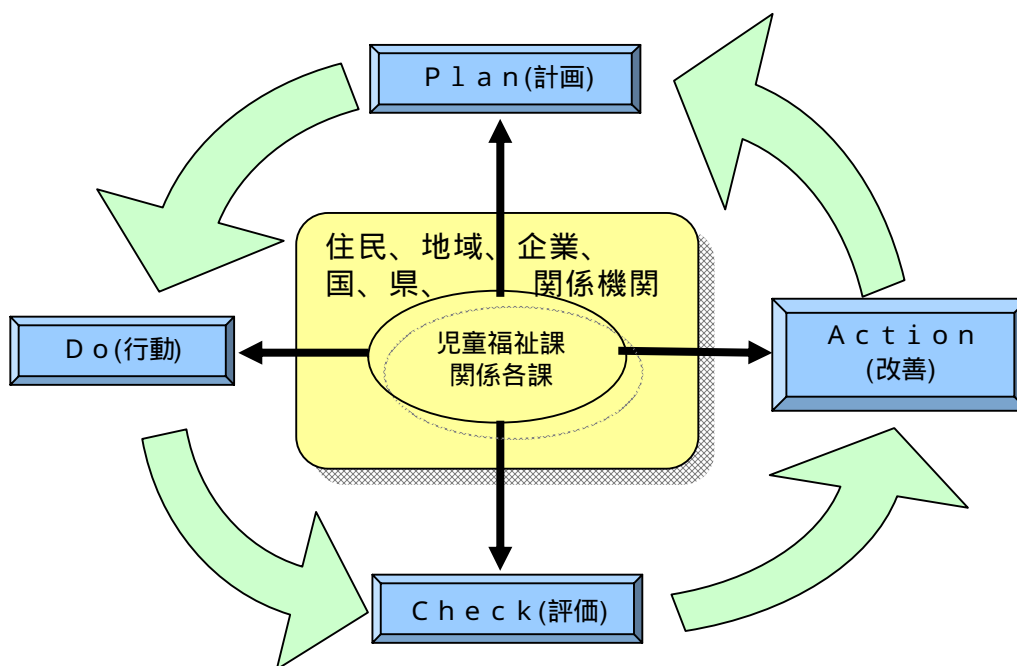
本計画を効果的に推進するため、市行政の積極的な取組はもとより、国や県、他市町村、関係機関等との連携を図り、効率的・効果的な推進に努めます。

3 行動計画の進行管理

(1) 進行管理体制

児童福祉課を中心として庁内各課からなる連絡調整会議を開催し、定期的に、本計画に掲載した各施策の実施状況や達成度といった進捗状況(Do)を把握、分析、評価(Check)するとともに、必要なものについては改善(Action)を行い、実施計画等に反映させます(Plan)。

図表 5-1 推進管理体制イメージ図



(2) 計画の公表と意見聴取

本計画を広く住民等に知ってもらい、次世代育成支援への理解と協力を得るため、啓発用パンフレットの作成とともに、広報紙や市ホームページに計画内容について記事を掲載します。

また、毎年度、越谷市児童福祉審議会に本計画の進捗状況等について各課に照会した施策実績の一覧を提出し、評価、検討いただくとともに、その結果を市民に対しても公表します。

(3) 庁内体制の充実

本計画の推進に際し、庁内関係課からなる連絡調整会議を開催し、関係各課との連絡調整や情報の共有化に努め、子育て支援施策の全庁的な取組を推進します。



4 目標事業量

次世代育成支援対策推進法により、本計画では保育サービスを中心とした子育て支援事業について、目標年度での数値目標を掲げることとされていることから、平成26年度末での本市の数値目標を示します。

事業名	事業の内容	現況 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)
通常保育事業	保護者の就労または疾病等により、保育に欠ける児童を保育所等で預かる事業。 平日 8:30～16:30 土曜日 8:30～12:00	30か所 3歳未満児：931人 3歳以上児：1,978人	33か所 3歳未満児：1,210人 3歳以上児：2,224人
特定保育事業	保護者がパート労働者である等により、保育が困難な3歳未満児に対して、週2、3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業。	7か所	12か所
延長保育事業	通常保育の時間帯（11時間）の前後に延長して児童を預かる事業。	30か所 600人	34か所 680人
夜間保育事業	夜間、保護者の就労等により保育に欠ける児童を預かる事業。 (午後10時まで)	2か所 40人	2か所 40人
トワイライトステイ事業	保護者の就労等の理由により、帰宅が夜間にわたる場合や、休日の勤務等の場合に児童を預かる事業。		2か所 6人
休日保育事業	保護者の就労の多様化に対応するため、日曜・祝日を含めた年間を通じて開所し、保育に欠ける児童を預かる事業。	2か所 40人	2か所 40人

事業名	事業の内容	現況 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)
病児・病後児保育事業	病中または病気の回復期において、集団保育が困難な時や個別の医療的配慮を必要とする児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、一時的に保育する事業。	(病後児対応型) 1か所 定員4人	(病児・病後児対応型) 2か所 定員8人
一時預かり事業	保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において、乳幼児を一時的に預かる事業。	7か所 定員85人	11か所 定員125人
ショートステイ事業	保護者の疾病、就労あるいは社会的事由、育児疲れ等により、育児や教育が一時的に困難となった家庭の児童又は、緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間、児童擁護施設等で預かる事業。		2か所
放課後児童健全育成事業(学童保育)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童に対して、授業の終了後に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業。	35か所 1,946人	39か所 2,194人
地域子育て支援拠点事業	子育て家庭を対象に、子育て親子の交流の場の提供や、子育て等に関する相談・援助等を実施し、地域の子育て支援を行う事業。	10か所	16か所
ファミリー・サポートセンター事業	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となった組織による事業。	1か所	1か所
家庭保育室	低年齢児(0、1、2歳)を保育する家庭保育室の拡大により待機児童の解消を図る。また国の定める家庭的保育事業についても取組を進める。	家庭保育室 定員204人	家庭保育室 定員369人 (うち家庭的保育40人)

事業名	事業の内容	現況 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)
障がい児施設整備事業	みのり・あけぼの学園の一体的整備を図り療育事業の拡大を図る。		1か所
妊産婦・新生児訪問 (乳児家庭全戸訪問)	助産師等が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊婦・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消等を図る。		全家庭
乳幼児家庭訪問	保健師等が子育ての悩みや不安等を抱える家庭や健診未受診家庭を訪問し、育児や健康などの相談を受ける。また、他の子育て機関と連携を図り、適切な支援を行う。	590件	600件
乳児健康診査	4か月児、10か月児の身体測定・診察・相談を医療機関で実施する。	95%	96%
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に身体測定・問診・診察(内科・歯科)及び保健師・栄養士による相談を行う。	93%	94%

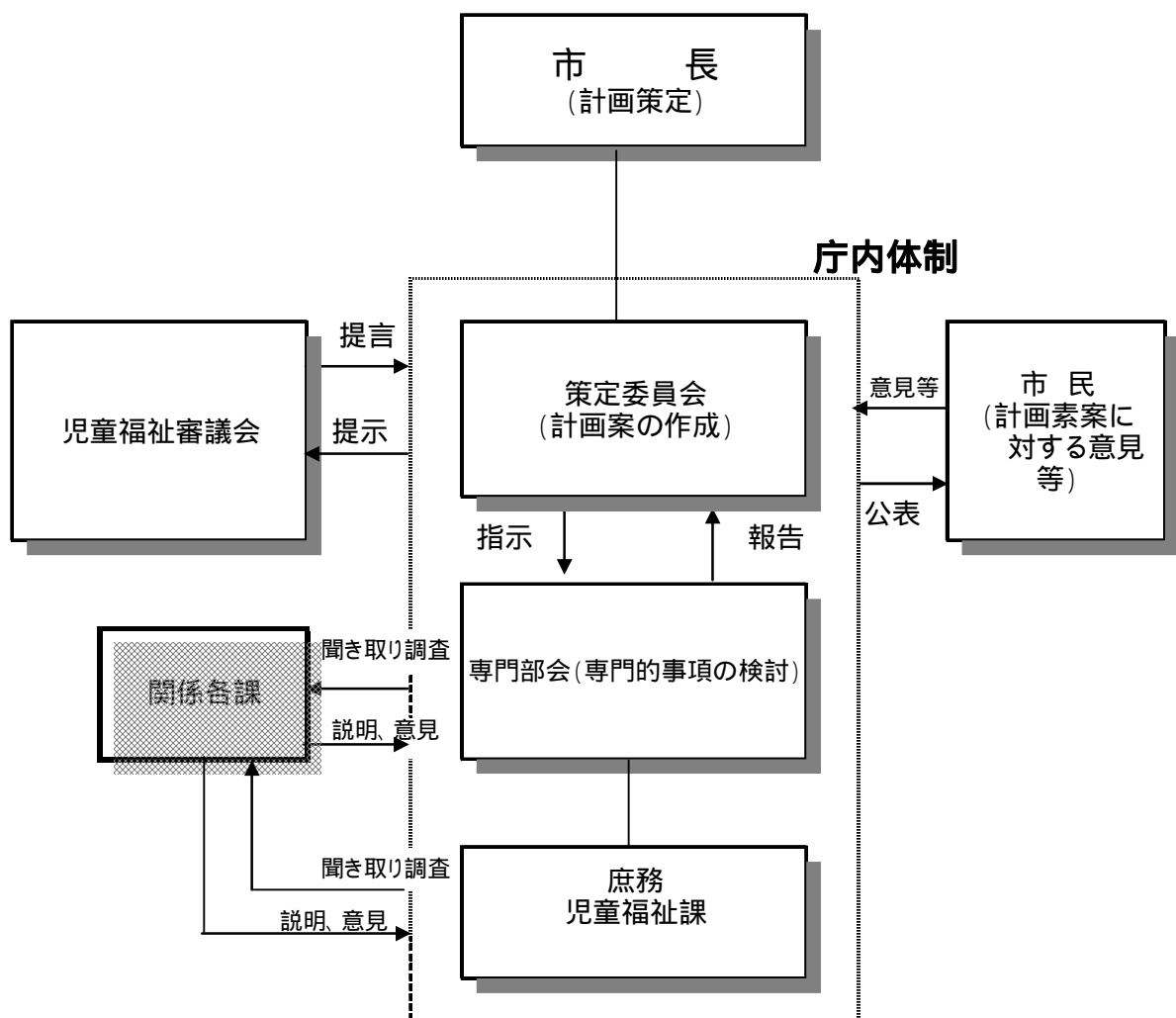
資料編

1 策定の経過

日 付	内 容
平成 20 年度 平成 21 年 1 月	越谷市子育て実態調査(就学前児童、小学校児童)配布・回収 ・就学前児童 配布数： 2,500 件 回収数：1,144 件 回収率：45.8% ・小学校児童 配布数： 2,500 件 回収数：1,035 件 回収率：41.4%
平成 21 年度 平成 21 年 5 月 28 日	「越谷市児童福祉審議会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画策定に係るニーズ調査結果について ・次世代育成支援後期行動計画の策定指針について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画に係る業務スケジュール及び作業部会の設置について
8 月 18 日	「越谷市児童福祉審議会・作業部会」 ・作業部会正副部会長の選出について ・平成 20 年度次世代育成支援行動計画前期計画の進捗状況について ・次世代育成支援後期行動計画の構成、体系等について
8 月 28 日	「越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会」 ・次世代育成支援対策推進法制定と後期行動計画の策定指針について ・越谷市次世代育成支援後期計画策定について
8 月 31 日	「越谷市児童福祉審議会」 ・平成 20 年度次世代育成支援行動計画・前期計画の進捗状況について ・次世代育成支援対策推進法制定と後期行動計画策定指針について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画策定について
10 月 19 日	「団体ヒアリング」 ・子育てサークル団体及び通園施設保護者会
10 月 19 日	「越谷市児童福祉審議会・作業部会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画に係る個別事業の検討について

日 付	内 容
11月13日	「越谷市児童福祉審議会・作業部会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画に係る個別事業の検討について
11月17日	「労働組合との話し合い」 ・次世代育成支援対策推進法制定と後期行動計画策定指針について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画に掲げる新規及び追加事業について
11月30日	「越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会専門部会」 ・次世代育成支援対策推進法制定と後期行動計画策定指針について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画書（策定骨子）について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画・新規及び追加事業について
12月15日	「越谷市児童福祉審議会作業部会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案について
12月22日	「越谷市児童福祉審議会」 ・越谷市次世代育成支援後期計画素案について
平成22年 1月21日	「越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案について 施策体系（施策の方向）の一部変更について 個別事業における新規・追加事業について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案のパブリックコメントの実施について
1月29日 ～ 3月1日	「越谷市次世代育成支援後期行動計画素案に対するパブリックコメントの実施」
3月19日	「越谷市児童福祉審議会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案に対するパブリックコメントの結果について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画について
3月23日	「越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会専門部会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案に対するパブリックコメントの結果について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画について
3月24日	「越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会」 ・越谷市次世代育成支援後期行動計画素案に対するパブリックコメントの結果について ・越谷市次世代育成支援後期行動計画について

2 計画策定体制



策定委員会メンバー 企画部長 総務部長 協働安全部長 健康福祉部長 児童福祉部長
 環境経済部長 建設部長 都市整備部長 市立病院事務部長
 教委・教育総務部長 教委・生涯学習部長

委員長 副委員長

専門部会構成課等 企画課 人事研修課 地域活動推進課 社会福祉課 市民健康課
 児童福祉課 保育課 産業支援課 道路街路課 公園緑地課
 市立病院庶務課 教委・指導課 教委・生涯学習課 専門職員
 児童福祉部副参事 健康福祉部副参事 部会長 副部会長

3 越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画原案を作成するため、越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置するとともに、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 策定委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画策定に関すること
- (2) その他行動計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には、児童福祉部長を、副委員長には、健康福祉部長をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、行動計画策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 委員長は、策定委員会を代表し、会議の座長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 策定委員会に、専門的事項の検討及び調査研究を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には、児童福祉部副参事、副部会長には、健康福祉部副参事を充てる。
- 3 専門部会の部会員は、別表2に掲げる課の課長相当職もしくは副課長当職にある者及び児童の育成に関わる専門職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会議の座長となる。

- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は部長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第8条 専門部会の会議は、部長が招集する。

- 2 部長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。
- 3 専門部会に連絡調整会議を置き、部長は、必要に応じて会議を開くことができる。
- 4 部長は、会議の結果を策定委員会に報告しなければならない。

(連絡調整会議)

第9条 行動計画の特定項目の検討及び計画案の全体の調整を図るため、保育、母子保健等に関わる専門部会員により連絡調整会議を随時開催することができる。

- 2 連絡調整会議は、必要があると認めるときは、関係課から説明を求め、又は意見を聴取することができる。
- 3 会議結果は、部長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 策定委員会及び専門部会の庶務は、児童福祉部児童福祉課が処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

行動計画策定委員

企	画	部	長
總	務	部	長
協	働	安	全
		部	長
健	康	福	祉
		部	長
児	童	福	祉
		部	長
環	境	経	済
		部	長
建	設	部	長
都	市	整	備
		部	長
市	立	病	院
		事	務
		部	長
教	育	委	員
		会	教
		育	総
		務	部
		長	
教	育	委	員
		会	生
		涯	学
		習	部
		長	

行動計画策定委員会専門部会

企	画	部	企	画	課
總	務	部	人	事	研
			修	課	
協	働	安	全	部	地
					域
					活
					動
					推
					進
					課
健	康	福	祉	部	社
					会
					福
					祉
					課
健	康	福	祉	部	市
					民
					健
					康
					課
児	童	福	祉	部	児
					童
					福
					祉
					課
児	童	福	祉	部	保
					育
					課
環	境	経	済	部	産
					業
					支
					援
					課
建	設	部	道	路	街
					路
					課
都	市	整	備	部	公
					園
					緑
					地
					課
市	立	病	院	事	務
					部
					庶
					務
					課
教	育	総	務	部	指
					導
					課
生	涯	学	習	部	生
					涯
					学
					習
					課
専	門	職	員		

4 越谷市児童福祉審議会委員名簿

氏名	選出母体等	備考
四方 準一	埼玉県越谷児童相談所長	
小坂 高洋	埼玉県越谷保健所長	
出村 常子	越谷市子育てサークルネットワークの会幹事	部会長
鈴木 百合子	越谷市私立保育園協会理事	
佐藤 博	越谷市民生委員・児童委員協議会長	
小川 荀子	越谷市民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）	
鈴木 操	越谷市商工会理事	
内田 泰代	越谷市子ども会育成連絡協議会幹事	
山崎 理恵	越谷市青少年相談員協議会顧問	
竹村 厚子	越谷市私立幼稚園協会理事	
保坂 不二夫	越谷市小学校長会(増林小学校長)	
板垣 明	越谷市中学校長会(千間台中学校長)	
手塚 清二	越谷市PTA連合会常任理事	
田口 玄明	埼玉県立越谷特別支援学校長	
大村 純一郎	越谷市医師会理事	
鈴木 真理子	埼玉県立大学 保健福祉医療部 社会福祉学科 教授	会長
角田 巖	文教大学 人間科学部 人間科学科 教授	副会長
赤羽 和菜	公募委員	
谷塚 秀男	公募委員	
白鳥 明子	公募委員	副部会長

(順不同、敬称略)

5 越谷市子ども憲章

本市では、市制 40 周年を記念し、21 世紀を担う子どもたちの健全な成長を願うとともに、子どもたち自身が自ら考え行動できる指針として、その目標や理想を定め、子どもは自立に向け努力し、大人は子どもの自立を支える糧となるよう、子ども憲章を平成 10 年 11 月 3 日に制定しました。

みず みどり たいよう めぐ こしがやし みらい にな
水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、
ゆめ ほこ も なかなかよ たす あ い ちか
夢と誇りを持ち、みんな仲間良く助け合って生きていくことを誓い、
こしがやし こ けんしょう さだ
ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

じりつ
自立 - わたしたちは、たが みと はげ あ
互いに認め励まし合い、
じぶん みち あゆ
自分の道を歩んでいきます。

せきにな
責任 - わたしたちは、れいぎただ きまりをまも
礼儀正しく、きまりを守り、
せきにな も こうどう
責任を持って行動します。

けんこう
健康 - わたしたちは、いのち たいせつ
生命を大切にし、
あか い
明るく、たくましく生きていきます。

かんしゃ
感謝 - わたしたちは、おも こころ
思いやりの心と、
“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

かんきょう
環境 - わたしたちは、しぜん ぶんか たいせつ
自然や文化を大切にし、
かんきょう
環境にやさしくします。

6 用語集

【あ行】

育児休業制度

1歳未満の子供をもつ労働者の申出により、養育のため一定期間休業することができる制度。

オストメイト

病気などが原因で、腹壁に人工肛門、人工膀胱を持つ人の国際的な名称。

NPO

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for Profit Organization」の略で、利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織(団体)のこと。活動はさまざまな分野に及んでいるが福祉を主な活動にする組織が圧倒的に多い。平成10年12月にNPO法(特定非営利活動促進法)が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになっている。

【か行】

コーホート変化率法

人口推計法の一つ。コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法をいう。コーホート法には、出生・死亡、転入・転出の各要因の変化を個別に捉える「コーホート要因法」と各変化要因をひとまとめにした「コーホート変化率法」の2種類があり、このうち、コーホート変化率法は2時点におけるコーホートの変化率を用いて推計する方法。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子ども数を表す。

越谷市総合振興計画

総合振興計画とは、市の最上位計画として、市の最も基本となる計画。第4次越谷市総合振興計画(計画期間：平成23年～平成32年)を策定している。

子育てサロン

保護者の子育ての負担感の軽減等を図るため、相談員(子育て経験者)を通して子育てに関する悩みを相談したり、子育て中の方同士の交流を行っている。

【さ行】

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方の実現を推進するため、企業や事業主団体及び労働者に対して、強力的に周知啓発を実施し、取組を促進していくためのもの。

次世代育成支援対策推進法

少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とし、平成15年(2003年)に成立。国の行動計画策定指針に則り、市町村、国及び企業等に法の目標達成に向けて講ずる措置等を盛り込んだ行動計画の策定を義務づけている。

児童虐待防止ネットワーク

住民にもっとも近い市町村においては、家庭の(親子の)状況を把握しやすく、また家庭の支援に対し迅速に対応することができることから、その市町村において、幅広い関係の機関が虐待防止のための共通知識を持ち、連携するためのネットワーク。越谷市においては平成11年に越谷市児童虐待防止ネットワーク会議を設置。平成17年には要保護児童対策地域協議会に改組。

ショートステイ

児童や障がい児・者、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けること。

スクールガードリーダー

児童・生徒を対象にした防犯活動で、スクール-ガード（学校安全ボランティア）を統率して指導・助言を行う人。近年、全国各地でスクール-ガードの組織化が進んでおり、警察官OBなどが指導官として就任している。地域学校安全指導員。

スクール・カウンセラー

児童生徒の学校生活上の課題解決に関わる援助を中心としたカウンセリングをスクール・カウンセリングという。その中心となる担当者をスクール・カウンセラーと呼ぶ。スクール・カウンセリングは、学校教育の一領域としての児童生徒指導の中心的活動として位置づけられ、個々の児童生徒がそのかけがえのない個性を実現できるように援助することが期待されている。

生産年齢人口

15歳～64歳までの人口のこと。

【た行】

男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。（男女共同参画社会基本法第2条より）

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの状態に応じた教育的ニーズを把握し、適切な指導、必要な支援を行い、一人ひとりの子どもの生きる力を育む教育のこと。

トワイライトスティ事業

ひとり親家庭等で、親の帰宅が仕事等の都合で遅いため、夜間一人で過ごしている子どもを放課後からおおむね夜10時ごろまで預かり、夕食、入浴などを提供する事業。

【な行】

認定子ども園

幼稚園、保育所等のうち「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」、「地域における子育て支援を行う機能」の2つの機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができる。

年少人口

15歳未満の人口のこと。

【は行】

バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を取り除こうという考え方。

晩婚

平均初婚年齢より遅い年齢とする結婚のこと。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者で構成された会員組織で、地域における育児の相互援助活動。一時的・緊急的な保育ニーズに応え、労働者の仕事と育児との両立を可能とすることを目的としている。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と家庭の両立が容易となる様々な制度を導入し、育児休業、介護休業等を取りやすい環境づくりを行う企業。

福祉保健オンブズパーソン

市や市の関係する福祉保健サービスに関する苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図る制度。

プレーパーク

普通の公園のように整備がされておらず、手づくりの遊具が置かれていたり、火を使った食事作りや穴掘り、泥んこ遊びなど、通常の公園では出来ないようなことが自由に出来る冒険遊び場。

ヘルスプロモーション

ヘルスプロモーション（Health promotion）とは、自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセスのこと。

保育ステーション

駅前に保育室（保育ステーション）を設置し、保護者に代わり子どもを保育園に送迎し、日中の保育は保育園で行い、夕方保育園が終了後は保育ステーションに戻り、保護者が迎えにくるまでの保育を行う。さらに、日中空いた保育室（保育ステーション）で、育児相談や一時保育も行っている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

すべての人に使いやすいものであれば、障がい者にも使いやすくなるように、身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、年齢や性別などに左右されず、すべての人が使いやすいようにと考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指したもの。

【ら行】

療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

リトミック

スイスの作曲家ダルクローズによって草案された音楽教育のための方法。幼児の感受性や表現力を発達させ、個性を養うという点で児童教育に取り入れられた。リトミック（フランス語）を英語に直すとリズムック、またはリズムカル。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させて、性別や年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

越谷市次世代育成支援行動計画
(後期計画・平成 22～26 年度)

みんなで子育て越谷プラン

発行日 平成 22 年 3 月

発 行 越谷市役所

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷 4 - 2 - 1

TEL 048 - 964 - 2111(代)

FAX 048 - 963 - 8421

URL <http://www.city.koshigaya.saitama.jp>

編 集 越谷市児童福祉部 児童福祉課
